

平成24年度一般会計予算特別委員会会議録

平成24年3月15日(木)

(開会) 9:58

(閉会) 18:26

委員長

皆さんおはようございます。ただいまから、平成24年度一般会計予算特別委員会を開会いたします。「議案第2号 平成24年度飯塚市一般会計予算」を議題といたします。昨日に引き続き、第3款 民生費、83ページから111ページまでの質疑を許します。質疑通告されております、105ページ、児童クラブについて宮嶋委員の質疑を許します。

宮嶋委員

青少年対策費の106ページ、児童クラブ運営委託料についてお尋ねをいたします。この運営委託料、増額になっているのだらうと思いますが、その辺の経緯をお願いいたします。

児童育成課長

委託料増加の原因の主なものは、時間延長に伴う人件費等の増加分でございます。

宮嶋委員

今の時間延長の分ということになりますので、ここで歳入のほうと一緒にしてもよろしいでしょうか。

委員長

歳入は分けてしてください。

宮嶋委員

時間延長による増額ということですが、30分延長と1時間延長ということになっておりますが、どのくらいの件数になるのか、教えてください。

児童育成課長

2月28日現在で延長利用希望者は30分利用が57人、1時間利用が32人、計89人となっております。

宮嶋委員

これは説明会もされて、申し込みを受け付けられたのだらうと思いますが、この申し込みに際して利用者の方からのご意見とか、そういうものはありませんでしたか。

児童育成課長

3月5日から13日まで全児童クラブで入所説明会を実施いたしました。特段の意見もなく、新年度からスムーズに時間延長が実施できるものと考えております。

委員長

宮嶋委員、歳入のところの児童クラブ利用料について、これの内容は今と同じですか。いいですか。はい、わかりました。次に106ページ、子育て応援情報発信事業費について梶原委員に質疑を許します。

梶原委員

106ページ、民生費、青少年対策費の子育て支援事業、子育て応援情報発信事業費についてお尋ねをいたします。この事業は今年度新規事業だと思われそうですが、その事業概要についてお尋ねいたします。

児童育成課長

乳幼児を抱える保護者の子育てを支援する取り組みの一環として、平成24年4月より飯塚市の子育て情報を集約した子育て新聞を発行することで、最新の情報を提供し子育てにやさしい街づくりを進めるものでございます。

梶原委員

子育て支援のための新しい取り組みとして行われるわけですが、この新聞の配布方法

といたしますか、こういった形で周知されるのか、お尋ねいたします。

児童育成課長

配布の方法といたしましては、保育所・幼稚園・支援センター等をはじめスーパーやコンビニ等に配付いたしまして、情報発信を行っていきたくと考えております。

梶原委員

新聞ですけれども、大体どの位のペースで出されるのか、お尋ねをいたします。

児童育成課長

毎月1回程度の発行を予定いたしております。

梶原委員

本市においても昨年から本町のほうで街なか子育て支援センターが開設されまして、大変好評だということを知っております。そういった中でやはりまだ子育て支援に対して保護者の方の不安というのはたくさんあると思います。その部分で、今いろいろ子育てについては周知の方法はたくさんあるわけですけれども、市報等が出ておりますけれども、市報等でなかなか確認できていない部分があるので、この新聞を活用されているところで子育ての支援につながるように続けていただきたいと思っておりますし、またこれが、どんどんどんどん広がるように頑張りたいと思っておりますので、よろしく願いしておきます。

委員長

次に110ページ、就労意欲喚起等支援業務委託料について、宮嶋委員に質疑を許します。

宮嶋委員

110ページ、生活保護総務費の就労意欲喚起等支援ということで予算が組んでありますが、この事業の内容を教えてください。

保護第1課長

事業の内容でございますが、対象人員につきましては、高齢者施設に10名、障がい者施設15名、合計25名の方を対象に週1回、年間46日施設に通っていただきまして、施設指導員の指示に従っていただきまして、ボランティアにて作業をしていただきます。内訳につきましては、施設指導員の人件費といたしまして対象者1人当たり1日550円。昼食代といたしまして、これはボランティアの方への昼食代といたしまして、一人あたり1日500円。また、ボランティア保険料といたしまして1人当たり年額になりますけれども280円。交通費といたしまして、一人あたり1日200円。その他諸経費を計上いたしまして、一人あたり1日1,450円の委託料で予算を計上させていただいているところでございます。

宮嶋委員

目的は名のとおり就労意欲を喚起するということでしょうけれども、交通費200円って言われますけど、皆さんどうやってその施設に行かれていますか。

保護第1課長

通常、コミュニティバス等を利用して行かれています。それで、昨年度、年度当初が片道100円というようなことで予算を組ませていただきましたけれども、新年度からコミュニティバスが200円になりますのでちょっとそのことを早急に課としても施設と打ち合わせをしながら、対応してまいりたいというふうに思っております。

宮嶋委員

自転車に乗れる方とかバイクに乗れる方はいらっしゃるかもしれませんが、なかなか交通手段のない方おりますので、コミュニティバスで帰れるようなところだったらいいですけど、これまた自分で実費を出さないかということになったら大変ではないかなと思います。その辺の配慮をぜひお願いしたいと思っておりますが、ここ2カ月ですか、皆さん参加されてその方たちの反応というか、事業の成果というのはまだまだ見えにくいでしょうけど、どういうふうに把握してありますか。

保護第1課長

現在、高齢者施設に5名、障がい者施設2カ所に8名、計13名の方がこの事業に参加されておられます。この度、ケースワーカーを通して、ご本人に感想をお聞きしたところ、生活に張りができてだいぶ体調もいいと。それで現在のところ13名全員の方が新年度も継続して参加をしたいということをお聞きしているところでございます。

宮嶋委員

なかなか好評のようですので、この枠がまだありますので、ぜひそういうことで自立できるような体制ができて行けばいいかなと。最初は無理矢理というか、あまり望まない人が行ったら施設の受け入れのほうも大変じゃないかなというふうに思いましたけど、その辺、上手く行くといいと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

委員長

次に110ページ、医療扶助費について上野委員の質疑を許します。

上野委員

110ページ、民生費、扶助費の中の医療扶助費についてお伺いをいたします。医療扶助費は60億円を超えて扶助費全体の6割弱という高額なものなのですが、適正執行に向けて審査など、どのようなことをやられているのか、お聞かせください。

保護第1課長

大変な金額でございます。この医療費の請求に関しましては医療機関から送付されますレセプトをいま現在業者に委託いたしまして、適正な医療、調剤の請求がなされているかをチェックしております。また点検時に頻回受診、重複受診が見受けられた場合は病状を調査いたしまして、被保護者にケースワーカーを通して指導を行っているところでございます。また医療費が重なるということで抑制策と言いますか、現在、医療扶助費の抑制の一環といたしまして、厚生労働省のほうで24年度より受給者に対して、安価な後発医薬品ジェネリックの使用を促す医療扶助制度の指導員を福祉事務所に配置いたしまして、ジェネリックに関して説明をし理解を求める新規の事業を創設する予定となっております。当福祉事務所におきましても医療費抑制に向け、この相談指導員の確保の検討を図り、医療費の抑制に今後努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

上野委員

受診できる医療機関の指定などはできるのでしょうか。

保護第1課長

医療機関の指定というか、うちの福祉事務所のほうから保護者に対してここの病院に行ってくださいという強制はできません。

上野委員

生活保護費をもし食べ物にしているような医者があるとすれば言語道断です。各医療機関の1回当たりの医療費の比較であるとか、保護世帯と非保護世帯の医療費の比較なんかもやっていただいて、今後とも適正執行に努めていただきますようお願いをして質問を終わります。

委員長

次に110ページ、生活保護扶助費について永末委員の質疑を許します。

永末委員

110ページ、扶助費の中の生活保護扶助費全般についてお聞きしたいと思います。資料請求をさせていただいておりました88ページのほうをお願いします。過去5年分の保護率と扶助費ということで19年度からの変遷をだしていただいています。見ておわかりのとおり、19年度、45.8%から23年の51.8%、金額としまして、19年度88億円、23年度106億円ということで、右肩上がりの上昇を続けております。24年度の予算としましてあがっている分が109億円、さらに23年度より増えるような形になっています。こういう

流れで大変な金額として費用の方が上がってきているんですけども、こういう状況をどういうふうに分析していらっしゃるのか。打開策としてどういうふうな形で、今後市の方が取り組んでいきたいというふうに考えているのか。お答えいただけますでしょうか。

保護第1課長

委員のご指摘のとおり、資料に基づきまして平成19年度以降現在まで、保護率は上りつつあります。イコール、保護申請が多いというようなことに言いかえることができるというふうに考えております。経済情勢、また雇用情勢の悪化に伴いまして、現在保護率は伸びておりますので、今後もこの増加傾向が続くものというふうに予測しているところでございます。また、それらに対して今後の取り組みはということでございますけれども、保護課といたしましては、生活保護の適正な執行につきましては世帯の生活状況を把握することが一番重要でありまして、そのためにはケースワーカー体制の充実が重要であるというふうに考えております。現況におきましては、行財政改革よりまして、正規職員の確保は大変厳しい状況でありますので、関係各課との協議をいたしまして、新年度24年度より5名の嘱託職員を雇用をすることとしております。今後も増加する受給者に対して人員体制の充実によりまして、保護業務の適正な執行に努めてまいりたいと考えております。

永末委員

先ほど、私の質問の方でこういった費用が、19年度からふえてきているという分でご質問させていただきまして、その原因をどういうふうに捉えているかというふうに質問したつもりだったんですけど、申請がふえればこの金額が上がるのは当然のことだと思うんですが、申請が上がってきている原因についてお聞かせいただけます。

保護第1課長

ちょっと簡単な言い方だったんだろうというふうに思いますけれども、先ほども述べましたとおり、経済情勢の悪化に伴いましてなかなか職が見つからないと。雇用情勢の悪化等、またもうひとつ要因にあげるならば高齢者世帯がふえまして、高齢者の受給世帯も多くなっているという現状がこういった保護費の増大につながっているのではないかと、また今現在、高齢化に伴いまして医療費の増加も考えられます。また最近ではメンタル面で病院にかかれる方も大変多くなっておりますので、それが扶助費がどんどん延びている要因にもつながっているというふうに分析をしております。

永末委員

はい、わかりました。ありがとうございます。今、述べられた理由からすると職が見つからないという部分が1つ、高齢化ですね、あとは医療費の増加という部分が述べられたと思います。そういう職が見つからないということに対して、先ほどケースワーカー体制を充実させるとかということをおっしゃっていただきましたが、そういう原因を潰してしていくのが一番保護率、保護費の増大を抑えられると思うんですけども、ケースワーカー体制を充実させることによって、このあたりが解決していくというふうに考えていいのでしょうか。

保護第1課長

今委員のご質問のとおり保護から外れるというのが就職されて仕事を見つけて、自立に結びつくというのが一番わかりやすい、また確実に保護を脱却するということが、保護費削減の第一の理由だというふうに思っています。そういったところから就労支援相談員の体制でございますが、昨年度までは1名体制でございましたけれども、本年度から2名体制に充実させました。昨年までは就労支援員1名体制で、年間動きまして1けた台の就職、就労をされるという実績でございますが、今年度、2名体制にしたことによりまして2月末時点でもう就職者が38名の実績を上げることができました。就労支援員の充実によって、これほど就労者がふえたというのは、私も驚いているところでございます。今後様子を見ながら、この就労支援員体制についてもいろいろと検討していきたいというふうに思っているところでございます。

永末委員

ぜひそういう形で、就労支援員の方の体制を充実させていって職の見つかる方が増えるようにしていただきたいと思います。保護率を抑えるという部分でのメリットもあるんですけども、やはりその職が見つかって保護費をいただいて生活するという形よりは働いて、ご自分で稼いだお金で生活するというほうが、受けている方にとってもいろんな面でプラスになっていくと思いますので、その生活の場をつくってあげるような形で、ぜひ市の方でバックアップをしていただきたいと思いますというふうに思います。

委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

他に質疑はないようですから、第3款 民生費について質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 10:22

再 開 10:30

委員会を再開いたします。次に第4款 衛生費および第5款 労働費、111ページから131ページまでの質疑を許します。はじめに、質疑通告をされております112ページ、飯塚休日夜間急患センター費（電子カルテの導入）について上野委員に質疑を許します。

上野委員

衛生費、保健衛生総務費、112ページの飯塚休日夜間急患センター費、予算書になるとその次のページの113ページに電子レセプトについては予算計上があるんですが、電子カルテについてはご検討をどのようになされてありますでしょうか。

健康増進課長

電子レセプトにつきましては導入が義務化されております。電子カルテにつきましては導入につきましては義務化されているわけではございませんので、任意となっております。急患センターを利用される方は基本的には風邪とか頭痛とか軽い症状での受診で継続で診療されることがほとんどありませんので、現在のところ電子カルテの導入は考えておりません。

上野委員

電子カルテは1つの医療機関だけ入れても意味がないと思いますが、飯塚市全体で電子カルテの普及が進めば、それだけアレルギー体質ですとか、今までの経過だとかも即わかるようになると思いますので、ぜひ何かしらの検討をしていただけるような、予算措置もしていただけるようによろしくお願いいたします。

委員長

次に114ページ、予防接種費（子宮頸がんワクチン）について上野委員に質疑を許します。

上野委員

114ページ、衛生費、予防費の予防接種費についてです。予算資料の13ページに内訳がありますが、中でも子宮頸がんワクチンが3107万2000円予算計上されていますが、この財源について教えてください。

健康増進課長

子宮頸がんワクチン接種事業につきましては、国からの臨時特例交付金を受け、県の基金事業といたしまして平成22年度、23年度と実施をいたしております。平成24年度の取り扱いにつきましては、基金の期間が24年度の末まで延長されました関係で継続して2分の1の補助で行われるようになっております。

上野委員

この子宮頸がんワクチンについては、国のほうでは今後継続についてちょっと消極的な論議もされておられるようですが、飯塚市としての考え方があればお聞かせください。

健康増進課長

補助がなくなった場合の取り扱いについては、現在のところはまだ決定はいたしておりません。ただ補助がなくなった場合、全額補助は厳しいとは思いますが、事業の必要性を考えれば何らかの形で継続できないか検討したいと考えております。

上野委員

ありがとうございます。この子宮頸がんワクチンについては、前議員の柴田加代子議員が毎回一般質問でされておってようやく導入された経緯もございますので、国のほうの見直しがあっても飯塚市としてはぜひ継続をしていただきますように、よろしく願いいたします。

委員長

次に116ページ、妊婦健康診査委託料について田中委員に質疑を許します。

田中裕二委員

116ページ、妊婦健康診査委託料について質問をさせていただきます。平成23年度の当初予算と比較して若干予算が減少しておりますが、何か理由があるのでしょうか。

健康増進課長

基本的には出産予定の人数を推計しましてその回数でやっております。それと今14回まで無料としておりますが、現実的には14回全部を使われる方もいらっしゃいませんので、実績を見た中での回数を把握し予算計上して、額が若干減っているということでございます。

田中裕二委員

実績を見てということでは23年度の実績はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

健康増進課長

平成23年度はまだ途中なので最終的には実績が出ておりませんが、平均的に月に100人から105人前後で推移しております。月によってはばらつきがございますが、そういうことになっております。

田中裕二委員

平成23年度はまだ終わってないので、確かにそうなんですけども、この予算内で23年度いけそうという考えですね。わかりました。そうしますと、これは確か国・県の補助があったかと思いますが、国・県そして市の負担割合はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

健康増進課長

妊婦健診は平成21年度から現行の14回に拡大して実施しております。財源措置といたしましては5回目までが交付税措置、6回から14回までの9回は2分の1が国庫補助、残りにつきましては交付税措置といたしております。しかし平成23年度は9回分の交付税措置がなくなっており、市の財政負担が増えているのが現状でございます。

田中裕二委員

平成24年度以降、県の補助がもしなくなった場合、さっきの上野委員の子宮頸がんワクチンと同じなんですけど、補助がなくなった場合は単費でも市で実施されるお考えはあるのかどうか、この点いかがでしょうか。

健康増進課長

本市では妊婦健診を5回から14回に拡大する際に将来にわたって財政措置があるかどうかということが議論されまして、ときの自公政権では存続させるという見解でございましたので、それを受けて拡大に踏み切った経緯もございます。今回その交付税措置がなくなったわけですが、今後は引き続き財源措置を継続していくように要望してまいりますとともに、妊婦健診の14回というのは基本的には必要だと思いますので、何らかの形でできればとは考えております。

田中裕二委員

ぜひとも継続して実施いただきますよう要望いたしまして、この質問を終わります。

委員長

次に120ページ、住宅用太陽光発電システム設置費補助金について田中委員に質疑を許します。

田中裕二委員

この住宅用太陽光発電システム設置費補助金についてお尋ねいたしますが、平成23年度の当初予算と同額でございますが、23年度の実績はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

環境整備課長

平成23年度につきましては、件数としましては319件、完了届が出てないものもございしますが、319件を想定しております。

田中裕二委員

この事業は国の補助が45%ということのようでございますが、平成25年度以降、国の補助はまだ継続されるのかどうか、この辺はいかがでしょうか。

環境整備課長

国の社会資本整備総合交付金の中で活力創出基盤、市街地整備、水の安全安心基盤確保、地域住宅支援という項目がございます。この分野の中で太陽光につきましては、地域住宅支援の分野になってまいります。国の基本的な考え方としましては、だいたいこういう交付金につきましては5年スパンで考えているようではございます。しかし国の情勢等から今のところ把握しているものとしたしましては、平成24年度は間違いのないという状況だけの把握でございます。

田中裕二委員

ということは、平成25年度以降はわからないということですね。この予算資料を見ましたら、これが平成23年度から25年度の期間限定というふうにされておりますが、市の考えとしては25年度も実施するという考え方ですか。

環境整備課長

この太陽光につきましては市長のマニフェストの中にもありますように、実施していくということでございますので、市長在任期間中につきましては実施していく予定で考えております。

田中裕二委員

補助がなくなった場合も実施をしていく方向だということですね。この予算が1440万円という予算を計上されておりますが、これを超過した場合は補正等でまた追加されるご予定と申すか、考えはあるのでしょうか。

環境整備課長

昨年、当初予算1440万円計上いたしておりまして、非常に市民のニーズが高く、4月からの受付におきまして早々に1440万円の補助対象にいつってしまったということがございます。その中で再度内部検討を関係各課としまして1千万円を追加して、総額2440万円といった中で23年度は対応いたしております。24年度につきましては2年目になるわけでございますが、他の自治体の状況を把握しましたところ、2年目につきましては初年度より非常に申請も遅いといったところもございます。いま私も考えておりますこととしましては、その情勢等を見ながら今後の分を関係各課と検討していきたいというふうに考えております。

委員長

次に、同じく宮嶋委員に質疑を許します。

宮嶋委員

同じ項目です。田中委員のほうですべて質問されましたので、私の質問は取り下げさせていただきます。

委員長

次に120ページ、火葬炉修繕料について上野委員に質疑を許します。

上野委員

衛生費、斎場費の中の120ページですね。修繕料についてお伺いをいたします。この火葬炉の修繕料は計画的な修繕なのかどうか、まずお聞かせください。

環境整備課長

火葬炉につきましては、毎年保守点検を指定管理者のほうで行なっていただいております。その結果を踏まえ翌年度に必要な修繕を行っているところでありますが、飯塚市斎場の火葬炉は平成4年4月に供用開始しております。そういった中で耐用年数が16年といった部分では、火葬炉が標準炉4基、大型炉2基、汚物炉1基の計7基ございますが、1号炉から5号炉が平成4年、6号炉が平成7年といったところではそれぞれ耐用年数を超えております。そういった部分で定期的に保守点検の中で必要なものを修繕していくということで考えております。

上野委員

市内にはもう1つ斎場があると思うんですけども、そちらのほうの修繕、耐用年数はどのようなになっていますか。

環境対策課長

もう1つの火葬場につきましては、飯塚市桂川町衛生施設組合のほうが管理運営をいたしております筑穂園がございます。こちらにつきましては平成10年に火葬炉の全面入れ替えをいたしております。現時点におきましては必要に応じて修繕を行っておりますが、特に入れ替え等の計画はございません。

上野委員

2つうちにもあって、それぞれ組合も他にもあります。やっぱりここも広域的な話し合いが進められていくということですので、やっぱり広域的に考えていただいて飯塚市としてどういうふうな施設が、今のままでいいのか。それともまだふやさなくちゃいけないのか、1つにするのか、そのことも含めて広域的な話を進めていっていただきたいと思います。

委員長

次に120ページ、病院事業会計補助金について宮嶋委員に質疑を許します。

宮嶋委員

120ページの病院費、病院事業会計補助金ということですが、この補助金の内訳をお願いいたします。

健康増進課長

病院事業会計への補助金の内訳でございますが、まず病院事業にかかります交付税措置分として、病院運営分が2億1599万1千円となっております。もう1つの起債償還分にかかわる交付税措置分といたしまして、605万3千円、それと今回病院整備分といたしまして、医療機器の買い替えを行います。そのうちの4分の1が合併特例債を活用して購入することになりますので、その分が2500万円、あわせまして、2億4704万4千円となっております。

宮嶋委員

昨年からすると4千万円ぐらい減っているんですが、それはどの部分が減ったのか、教えてください。

健康増進課長

大きな減少の部分といたしましては、病院の整備分といたしまして23年は建設改良部分としまして、設計関係の経費があがっておりました。その関係で4370万円ほどの補助金が出ておりましたので、その分が減少しているということになっています。

宮嶋委員

今、建て替えの話が出てきていると思うんですが、そういうことになれば金額が増えてくる

と思いますが、そういう部分についてはここで平成24年度分の支出というのはいないんですか。

健康増進課長

24年度分につきましては、建設改良分の起債関係がございませんので、その関係は出ておりません。

宮嶋委員

25年度以降には、また結構高額な金額になるのではないかとと思いますが、そういうことですね。わかりました。

委員長

次に124ページ、ごみ収集業務委託料について宮嶋委員に質疑を許します。

宮嶋委員

124ページ、ごみ処理費ということで、ごみ収集業務委託料というところですが、この資料を出していただいております。この資料についてご説明をお願いいたします。

環境施設課長

資料93ページの方に業者の内訳を記載しております。まず、はじめにこの委託につきましては、一般廃棄物収集計画に基づきまして飯塚市域のごみの収集運搬業務を委託するものでございます。飯塚地区の可燃ごみ収集業務につきましては、鎮西地区、幸袋地区、二瀬、菰田、飯塚東の一部を委託しておりますし、空き缶、空き瓶収集販売店のペットボトルトレイの収集運搬業につきましては、飯塚市全域、不燃ごみの収集運搬業務につきましては、鎮西、幸袋及び二瀬、それから資源ごみ等の拠点収集運搬業務を委託しております。収集業務につきましては飯塚市につきましては重複しておりますが、委託業者6業者ということでございます。また飯塚市以外の可燃ごみ、不燃ごみ、空き缶、空き瓶、粗大ごみ、資源ごみ、拠点収納ボックス等の収集業務につきましては、穂波地区1業者、筑穂地区2業者、庄内地区1業者、頼田地区1業者、計11業者に収集運搬業を委託している状況でございます。

宮嶋委員

それでは委託料はどういうことで算定されているのか、お尋ねします。

環境施設課長

平成24年度の予算額といたしまして6億1082万6千円を計上いたしております。飯塚地区で実施しておりました、7分別収集体制を平成21年度から穂波、筑穂、庄内、頼田に拡大いたしまして実施しております。その中で合併当時からそれぞれの地区で、委託料の積算方法がまちまちであったものを廃棄物処理法施行令第4条第1項第5号の委託料が受託事業に遂行するに足りる額ということに基づきまして、直営経費をベースに勘案いたしまして収集車両1台の原価計算をいたしまして、それをもとに可燃ごみ、不燃ごみ、空き缶、空き瓶等の収集委託料としたものでございます。これにつきましては平成21年度から実施しております。

宮嶋委員

ごみの減量化の状況をお尋ねいたします。

環境施設課長

これは資料の92ページの方に委託業者の収集状況を示しております。委託業者の収集量を可燃ごみ、不燃ごみ、空き缶、空き瓶、粗大ごみ、古紙古布と資源プラ、有害ごみの7分別のごみの収集につきましては、平成21年度から平成23年度を掲載いたしておりますが、平成21年度の総収集量2万7529トン、これを100といたしますと平成22年度は2万7022トンということで1.84%の減、23年度見込みでございますが1.84%の減ということになっております。

宮嶋委員

微量であります減っているという状況みたいですね。ごみが減った、増えたのと委託料というのは、先ほどお聞きしましたら関係ないというようなことですが、委託料はほぼ同じよう

な状況で来ていると思うんですが、今後、この委託料をどういうにするのかということでの考えはありますでしょうか。

環境施設課長

ごみ収集委託料等の関係でございますが、平成22年度と平成23年を比較いたしまして約137万7千円を減額しております。これにつきましては、所管内の7分別収集体制の導入に伴いまして、先ほど申し上げました平成21年度に収集委託料の見直しを行っておりますが、販売店の資源プラ等の収集箇所が減少したことによりまして、減額いたしております。平成24年度につきましては、23年度と同額といたしておりますが、基本的に平成21年度に見直しを行い、3カ年を経過したということでございますので、原価計算の積算の中身について精査検討する必要があるというふうに考えております。

委員長

次に124ページ、指定ごみ袋等販売事務委託料について上野委員に質疑を許します。

上野委員

124ページ衛生費、ゴミ処理費、指定ごみ袋等販売事務委託料についてお伺いいたします。資料のほうを見させてもらおうと14ページにその増額の理由が書いてはいるんですが、もうちょっと詳しく理由を説明していただけますか。

環境施設課長

昨年に比べての委託料の増ということでございますが、今現在4支所管内におけます販売店等に指定ごみ袋等を販売する業務につきましては、4支所管内の市民窓口サービス課の方で取り扱っております。しかし近年の4支所管内の機能が凝縮されておりますので、平成24年度から行政改革推進の一環といたしまして、支所管内の事務の効率化、コストの削減並びに質の高いサービスを提供するというところで業務を委託することにいたしております。飯塚地区の販売店に卸す業務につきましては、従来よりシルバー人材センターに委託しておりますが、今回その4支所管内業務を実施するというところで考えておりますので、それが加わったために増額になっている状況でございます。

上野委員

行革によるコスト削減と高いサービスを提供するということは普通考えると相反すると思うんですが、このごみ袋の委託販売事務手数料に関しては、行革よりもサービスを高めるということ優先させたということでしょうか。

環境施設課長

基本的に行革のコスト、サービスの提供という形の中で当然各支所管内で行うより、民間のそういうノウハウを考えた中で、事務の効率化、行革も含めた中で検討したということでございます。

上野委員

行革の一環になっているんでしょうか。

環境施設課長

4支所管内にお尋ねしたところ、ごみ袋を販売店に卸す事業につきましては、穂波支所で0.4人、筑穂支所で0.3人、庄内、額田支所で0.1人ということで0.9人分の業務であることを報告しております。基本的に職員を分割することはできませんので全体の中で職員1名を削減したというふうに考えております。今回の4支所管内の販売店に指定袋等を卸す業務委託につきましては、従来から飯塚地区に卸しております、シルバー人材センターをと考えておりますので、例えば職員の人件費800万円ということと考えますと今回345万円ということ見込んでおりますので、その差額分が行革の成果ということになるのではないかと考えております。

上野委員

この点についてはサービスも上がるし、行革にも即しているということだと思いますが、どのようなところを委託先に考えられておられるのでしょうか。

環境施設課長

今回の委託の方でございますが、現在4支所管内の販売店にそれぞれの指定袋を卸している関係上、今回の業務委託につきましては、4支所管内にそれぞれ事務所と倉庫を所有し、指定袋等を一定量保管し続けながら、業務を行うということが必要であるというふうに考えております。今回の委託につきましては、公募を募りまして、飯塚市ごみ袋専用指定袋等販売事務委託を公募型指名競争入札実施要綱に基づきまして、あらかじめ要件の整っている業者を公募したうえで実施する公募型指名競争入札を行うことを予定しております。

上野委員

ごみ袋は日常生活に直結する問題でありますけれども、そのような周知はどのようなことで行われますか。

環境整備課長

4月に入りまして委託業者の公募を開始いたしまして、4月中には委託業者を決定する予定にいたしております。その後指定ごみ袋等の販売店に対しまして、文書で周知するとともに、現在ごみ袋を卸してしております、シルバー人材センター及び4支所管内の窓口サービス課におきまして、ビラを設置しごみ袋等を仕入れに来られました販売店に対しまして周知していくというふうに考えております。実際の業務開始という形になりますと6月1日を予定しております。

委員長

次に124ページ、ごみ収集車購入費について上野委員に質疑を許します。

上野委員

続いて、同じく124ページ、衛生費、ごみ処理費のごみ収集車購入費についてお伺いをいたします。購入する理由とすれば古くなったからということだと思いますが、直営のごみ収集は合特法の代替事業であるという答弁も以前の議会であっておりましたが、そのこととの整合性はどういうふうに理解したらよろしいですか。

環境施設課長

飯塚市公共施設等のあり方に関する第1次実施計画におきまして、直営で実施するごみ収集業務につきましては直営で継続すべき業務を整理しながら管理運営費等の削減、簡素化を図る観点から、平成24年度を目途に民間委託化も含めましてさらなる経費削減に向けた計画を策定することとしております。策定後は年次計画的に実施していくということになると考えております。しかし一般廃棄物処理対策におけます自治体の委託業者に対する指導等の観点から直営でもすべて廃止するという見解は持っておりません。このことから一部直営部門を残していくこととなりますので、塵芥車等も定期的買い替えることは今後も必要であるというふうに考えております。

上野委員

次年度、平成24年度に計画を策定するというのでありますので策定をしていただいて、最低でも直営は1台は残すという考えでやられるということを確認いたしておきます。今回の予算が820万円あがっておりますが、昨年でしたか、消防車を購入の際にも入札額が以前に比べて随分下がったという経緯もございますので、入札に関しては競争性も十分に確保していただきたいというふうに要望しておきます。

委員長

次に125ページ、清掃工場管理運営費について宮嶋委員に質疑を許します。

宮嶋委員

125ページ、ごみ処理費、清掃工事管理運営費ということですが、ごみ処理量が減れば運

転管理、点検整備委託料、こういうものは減額するのではないかと思います、いかがでしょうか。

環境施設課長

資料94ページのほうに示しておりますが、ごみ処理量につきましては平成21年度の2,702.34トンといたしますと、平成22年度は2,468.72トンで8.6%の減、平成23年度、見込量でございますが2,540.0トンで6.0%減というふうになっています。清掃工場につきましては、この3月で稼働から約14年を経過することとなり、工場の機械設備や経年的劣化による老朽化等が進行しております。このため通常の点検整備や整備箇所が増加傾向にあるということもございまして、平成24年におきましても昨年同額の予算を計上いたしております。

宮嶋委員

いま大規模整備ということで電気機械関係の更新が行われておりますが、今どういう状況でしょうか。

環境施設課長

電機計装設備関係の大規模整備につきましては、当初、平成22年度から平成31年度の10カ年計画を予定いたしておりましたが、公共施設等のあり方に関する第1次実施計画の環境部門、清掃工場等でございますが、その検討や合併特例債が活用できることを踏まえまして、平成22年度から26年度までの5カ年計画として見直し、実施するようにはいたしております。

宮嶋委員

前倒して合併特例債が使えるうちに、有利に早くしようということですが、こういうふうには大規模整備を行っている中で、やっぱり点検整備というのが必要なのか、もっと安くこれがあがらないのかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

環境施設課長

毎年の点検整備につきましては、清掃工場のごみ処理につきましては24時間連続で稼働しておるということでございますが、これを常時安定稼働させるために必要な日常の保全、設備の予防保全を行うことがあります。通常のオーバーホール、状態基準保全ということになる劣化、それから摩擦の著しい部分の補修を行うことで清掃工場の処理能力や機能が適正に発揮されて安定確保につながるものというふうに考えております。通常の機械設備等の保全をもっても劣化や耐用年数に達することは避けられませんので、そこで平成22年度から年次計画で取り組んでいるものが大規模整備ということで電機計装関係それから機械設備関係でございます。これにより耐用年数を経過した各機器を交換することによりまして清掃工場の延命化、長寿命化を図ることが可能になってまいります。従いまして、安定稼働を目的とした日常の保全と施設の延命化を図るための更新と手法が違うため清掃工場にとりましては今後とも両方必要であるというふうに考えております。

宮嶋委員

この大規模整備によって延命というか、どういうふうになるのでしょうか。

環境施設課長

電機設備等の更新委託につきましては、清掃工場の基幹的設備ということで操業開始から約10年から15年ごとに実施する必要があるというふうに考えています。大規模な機器更新と設備整備により延命化につきましては、環境省が提唱しておりますストックマネジメントの手法に基づきまして平成22年度より年次計画で進めております。基本的にこのストックマネジメントの考え方をもちましてライフサイクル、コスト、要するに建て替えから維持管理、総経費でございますが、その低減を図ることにより、これらの整備をすることによりまして、平成22年度から平成40年度までの約30年間の操業を目標としていま現在整備を進めてい

る状況でございます。

宮嶋委員

どこでもそうですけれども作ったり建てたりした後に、いろんなメンテナンスをやっていく中で延命効果が図れるというふうなお答えですが、この工事は随意契約だというふうに確か前回お聞きしたんですが、これはどうしても随意契約でないといけないのかどうか、もう一度お尋ねいたします。

環境施設課長

今までもたびたび、なぜ随契でなくてはならないのかということで答弁してきておりましたが、通常の運転管理及び点検につきましても基本的に日鉄環境プラントソリューションズと随意契約を行っております。理由といたしましては清掃工場が溶融炉という特殊性のきわめて高い高度な技術を必要とする施設であることから、安全、安定稼働のため随意契約をいたしております。このことから通常取り扱わない基幹的な部分の大規模整備等につきましてもより以上の専門性を、将来にわたり安全、安定稼働が要求されますことから、他の業者ではなかなか対応できないというふうに考えております。ただ、市内業者で施工可能なものについては現在分離発注しておりますし、分離発注が困難で一部市内業者で施工可能な箇所につきましても日鉄環境プラントソリューションズに対しまして飯塚市内の業者を最優先して採用するように指導しております。今回の大規模整備につきましても、基本的な部分で困難な部分がございますが、1社でも採用されるように重ねて日鉄環境プラントソリューションズの方ほうに指導していきたいというふうに考えております。

宮嶋委員

特殊な技術だということですが、そういうことでどうしてもその1社でしかできないということで整備のほうもそうですし、委託、点検、運転管理というものも1社ということになるんですが、ぜひ適正な金額でということで、金額については十分論議していただいて契約をしていただきたいということを申し述べて終わります。

委員長

次に130ページ、緊急雇用創出事業費について上野委員に質疑を許します。

上野委員

労働費、労働者費、130ページの緊急雇用創出事業費についてお伺いをいたします。この事業費は県補助10分の10で1億円以上の金額がきておりますが、まず意義、目的を教えてください。

商工観光課長

この緊急雇用創出事業は、ただいま委員が申されましたように、国の緊急雇用創出事業特例交付金を県が基金として積み立て、県の基金事業として平成20年から実施しております。補助率は10分の10でございます。この国の緊急雇用創出事業臨時交付金の趣旨は、平成20年9月のリーマンショック以降、厳しい経済情勢のなか派遣切り等大量の失業者が出たため緊急の救済措置でございます。

上野委員

先ほどから私も質疑をしておりますが、扶助費が飯塚市はものすごく負担になっているんですが、生活保護を受けられている方で働ける方々に対してこういう目的、意義に合ったことだと思うので、優先的に働けるようにというような工夫はできないんでしょうか。

商工観光課長

この緊急雇用創出事業の実施方法といたしましては、市が直接実施する事業、民間画へ委託して実施する事業がございますが、双方公共職業安定所を通して人員の募集をすることになっております。もちろん被保護者の方も含め、就労意欲のある方で一定の条件等がございますが、就労可能な方は誰でも応募することが可能でございます。

上野委員

いま保護を受けている方で就労可能な方についてはハローワークに行って登録しなさいというふうに進めることは、飯塚市でできるんですか。

保護第1課長

当事業につきましては雇用期間が通常1年以内というふう限定されております。被保護者が就労活動する際は自立に向けた長期間の雇用でありますので、期間が限定されている当事業は被保護者の希望とかみ合わないというのが現実的にあるということになります。通常、被保護者の方が期間が限定されているならば、厚生労働省の認定を受けた求職支援制度の職業訓練を受講されています。ホームヘルパー養成講座とかパソコン講座等でございますが、月額10万円の手当てが支給されております。職業訓練によるスキルアップで早期就職を目指す方が多い傾向というふうになっております。しかしながら、現在雇用の場が少ない現状を踏まえて委員がご指摘の当事業におきましても、今後就労支援員と連携いたしまして、被保護者へアドバイスをいたしまして、就労機会の創出に向けて、努めてまいりたいというふう考えております。

上野委員

生活保護という意義をですね、よく皆さんにわかっていただかないといけないと思うんです。働けるんだけど、働かないという人は飯塚市においては、厳しく対処していただきたいと思います。今保護を受けている方で今言われたように長期で働きたい方っていうのは何らかの資格を取りにいったりとか、されている方もいらっしゃると思います。わずかな割合じゃないかなと思うんですよ。こういう緊急雇用創出事業をせっかくだとつくってくれているんですから、これを今そういった事業に参加されていない方々に提示していただいて応じない保護者については、厳しく対処をしなくちゃいけないと思いますけれど、どうでしょう。

保護第1課長

今議員がおっしゃること、ごもっともなご意見だというふう感じております。またそういったご意見を踏まえたところで、我々、職員一同ケースワーカーとも連携し、また就労支援員とも連携して就職の場というような形で、就労するということを考えて指導をしていきたいというふうに思っております。また、就労できない方、うちの方の指導に従わない方につきましては、文書指示等をするというような形で対応も考えてまいりたいというふうに思います。

上野委員

市内には高齢者の方々に、非常に収入が少なくても保護を受けたくないという方もたくさんいらっしゃると思います。お母さんが一人で子どもを何人も育てられて保護を受けたくないと言われている方もいらっしゃると思います。そういった方々のことも考えて、この保護行政というのは適正に執行していただけますように努力を強く続けていただきたいと思います。

委員長

次に質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

岡部委員

今、宮嶋委員の方から質問があっていましたが、この溶融炉の運転管理、それから点検整備、これについてちょっと重ねて聞きたいんですけど、私の知る限り今答弁されたように、これは14年間新日鉄の子会社が随契で変わらずとってきているわけですよ。何年前か忘れましてたけれど、この値段が適正なのかどうかという問題についていったことがあるんですけど、この資料をみてみますと、21年が2億8245万円、22年が2億7877万5千円、23年度が2億8245万円今度は、2億9千万円とこれは大体誰がだしてきて予算化しているんですか。

環境施設課長

委員ご指摘のように平成10年から14年間稼働いたしております。これは今実際に運転管

理を行っております。日鉄環境プラントソリューションズ、中で年次計画的に整備計画に基づきまして、通常の点検と年次的な点検という形の中で日鉄環境プラントソリューションズの方から一応毎年の整備計画について、提案を受けているという状況でございます。

岡部委員

私が考えるに、中身はその先ほどの答弁でいきますと新日鉄しかわからんというふうな形で答弁がかえってくるということは去年はこれぐらいだったけれど、来年はこれぐらいでいきましようとしてそれだけでこの予算化が進みよるんじゃないかと私は思うわけですよ。実際に市の職員に中身の分かっている人は誰もいない。多分ですね。2億9千万と言われれば、2億9千万。いよいよボロになりましたから3億円と言えれば3億円というふうなね。ただ私がちょっとお願いしたいのは、建設当時は直接溶融炉方式というのは、流動焼やストーカと違って、非常に特殊な方法だったから専門家しかわからないというのがありましたたけれどね、今はこの溶融炉をつくっているメーカーというのは各社でてきているんですよ。それでなぜ市場原理にこれはさらされないかと、安い方にはあげますよという形になったら、2億9千万円という金額はものすごく大きな金額なんですけれど、これは何人で関わっているんですか、大体。

岡部委員

運転管理及び点検者につきましては、従業員、所長以下21名で対応をいたしております。

岡部委員

先ほど宮嶋委員の質問の中で、答えた中で本市が行財政の改革に取り組んでいるんだったら、ライバルメーカーもいっぱいできてきているわけですよ、14年前と違って。そうしますとね、今からハードを建設するわけではなくて維持管理をしていくわけですから、やり方は皆一緒なんですよ。溶かしていくというやり方はですね。ぜひ私は業者が言ってきたから、今年はこれだけ、来年はこれだけとこのままいってしまえば、毎年毎年あがって行って、習熟したから慣れてきたから管理がかからなくなりましたではなくて、機械が古くなりましたから管理がふえましたという形の中で金額を上げていくと思う。そのときにそれに対応できるような行政の方の知恵、そういったものもだしながら、新日鉄の子会社の名前は忘れましたが、おたく1社じゃないんですよってというようなものをですね、やれる範囲をやっぱり今探すべきじゃないかなというふうに強く注意をしておきます。

委員長

他に質疑ありませんか。

(な し)

質疑はないようですから、第4款 衛生費及び第5款 労働費について、質疑を終結いたします。

次に、第6款 農林水産業費及び第7款 商工費、131ページから154ページまでの質疑を許します。はじめに質疑通告されております、梶原委員に質疑を許しますが、その前に執行部の方は席の入れ替わりをお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 11:23

再 開 11:25

委員会を再開いたします。梶原委員に質疑を許します。

梶原委員

135ページ、農林水産業費、農業振興費、ちょっと長いですがけれども活力ある高収益型園芸産地育成事業費補助金についてお尋ねをいたします。これについては、やはり一般のお米農家とかですね、違った形の補助が県から100%といたしますか、全部く出てくるんでしょうけれども、この事業内容と目的をお尋ねをいたします。

農林課長

まず事業内容につきましては、省力栽培の温室や果樹棚栽培施設等の補助でございます。事業の目的でございますが、園芸農業の生産額の増大と持続的な発展を図るため、先進技術の導入や省力機械等の整備を進め、収益性が高く、活力ある園芸産地を育成することを目的とした補助事業でございます。

梶原委員

この事業について昨年に比べて10倍以上の予算計上がされております。その中でその部分については、昨年とどのような違いがあるのか、お尋ねをいたします。

農林課長

具体的には、24年度につきましては、8件の方の補助を見込んでおります。昨年につきましては、2件の補助ということで件数の違い、それから設置されます、この施設につきましても昨年は果樹棚と防風の保護施設、24年度につきましては、省力栽培施設それから果樹棚、降雨防止、そして防風施設ということで件数、内容ともに24年度の方が多くなっておりますということでございます。

梶原委員

昨年度の2件というのは、こういった農業をされていたんでしょうか。

農林課長

昨年度につきましては、果樹棚と防風の保護施設でございますが、いずれもイチジク栽培をされております農家について補助をされたものでございます。

梶原委員

イチジクということですが、昨年は県知事も穂波の方に来られてイチジクの産地でコメントされておりましたけれども、今回は8人の方ということですが、やはり本市が目指す農業で自立というか生活ができる事業の展開をしていただかなければならないと思っております。そういう意味でこの事業は、まだ継続されると思っておりますけれども、あと何年ほど県の方向性としてはあるんでしょうか。

農林課長

これは県の補助事業でございますが、何年というふうなことは承知をいたしておりませんが、今委員ご指摘のとおり県におけます農業の振興ということを考えますと、まだ当分の間は続くものというふうにご覧しております。

梶原委員

それでこの部分については事業内容では防風ネット等の設置もありますけれども、現在、有害鳥獣の駆除については捕獲の関係の補助とかいろいろとありますけれども、こういった活力ある園芸の育成については、やはり有害鳥獣とはまた別にイチジク農家等が先日聞きましたら、アナグマといいますかハクビシンという新しい有害鳥獣といいますか、そういったものからやられると。そういう部分でそれに対する有害鳥獣対策の費用もですね、こういった分で活用できるのかどうか、お尋ねいたします。

農林課長

この補助金につきましては園芸農業に対する補助制度ということでございまして、有害鳥獣につきましてはこの補助の対象にはならないというふうになっております。

経済部長

ただいま活力ある高収益型の施設整備に係る補助金についてご質問されておりますが、実は昨日、経済同友会の講演会に小川知事がのがみプレジデントホテルに参られました。ことし福岡県が取り組む、特に筑豊地域あたりにかかわりのある振興施策等を知事御自身からプレゼンテーションをなされたところであります。その中で福岡県が取り組む農業の振興についてもご説明がございましたが、ただいま委員ご質問の件、こうした農業の整備促進にかかわる振興策に加えまして、新たに福岡県としても有害鳥獣対策につきましては飯塚市では1,000頭で

すけども、県下では1万頭を超えるイノシシの捕獲がなされているというお話でございました。そうしたことにつきましても、今後は積極的に県としてもかかわりを持って対策を進めていきたいというふうに力強くおっしゃっておいりましたので、こうした農業の振興、それから有害鳥獣対策につきましても今後県のほうが積極的な取り組みを展開されるものというふうに確信をしているところであります。市といたしましてもそういった施策を活用しながら対策を講じてまいりたいというふうに考えております。

梶原委員

ぜひとも、またこの活力ある高収益型園芸育成の園芸をされる農業従事者に対して、そういったことをしっかり知らせていただいでですね、しっかり頑張ってもらえるように後押しをしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいいたします。

委員長

次に136ページ、耕作放棄地等再生対策費補助金について梶原委員に質疑を許します。

梶原委員

次に136ページ、農業振興費、耕作放棄地再生対策補助金について、お尋ねをいたします。この部分については昨年ですね、新規事業で飯塚市の独自の財政の中でやるということで、年度当初言われておりましたけれども、実際に今年度、その部分については半分になっております。こういった理由で半減されたのか、お尋ねいたします。

農林課長

予算の減額の理由ということでございますが、平成23年度で予算化をしてこの対策を進めてまいりましたけれども、実際に取り組みがなされたところが私どもが予算化をしておりましたことからしますと、大きく下回っております。考えておりましたのが、耕作放棄地で400アール、不作付地で800アールということで予算化をさせていただいておりました。これにつきまして23年度の実績でございますが、これはまだ確定ではございません。2月末でございますが、実際に解消されましたのが不作付地で2.26ヘクタールということに終わっております。このようなことから、やむを得ず減額させていただいたということでございます。

梶原委員

せっかくの事業を、ただ利用者が少なかったというか、反あたりの補助額が少なかったということでしょうけれども、そうなれば、もうちょっと頑張ってもらうためには反あたりの単価を対象反を半分にしたわけですけども、予算については倍に上げればですね、ひょっとしたらまだ少し利用者がふえるんじゃないかなと思うんですけどもですね。少なかったからもう減らしてということになりますと、せっかくの本市の地産地消に取り組むという、そういった動きにも逆行するのではなからうかと思えます。そういうことですね、またもう少し見直して、新たな事業展開をするというようなお考えはないのでしょうか。

農林課長

代表質問でもお答えをさせていただいておりますけれども、農作物が確実に、そして少しでも高く売れるということになれば、おのずと耕作放棄地や不作付地の現状維持あるいは減少につながっていくのではないかと考えております。このようなことから現在、地産地消の取り組み、さらにブランド化の推進につきましても取り組みを進めておるところでございます。このようなことから減額をさせていただいたということでございます。

梶原委員

いろいろあつてのことでしょうけれども、せっかく飯塚市の単独事業として進めていっておられるわけですからですね、もう少し農業従事者に対してその辺を理解していただけるように、今後とも進めていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

委員長

次に136ページ、環境保全型農業直接支援対策交付金について梶原委員に質疑を許します。

梶原委員

引き続きまして、同じく136ページの農業振興費、環境保全型農業直接支援対策交付金というのがありますけれども、これについてはどのような内容のもので交付をされておるのか、お尋ねいたします。

農林課長

農業につきましては食料生産を行いますとともに、自然環境や生物多様性等を保全する多面的な機能を有していると言われております。このようなことから、農業が持続的な産業として環境と調和した形で発展するとともに、豊かな国土と自然環境を後世につないでいくため、食料自給率の向上や地球温暖化対策を実現していく環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者に対し支援を行うものでございます。具体的な事業内容でございますが、化学肥料や化学合成農薬を原則5割以上を低減する、あわせましてカバークロープやリピングマルチ等の効果の高い営農活動に取り組む農業者等に対しまして、直接支援を行うものでございます。

梶原委員

予算概要にもですね注釈入れておられますけれども、先日の新聞でも桂川の方が農薬を使う量が多いというか、農薬の関係で近所にカエルもおらんしヘビもおらんと、それからまた鳥も少なくなって木の実がずっと年を越すまで残っておるといような記事が載っておりましたけれども、この部分についてはやはり自然環境を重視していくならば、この問題についてはまだまだ取り組む必要があるんだろうと思います。そういった中で、まだ本市としてはこの部分の取り組みがなされるべきだろうと思いますが、今年度はどの程度の範囲といたしますか、どのくらいの範囲でこの取り組みをされる人たちへの交付をされるんでしょうか。

農林課長

平成24年度の取り組みでございますが、7組織、8,568アール。個人につきましては9名、1,600アールの、合計で1万168アールを取り組む予定でございます。

梶原委員

それではこの分については、昨年度は予算計上されておりませんでした。今年度予算計上されているわけですがけれども、昨年度もし計上されてなくて取り組みがあれば、それをお尋ねしたいと思いますが、その分について昨年度の実績はどのようになっていますか。

農林課長

平成23年度につきましては12月で補正をさせていただきまして、個人で5名、491アールの作付が行われております。

梶原委員

平成23年度補正でされたということですがけれども、平成24年度事業をまた新たに展開していくわけですがけれども、これとは別にやはり農業従事者の方にも地域の生活環境を守っていただけるような形の周知をしていただきたいと思いますので、その辺もあわせてよろしく願いしておきます。

委員長

次に143ページ、荒廃森林再生事業費について梶原委員に質疑を許します。

梶原委員

次に143ページ、林業振興費の荒廃森林再生事業費についてお尋ねをいたします。この事業目的についてはどのような形で行なわれておるのか、お尋ねいたします。

農業土木課長

荒廃森林の再生事業につきましては現在、国産材の価格低迷などによりまして、人工的に植林された山林が長期間手入れされないまま放置されておりますことから、おおむね15年以上荒廃した個人が所有してある森林の間伐などを行い、森林の持つ公益的機能を健全な状態に再

生し、次世代に引き継ぐことを目的とするものでございます。

梶原委員

それではですね、今年度はどの地域を対象にどのくらいの範囲で行われるのか、お尋ねをいたします。

農業土木課長

今年度の予定につきましては、筑穂管内4ヵ所と飯塚管内4ヵ所の計8ヵ所でございます。荒廃森林調査を492.64ヘクタール、間伐を411.57ヘクタール実施予定としているものでございます。内訳を申し上げますと、筑穂管内では阿恵地区で調査217.71ヘクタール、間伐137ヘクタール、馬敷地区で調査141.5ヘクタール、間伐89ヘクタール、平塚地区で調査59.77ヘクタール、間伐32ヘクタール、山口地区で間伐69.27ヘクタールになります。次に飯塚地区管内では、相田地区で調査30.69ヘクタール、間伐17ヘクタール、庄司地区で調査42.97ヘクタール、間伐17ヘクタール、大日寺地区で間伐10.05ヘクタール、明星寺地区で間伐40.25ヘクタールの予定となっております。

梶原委員

結構広い範囲でされるわけですが、この間伐でございますが、間伐材についての利用はどのようにされておられますか、お尋ねいたします。

農業土木課長

間伐材につきましては、県の森林環境税が財源であることから、森林の所有者が利用することがないように森林内において処理をしているところでございます。間伐材の利用につきましては、森林整備の促進、林業事業者の再編と体質強化、林業労働力の養成と確保、木材の流通と改善など、林業に関する諸施策を推進することを目的として筑豊地区森林林業推進協議会が近畿大学産業理工学部の建築デザイン科と連携し木材需要拡大を目的に森林組合からの間伐材利用した木製品の施策をしておりますPRに努めているところでございます。

梶原委員

間伐材はいろんなところで利用されておるといってございましてけれども、まだまだ、相当の量が出るわけですから、また新たな有効活用もしていただきたいと思っております。参考にちょっと聞かせていただきたいんですが、今回の分の森林再生事業についてはすべて民有林でございまして、今飯塚市の所有してある市有林は大体全体面積としてどのくらいあるんでしょうか、お尋ねいたします。

農業土木課長

森林簿から申し上げますと飯塚市全体の市有林は、約977ヘクタールでございます。

梶原委員

結構広くあるんですけども、その部分についてまず中身についてはこれは予算委員会にはちょっと関係ございませんので聞きませんが、また市有林の分についても有効活用していただきたいと思っておりますが、この事業についてはやはり間伐することによって、山の中に日が差し込む、そして草が生える、その中でいろんな形で木の成長にもいいものがありますし、また梅雨時の大雨のときにはその部分で、直接山から水が流れないで地下に浸透してというか、山が吸い込んで保水力もあげるこの事業でございます。水害、災害ではやはり山の荒廃が結構関わってくる部分があると思っておりますので、そういった部分も含めてこの事業もあと何年かということでございますけれども、やはりずっと継続ができるようにして本市の山林を有効活用できるように取り組んでいただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:47

再 開 13:19

委員会を再開いたします。

147ページ、地域活性化商品券発行事業補助金について上野委員に質疑を許します。

上野委員

商工費、商工業振興費147ページの地域活性化商品券発行事業補助金についてお伺いいたします。この事業の目的と経過について教えてください。

商工観光課長

この地域活性化商品券、いわゆるプレミアム商品券でございますが、通常の価格に10%のプレミアム分をつけまして販売することによりまして、消費の拡大を図ろうとするものでございます。この事業につきましては平成21年度から継続して実施しているところでございます。

上野委員

この商品券の売れ行きはどうなっていますか。

商工観光課長

プレミアム商品券につきましては、先ほど申しましたように21年度から実施しておりまして、21年度から23年度まで各年度完売しております。

上野委員

これは地元の商店の皆さんの売り上げの増加ともう一つは、地域の皆さんに還元をする、お得感を与えるというような事業目的も大きいと思うんですが、今回市外居住者にも販売を予定されております。発行枚数は同じですが、これはどうしてでしょう。

商工観光課長

このプレミアム商品券につきましては、今委員ご指摘のとおり地域経済の活性化というのが1つの目的でございます。この地域活性化商品券、プレミアム商品券の経済効果は福岡県が策定しました経済波及効果によりまして飯塚市が発行を予定しております、プレミアムも入れまして2億2千万円でございますが、だいたい4億7千万円の経済効果があるというふうに試算されております。平成24年度におきましてはこのプレミアム商品券分全体で2千万円でございますが、その20%を商店街等を含めた販売店が負担し、またその他にイベント販売促進のための関連企画も予定されておりますので、本年度につきましては市外居住者も対象にしまして、今回プレミアム商品券による購買額だけにとどまらず、市内登録者における個人消費をより一層喚起しようとするものでございます。嘉麻市、直方市をはじめ多くの自治体では既に利用対象者を市外居住者まで広げておりますので、本市におきましても消費の拡大を第1に販売対象者を広げたものでございます。

上野委員

販売拡大を目的とするなら、この発行枚数をふやすという検討もあるんじゃないかなと思うんです。この主催がですね、商工会議所と商工会なので、飯塚市はこれに対する補助事業なのでそこらへん深いところまではお聞きしてはどうかと思うんですが、売り出すときに市内と市外の枚数をあらかじめ設定するのかどうか、お伺いします。

商工観光課長

今言われましたように販売元といいますか、事務局としましては商工会議所、商工会ということになります。そこがプレミアム商品券を作成しまして販売いたしますが、その中で市内、市外の区分というのは設ける予定というのは現在ございません。

上野委員

これはできた当初は皆さん、あんまりお知りにならなくてですね、完売まで時間がかかったんですけれど、今年度なんかはかなり早い時期に完売していると思うんです。やはり、楽しみにされている市内の方もいらっしゃると思いますので、これはもういまさらどうこうできないんですが、今年状況を見られてぜひ市内の方にできるだけ利用できるような事業を実施をしていただくようお願いをいたしておきます。

委員長

次に、同じく吉田委員に質疑を許します。

吉田委員

今、上野委員の方からある程度のご質問されておりましたので、ちょっと2点だけ質問させていただきます。まず、この最初の事務行程、商品券発売から換金に至るまでのところについて若干ご説明願いたいと思います。

商工観光課長

このプレミアム商品券の24年度の事業といたしましては、現在のところ販売時期を9月1日から12月いっぱい、商品券の使用時期を9月1日から、1月いっぱいを考えております。なおプレミアム商品券加盟店につきましては、商品券販売までに募集を行い、商品券購入者に取扱店リストも交付予定、取り扱い登録者の換金期間は2月末ということで予定をしているところです。

吉田委員

すいません、それと使える店舗の登録方法、どこの店舗で使えるか、どこまで使えるか。3番目の質問になりますけどそれをお願いします。

商工観光課長

この使える店舗ということでございますがプレミアム相当額の2千万円につきましては、県の補助も受けている関係で補助要綱の中で対象業種につきましては、事業目的に適当でない業種といたしまして、不動産業、チケット販売、医療機関、パチンコ店、風俗営業店等を除く業種で商工業者等で商品取扱加盟店に登録した店舗、事業所においては使用することが可能でございます。品目につきましては先ほど申しましたように事業所は規制はございますが、この中でチケット販売というのが具体的にはございますが、それ以外につきましては事業所の縛り以外はございませんので、原則対象品目の制限はないというふうに考えております。

吉田委員

一応販売された結果ですけれど、販売先によっての事業分析及び引き替えられた商品券の業種の販売店、販売品目等の実績等についてわかっていればお願いします。

商工観光課長

23年度の実績ということでお答えさせていただきたいと思いますが、事務処理を行っております商工会議所にプレミアム商品券換金データとアンケート調査がございますので、それによりますと、換金データによれば、まず利用割合は大型店が48.53%、小売店が51.47%、業種では、スーパーが24.33%、あと総合店が22.44%、以下電気店、お菓子、食料、医薬品、飲食店、紳士服等と続いております。また地域区分では、旧飯塚地区が44.3%、旧穂波地区は47.24%、旧筑穂地区が2.58%、庄内地区が4.45%、潁田地区が1.42%となっております。また、サンプルは1400程度でございますが、アンケート調査によりましてプレミアム分の約半数が大型店舗で、残りが商店街等の利用になっており、購入目的といたしましては、日用品が50%超え、家電等大型商品が約20%、外食等が4%というふうに続いているところでございます。

吉田委員

しっかりデータ管理もなされております。これにつきましては、今年で平成21年度より4年連続の事業でございます。地域の活性化における商品券事業販売展開でも毎年好調でございますので、今後とも地域活性化、消費拡大につなげ、継続を要請しておきます。

委員長

次に147ページ、企業立地促進補助金について宮嶋委員に質疑を許します。

宮嶋委員

147ページ、商工業振興費、企業立地促進補助金ですが、この目的と今年度対象とされて

いる企業数、新規雇用の人数を教えてください。

産学振興課長

企業立地促進補助金は、指定産業の集積及び活性化、そして何より市民の雇用機会の拡大を図るということから市内に立地いたしております、企業あるいは増設、設備投資等を行った地域の企業に対しまして、一定の要件のもと補助金を交付するものでございます。対象となる企業の業種は、製造業、情報サービス業、道路貨物運送業、卸売業、等々8業種となっております。それから平成24年度の補助対象企業でございますが、現在予定しておりますのは株式会社丸本、スギヤマプラスチック株式会社、沢井製薬株式会社、メディサ新薬株式会社の4社でございます。それから補助対象となります新規雇用人数、現時点ではまだ予定でございますけれども、4社で合わせて36名でございます。

宮嶋委員

ありがとうございます。今企業名をあげていただきましたけれども、資料の95ページに過去のつけていただいておりますが、あの毎年同じような会社名が出てくると思うのですが、これはなかなか手をあげることが厳しいのか、他にもたくさん企業があると思うんですが、特別にこのくらいの資本金がないといけないとか、そういう規定というのがあるんでしょうか。

産学振興課長

これは卑近な例で申しますと2010年の経済センサスによりますと、この指定産業分類に該当する業者は、現在飯塚市内に812社ございます。その中で3千万円以上の投資を行い、雇用保険付きで飯塚市民5人以上の雇用をおこなった場合、その市内で新たに立地するというようなことも含めますとおのずとこういうふうな状況でございます。もちろん潜在的にそういうふうな企業さんがおられないかということは産業支援団体等も含めまして、調査をおこなっているところでございます。

宮嶋委員

808業種、812社あって3千万円以上で常時5人以上を雇用しているところとなると数が限られてくる。このここにでてくる会社、業績がよくないと投資もできないでしょうけれども、大体どのくらいになりますか。今言われた規定に適合する会社の数わかりますか。

産学振興課長

具体的には補助金の申請予定というふうな形で上がってきておるものを精査させていただくと、確認させていただくということで事務を進めておりますので、その他の企業さんがどうであるということは承知いたしておりません。

宮嶋委員

やっぱり雇用が少ない中で、これ人数見てみますと、それぞれに結構な人数の雇用ができておりますので、ぜひこういうものをきちっと使って、企業としては知らない方はいらっしやらないでしょうけど、こういうのをきちっと活用してできるというようなこともきちっと皆さんに知らせていただいて、ぜひ多くの企業に活用していただいて、新たな雇用が生まれるようにぜひよろしく願いいたします。

委員長

次に147ページ、中小企業資金融資実績について宮嶋委員に質疑を許します。

宮嶋委員

同じく147ページ、商工業振興費で、中小企業資金融資、こういうことで、これも一覧表を出していただいております。資料の96ページに出しておりますが、この資料の説明というか、今の融資の実績、実情というかそういうものをぜひお願いいたします。

商工観光課長

資料の96ページでございますが、過去5年の融資実績ということで上げさせていただいております。この中で平成22年、23年度は、市の制度融資につきましては申し込み利用がな

い状況でございます。この表につきましては平成13年度以降、市の制度融資を利用されていらっしゃる方のいま償還が行われております。貸し付け、右から3行目の一番下に208件、この方が現在償還をされているところがございます。貸付総額としましては4億4176万7千円ということで、この方が貸し付けをされているところがございます。これとは別に、先ほど言いましたように平成22、23年度が利用がないという状況につきましては、この返済があるということと、あと平成20年10月からこれまで議会等でもご紹介させていただきましたが、国が実施しております緊急保証制度、セーフティネット、この利用が非常に多くございまして、平成20年10月から24年2月までに2,477件の申し込みがっております。こちらのほうは国の100%保証、保証率も低額ということで現在こちらの利用がなされている状況でございます。

宮嶋委員

他の制度を利用している方が多いということで、ゼロ並びになっておりますので大変驚いておるんですが、借りられた方はいないと、申し込みされた方はいらっしゃいませんけど、この貸し付けについてご相談に見えた方は何件ぐらいありますか。

商工観光課長

融資に関して先ほど言いました市の制度融資とセーフティネットを合わせますと、先ほど言いました2,477人の方は市のほうの認定を受けられた方でございますので、これ以上の方が市のほうにご相談を受けまして、申請なり、さまざまな融資のご検討をされたというふうに理解しております。

宮嶋委員

セーフティネットというのがどの程度あるのか知りませんが、いろんな条件がついて、借りにくくて申し込みができないということではないんですね。

商工観光課長

一応この融資制度は公的な融資でございますが、あくまで融資でございますので、金融機関等からの融資ということになります。その中でそれなりの制限と申しますが、条件というふうなものがございまして、融資の中では非常に使い勝手のいい融資というふうに考えております。

宮嶋委員

せっかく制度があるんですから、もしハードルが高いんだとすればハードルを少し低くして借りやすくすると、そういうふうな工夫もぜひしていただいて、ぜひ商売される方々が何とか前に進めるようにですね、これからも努力していただきたいということを申し上げて終わります。

委員長

次に148ページ、産学官連携コミュニティ創出事業費について上野委員に質疑を許します。

上野委員

商工費、商工業振興費、産学官連携コミュニティ創出事業費についてお伺いをいたします。資料にも少し書いてはありますが、改めまして目的と内容を教えてください。

産学振興課長

現在、本市は地域の大学、3大学がございましてけれども、この大学力を強めといたしまして、特に私も産学振興課は産業施策に取り組んでおるわけでございます。あわせてこの3大学に通っておられる学生の皆さんにつきましては現在、例えば地域活性化に貢献している取り組み事例等、例えば山笠、それから社会奉仕活動、それから生涯学習の機会提供に関する取り組み、あるいは小中学校の学習支援といったさまざまな点で地域の皆さんと連携した取り組みにご参画をいただいているところでございます。こういうふうなものの中で、大学や学生の皆さんがまちづくりに関する事業の支援をしてきていただいておりますけれども、本市の人的資源であり地域資源ともいえるこの大学生の皆さんの大学力、大学生のパワーといったものをい

かしてですね、この取り組みを進めていこうというふうに考えております。本事業は大学生を対象といたしまして、飯塚地域の文化、歴史、産業への理解を深めていただきまして、地域におけるコミュニティ活動への関心の向上と参画を促すというようなことを目的といたしております。特に具体的な内容といたしましては、まず4月になりますと3大学で1,000人ほどの学生の皆さんがですね、新たに1年生としてこの飯塚に来られることになります。こういった大学生の皆さんを対象に、飯塚地域の歴史の編成の象徴であり文化財の1つでもございます嘉穂劇場を会場といたしまして、嘉穂劇場を取り巻く飯塚地域の歴史、文化などについての解説と見学、飯塚市が実施しておりますコミュニティ活動の紹介をさせていただきたいというふうに思っております。また、地域を巻き込んだ映画づくりというものに取り組んでおられます映画監督あるいは映画関係者を招聘いたしまして、映画づくりを通して学ぶコミュニティのあり方、つくり方ということを中心に、映画上映会、トークショーあるいは意見交換交流会などを実施したいというふうに考えているところでございます。

上野委員

対象は大学生のみに限るのでしょうか。

産学振興課長

基本的には大学生を対象といたしておりますけれども、あわせて自治会連合会の皆さん、それからまちづくりにかかわる商工会、商工会議所の皆さん、関係者の方、それから中心市街地活性化協議会のメンバーの方々にもお声かけいたしまして、あわせて皆さんと一緒にこの取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

上野委員

ありがとうございます。飯塚にもようやくフィルムコミッションを立ち上げようという設立準備会が開催されるのはご存知だと思うんです。今月にそういった集まりがあるそうなので、ぜひそこにもですね、映画づくりの視点からということですので、声をかけていただいて一緒にやっていただきたいというふうに思いますし、観光協会もですね、一緒になっていただいて広めていただければいいなと思いますし、やっぱり業者の方も携わることが多いですから、できるだけこういうきっかけをつくっていただいて、協働のまちづくりということで、できるだけ民間でやっていただくところは民間に任せながらですね、また次年度は次のきっかけづくりを手がけられるような皆さん方、周りの方々とのつながりを強めていただければというふうに思います。以上です。

委員長

次に148ページ、起業家育成事業費について守光委員に質疑を許します。

守光委員

148ページ、商工費、起業家育成事業費についてお伺いいたします。この事業は平成24年度の新規事業ということですが、簡単で構いませんのでその目的及び規模、単位ですね、年に何回も行うのかとか、そういった概要をよろしくお願いします。

産学振興課長

平成24年度はトライバレー構想第2ステージの最終年度でございます。これにあわせた形で私ども本市にございます2つの理工系大学約4,400人の大学生の皆さんや研究者の皆さんがいらっしゃるという強み、優位性をいかしまして、大学の研究成果をもとにですね、起業、ベンチャーでございますけど、起業を目指される大学生あるいは大学の研究者の皆さんを対象とした起業家育成講座を開催したいというふうに考えているところでございます。今後そういった成功に基づく新技術、新製品を生み出す大学発ベンチャー企業を創出することを目的にいたしております。本事業は例えば起業家マインドの醸成、起業スキルの習得、ビジネスプランの作成まで一貫した講座を、1日当たり2、3時間程度を1コマといたしまして全10コマという講座の開講を予定いたしております。

守光委員

対象がここに書いてある大学生、大学研究者ということですね。「等」とここに書いてありますので、それ以外の方で対象者があれば、また年齢の制限とかあれば教えてください。

産学振興課長

先ほど大学生あるいは大学の研究者と申しあげましたけれども、市内でそういう志を持っておられる方は特に制限はしないというところがございます。年齢も関係ございません。

守光委員

募集方法とかですね、そういったものはどういう形でやっていくんでしょうか。

産学振興課長

現在のところ具体的なプログラムについては、案でございますけれども新年度になりましてですね、市報あるいは関係機関への働きかけ等々によりまして広くご案内をさせていただく中でそういった方々、志を持った方々の集約に努めたいというように考えております。

守光委員

とても素晴らしいことなので、こういったきっかけというか、他市のいろんな情報とかですね、そういった分が基になったのか、集めた経緯とか、もしあれば教えてください。

産学振興課長

実は私どもトライバレー構想の中の1つの施策として随時行っております関係の中に、起業家応援セミナーというものがございます。これは昨年10月に九州工業大学情報工学部で開催をさせていただきました。もとより昨年3月には産学官金というふうなことで金融に関係する、具体的に言いますと日本政策金融公庫でございますが、こういった金融界の皆さんの後押し、ご支援もありましてベンチャー企業の育成をやっていこうということで、それぞれの取り組みを進めておりまして、その中の部分が起業家応援セミナーという形で一つあらわれてございますけど、その中で学生の皆さんあるいは市内外を問わず志を持った方がお集まりになりまして、その中で起業したいというアンケートの結果でかなりの人数が、24、5名の情報が私どもに寄せられたわけでございます。こういったものを踏まえて、これはぜひ起業家応援セミナーというような形の中でさらにステップアップしたような取り組みをするべきではなからうかという判断に至った次第でございます。

守光委員

いいことだと、自分自身思っているんですけど、ここで講師がベンチャー企業経営者とか日本政策金融公庫とかさまざまありますが、これは既にもうある程度は決まっていて、どういったところに講師とかあたるのか決まっているんでしょうか。

産学振興課長

具体的にまだ何も決まっておりませんが、ただ昨年起業家応援セミナーを行いましたときに、先ほど申しました日本政策金融公庫あるいはベンチャー企業の経営者の方にご講演をいただいたりしておりますので、具体的には九工大のOBでベンチャー企業を運営されてある方々というような形で予定はいたしておるところでございます。

守光委員

最後に要望として終わりたいと思いますが、こういった事業というのは最初が肝心だと思います。ただ漠然とやるんじゃなくて、講師とかを選ぶときにはただ単に会社を起しているんな分で行っていくじゃなくて、その中で人間味のある起業家を育てていくという分では、講師を選ぶときにもとても大事になるんじゃないかなと自分自身感じています。去年、業界第3位に入る、名前はちょっと忘れたんですけども、そういった社長さんがいらっしゃって、その社長さんは話す中で、社員に対して家族のように思っていてですね、社員も常にいろんな意見や問題点とかを受け身ではなく自発能動で常に会社のためにされている社員が多く、その原因はやっぱり社長がみずから現場に入っているんな人の意見を聞いてやるという取り組みが

会社全体で発展していくという部分でありますので、その基になる起業家の育成という部分でありますので、将来、こういった代表とか社長さんになるかもわかりませんので、そういった部分では講師選びのときからそこら辺を十分検討していただいて、この飯塚市からいろんな人材が輩出されるようですね、今後ともよろしく要望して終わります。

委員長

次に148ページ、医工学連携推進フォーラム開催事業費について上野委員に質疑を許します。

上野委員

同じく148ページ、医工学連携推進フォーラム開催事業費についてお伺いいたします。資料を見ますと内容が書いてあります。新医療技術の実用化と医療機器ビジネスへの参入により新産業の創出を促進するため、先進事例の紹介及び医療ビジネス参入の課題解決を検証するフォーラムを開催ということになっておりますが、簡単に申し上げればこれは医工学を連携して市内企業に新しいビジネスチャンスを提供するというふうに受け取ってよろしいでしょうか。

産学振興課長

そのとおりでございます。

上野委員

市内にもこれに適合する企業があると思いますので、ぜひ市内企業の育成で新しいカテゴリーを飯塚市からまた育てていただきますきっかけにさせていただきたい。またこういった取り組みは、医療と大学と行政が一緒になるというのは全国的にも珍しいということで、にこやかな齊藤市長の写真も掲載されておりますので、ぜひ次々と1年に1つずつでも結構ですので、例年続けていっていただきたいというふうに要望して終わります。

委員長

次に148ページ、スマートフォンアプリコンテスト事業費について上野委員に質疑を許します。

上野委員

引き続き148ページ、スマートフォンアプリコンテスト事業費についてでございます。内容については資料のほうにありますので、読んだらわかりますのでよろしいんですが、この事業の場所、表彰する場所、発表する場所はどちらをされる予定でしょうか。

産学振興課長

スマートフォンアプリコンテストにつきましては、概要というふうな形で現在案は持っておりますけれども、具体的な例えばコンテストの表彰場所につきましてはまだ決めておりません。

上野委員

ぜひ嘉穂劇場を使ってください。やっぱり古き良き時代の筑豊と最先端の技術の融合ということで、ぜひあの嘉穂劇場でやっていただきたいというふうに思います。これは市内の大学生を対象ですのでどうしても内向きな事業になりがちなんですけど、ぜひ外部に発信をしていただいて、今後は例えばゲーム会社と提携をしていただいてゲーム日本一を嘉穂劇場で競うとかですね、そういう事業の広め方も考えていただきたいというふうにご提案申し上げておきます。

委員長

次に149ページ、産業振興構想策定支援委託料について吉田委員に質疑を許します。

吉田委員

149ページ、商工観光費の新規事業の産業振興構想策定支援事業400万円についてご質問したいと思います。先ほどから飯塚トライバレー構想等のお話も出ておりますけど、現在、産業振興については大学力を活かした地域経済の活性化を目指し、平成15年から19年までのトライバレー第1ステージ、平成20年から24年までの第2ステージを実施中でございます。この目的につきましては人材育成の集積、2番目に産学官連携の強化、3番目に企業成長

段階に合わせたベンチャー企業等の支援体制強化、4番目に飯塚ビジネスモデルの構築のための案件の創造と企業誘致に基づく施策が展開されているようですが、新たにこの産業振興支援事業について委託料が計上されております。どのような経緯で委託されるのか、目的についてご説明をお願いしたいと思います。

産学振興課長

委員ご指摘のように、平成24年度をもちまして、現在産業施策というふうなことの根幹をなしますトライバレー構想第2ステージが終期を迎えます。次期を担う産業振興構想を策定したいというようなことから構想策定に必要な本市の経済産業に関する基礎調査あるいは結果解析といったもの、それから資料作成とか集約整理というふうな業務を委託することを目的といたしておるわけですが、平成14年度にトライバレー構想というものを策定いたしましたところと現在の国内外の産業経済の情勢は一変いたしました。少し最近、円高につきましても小康状態というふうな状況ではあるわけですが、例えば電力需要も含めますとかなり経済に大きく影響をしております。少子高齢社会の到来に伴う就労環境の変化であるとか国内産業が海外に進出していくといった状況に直面いたしました。これまでに想定し得なかったような産業構造の激変という事態が現在起こっております。そういう状況でございますので、10年前と産業あるいは経済に係る環境が大きく変わっているという中で、今後この飯塚の地域で施策を展開していきますためには、そういった具体的な、経験豊富な例えばコンサルティングを行う会社によりますところの調査、案件をもちまして今後の施策を検討していきたいというふうに考えておるところでございます。

吉田委員

続きまして、全般の説明を受けましたが、この事業をするにあたり業務委託先の選択についてはどのようにお考えでしょうか。

産学振興課長

これは委託ということでございますが、選考にあたりましてはこれまでの実績であるとか専門性、技術力、企画力等を勘案して総合的な見地から判断して最適な事業者を選定する必要があるというふうに考えております。こういったことからプロポーザル方式による候補者特定を予定いたしておるところでございます。例えば企画提案書の提出を受けましてヒアリングとかプレゼンテーションを実施したうえで、企画提案書の審査を行い最も適した受託候補者を特定するというふうなことを現在考えているところでございます。

吉田委員

それでは平成15年より取り組む飯塚トライバレー構想を第2ステージ後の、平成25年からの向こう5年間の産業振興にかかわる大切な事業を委託することになります。委託先の選定、構想ができあがるまでの工程についてもう一度お聞かせ願ひまして、それとあわせて飯塚市発展のため、最後にぜひとも意気込みも一言加えてお願いします。

産学振興課長

私もトライバレー構想というふうな形で、先輩方から引き継いでこの飯塚市の産業施策として、独自の産業施策を現在展開させていただいております。福岡県の中でもかなり注目を浴びております。最近、医工学連携という形の中でも他の自治体にはない例を具体的に組みこまさせていただきますというふうなことで、職員一同頑張るやろうと思っておりますけれども、例えば具体的に委託業務を締結した後、随時そういうふうな調査というようなものを、経済状況、産業界の皆さんの現況調査をするということから始めまして、あわせて今までこういった形でトライバレー構想の基本となる施策について練っていただきまいりましたトライバレー委員会の委員の皆さん方にご参集いただきまして、大体年間に6回から8回、具体的にございますけど、そういった機会を設けまして産業振興構想の素案を策定していきたいというふうに思っております。現在13名で構成をされておられますけれども、産学官の有識者あ

るいは実務現場で活躍しておられる委員でございますので、本構想についてそれぞれの分野、お立場から助言とかをいただきたいと思っておりますし、審議をいただくというふうなことでこの構想を次代に耐え得るものにしていきたいというふうに願っております。これからは例えば平成25年度からは、向こう5年間ということをも一つの目途にいたしまして、産業振興の基本的な考え方と方向性、目標などを設定した上で、具体的に取り組む施策としてのアクションプランというようなものに反映してまいりたいというふうに考えております。

委員長

次に151ページ、中心市街地活性化事業費について上野委員に質疑を許します。

上野委員

商工費、商工業振興費、中心市街地活性化事業費について、151ページについてお伺いします。これだけ大きな事業で国の認定もまだ今月末に下りる予定だということですが、民間等の事業について特に流動的な部分が多い中、そもそもこの当初予算と切り離して提案すべきではないかというふうに思うんです。総務委員会で審議をさせていただいてきておりますけれども、こういったたくさんの数字を一気に上げていただいても無理があると思うんですね。別予算で上げるとなると、何て言うんですかね、補正になってきて通常はその所管の委員会になるんですが、総務委員会でちょっと物足りないんだったら特別な予算の委員会をつくってもいいと思うんですが、切り離して上げ直すというお考えはありませんでしょうか。

中心市街地活性化推進課長

今まで所管の総務委員会にいろいろ事業の説明はしてきたつもりでございますが、今ご指摘のようになかなか確定してないという事業の中で説明が不足しておった分もあるかと思えます。今回認定いただきますと平成24年の4月から実際に事業に着手するということになっておりますので、ぜひ私どもといたしましてはこの当初予算、一括した中でのご審議をお願いしたいというふうに考えておりますので、ご理解よろしくお願いたします。

上野委員

私、これ所管の総務の委員長をさせてもらうんで、この予算特別委員会でのこの項を質問するというのは非常に恥ずかしいんですよ。でも、まあそれは質問を終えた後、委員の皆さんの判断によるところでしょうから質問をさせていただきますが、まず151ページの資料が予算資料の18ページでございます。この白丸の中の上から4行目ですか、タウンマネージャーの設置、負担額は国、市、実施主体と分かれていて、合わせて500万円ほどがこのタウンマネージャーさんの予算になっているんですが、人数は何人ほどの予定でしょうか。

商工振興課長

事業につきましては私のほうで回答させていただきます。タウンマネージャーにつきましては1名を考えております。

上野委員

どのような人を、どのような選定方法で選出されるのでしょうか。

商工観光課長

タウンマネージャーの役割につきましては、商業の活性化を中心に事業の企画立案、その他実施等に係る調整等を地域の方とともに行っていただくということで考えております。決定につきましては一般公募で実施をしたいというふうに考えております。

上野委員

この事業は、せっかくことし観光協会、公募して事務局長に新しい方が来られてるんですけど、観光協会に任せてあげるということではできないのでしょうか。

商工観光課長

いま委員ご指摘の観光協会でございますが、観光協会もことしの4月からより専門性を出すために事務局長を公募により決定をしたところでございます。このタウンマネージャーにつき

ましては商業の活性化という面のプロといえますか、専門性を発揮していただく方を想定しているところでございます。

上野委員

これ年間500万円となるともう専門に入っていたかなければならないんじゃないかなと思うんですね。そうすると、いま働いてらっしゃる方は無理なんですよ、基本的に。新しく来ていただくとなると、いま仕事をされてない方が、もしくは今されてる方が事業所を辞められて、もしくは事業所から特別に休暇をいただいて、これにかかわってもらうということになると思うんですが、この事業、何年間の予定ですか。

商工観光課長

今のところ平成24年度予算でございますので、24年度を想定しておりますが、内容によりまして更新は一応3年間を想定しております。

上野委員

つまり3年経ったら終わりの事業ですよ、今の予定でいくと。そしたらやる気のある若い人というのは手を挙げてこないですよ。ですから、とりあえず3年間なんでしょうけど、その後もその方の雇用確保をしてあげられるような形を考えて募集をしないと、せっかく募集はしたは、意にそぐわない人が来たけれども予算があるので雇うはじゃあ本末転倒になってしまいますので、人数は今1人という想定でしょうけど、働きながらできるというようなことを考えれば、2人、3人、複数おられても事業効果を発揮できるんじゃないかなと思います。複数人数にできる可能性というのはあるんですか。

商工観光課長

現在タウンマネージャーにつきましては常駐をしてですね、その方を中心に商工振興を図っていただきたいと考えておりますので、国等ともそういうところで協議をさせていただいているところでございます。

上野委員

だから、常駐で来てもらうということは、仕事を辞めてこなくちゃいけないんでしょう。そうでしょう。3年の後、その人の行き場はないんですよ。だったら上手に仕事をしていただけるようなことを考えてあげないと、3年間で使い捨てということになるんですか。

商工観光課長

この中心市街地活性化の基本的な考えで、民間活力の導入ということがございます。このタウンマネージャーにつきましても、この中心市街地協議会の中で中心的な役割を果たしていただくところでございますが、これとは別に現在まちづくり会社等の民間の設立等も行われておりますので、その辺を総合的な事業の展開、いま委員がご指摘の次の段階の雇用等も想定したところで、総合的なコーディネートをしていただきたいというふうに考えております。

上野委員

まだ認定が下りてなくて、人数も1人ということで確定しているわけなんですか。

商工観光課長

人数等につきましては、先ほど言いました、これが国等の補助にのっとったところの事業でございますので、国等につきましては今1名ということで協議をさせていただいておりますが、採用方法につきましては先ほど申しましたように、予算議決後に4月以降に公募をさせていただくということで、まだどの方というような決定はしておりません。

上野委員

どのような方がなられるかよく見ておきますが、3年後もしっかりフォローをしていただけるような形をつくっていただかないといい人は来ないと、私は思います。

続けてですね、白丸の一番下、街なかギャラリー設置運営なんですが、井筒屋サロンの3階というふうになっております。井筒屋については、以前、子育て施設の計画が持ち上がりかけ

て頓挫をした経緯がありますが、どうして井筒屋になったのか、経緯を教えてください。

中心市街地活性化推進課長

飯塚井筒屋サロンにつきましては本市中心商店街の振興を支える重要な商業施設でございます。商店街のキー店舗というふうに認識しております。また中心市街地活性化基本計画の素案の作成の段階から井筒屋の方にも参加をしていただいたところでございます。今回につきましてはやはりそういう井筒屋さんとの連携事業としてこの3階を活用した中での街なかギャラリーを設置いたしまして、中心市街地の活性化につなげていきたいという思いの中で井筒屋さんに提案し、協議を続けているということでございます。

上野委員

協議はいま続けられている状態なんですね。まだ協議、決定してないんだったら、空き店舗たくさんありますよね。そこを巡回していくという、これ予算見てみると井筒屋の本体を扱うような工事じゃないんで、創作物をつくっていただいてそれを空き店舗に定期的に回して展示をするというようなほうがまだ効果的だと思いますが、そういう考えはございますか。

商工観光課長

この井筒屋の空き店舗につきましては、いま中心市街地活性化推進課長が説明した内容でございますが、その他の空き店舗につきましては別事業のスマイルコミュニケーション創出事業、この中で本年が長崎街道400年という記念の年ということもございまして、この中でいろいろな写真展とか事業を行うようにしております。そういう事業を空き店舗の中で活用することによりまして、総合的な商業の活性化を図っていくようにいま準備をしているところでございます。

上野委員

せっかく700万円の創作物をつくっていただく、展示物をつくっていただくということで、できるだけ多くの人に見ていただくというのが1つですね。人の流れもいろいろ変えていただかなければならないというふうに思うんですよ。そういった意味でも井筒屋の3階も1つの展示場としてですね、他の空き店舗にも定期的に回して展示をするというふうなことは考えていただけませんか。

商工観光課長

この事業につきましてはより多くの方が使えるようにはしたいと思いますが、いま想定しています物の大きさといいますが、そういうところもございまして、まず小さな空き店舗では対応できないところもございまして、より市民の方に活用できるような方法も考えていきたいと思っております。

上野委員

だから今から検討するところがたくさんあるので切り離した方がいいんじゃないかと初めに申し上げたんですが、この件での委員会での報告、どういうふうに行われましたでしょうか。

中心市街地活性化推進課長

私も中心市街地活性化の所管委員会でございます総務委員会には、12月15日の開催時に報告事項として資料を提出いたしまして、街なかギャラリーについては飯塚井筒屋サロンとの連携事業として中心市街地の歴史や商店街の変遷に理解を深めていただき、愛着を育むような空間づくりを行うものだという説明をいたしましたけども、それ以上の説明はしておりませんでしたので、説明不足があったことにつきましてはおわびしたいというふうに思っております。

上野委員

中活の計画が上がって来て、委員会でいろいろやらせてもらったときに、もともとのこの事業については、実施主体は飯塚市は関係なかったんですね。実施主体は飯塚市ではなかったんですよ。12月の段階で飯塚市が井筒屋と今空間づくりを行うものだというふうに断定しま

したが、断定されましたけれど今まだ協議中ですよ。だから、まだ協議中の段階のものを大きな事業としてこういうふうに上げてこられるのはいかがなものかなというふうに思います。また、別の項で中心市街地については質疑通告をさせていただいておりますので、この項につきましては終わります。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 14:20

再開 14:29

委員会を再開いたします。

次に151ページ、新商品開発支援事業補助金について田中委員に質疑を許します。

田中裕二委員

すみません。委員長にお願いですが、新商品開発支援事業費補助金、その次の空き店舗改修費補助金、これはいずれも中心市街地活性化事業費の中でございますので、一括して質問させていただいてよろしいですか。

委員長

結構です。

田中裕二委員

先ほど上野委員から質問がありましたが、ちょうど私がお聞きしたいことは、外して質問していただきましたので、単純に内容がわからないので、質問をさせていただきたいと思います。まず新商品開発支援事業費補助金、これは産学連携によるアンチエイジング商品等の開発販売を行う開発費支援というものでございますが、この内容はどのようなものなのか、お尋ねいたします。

商工観光課長

この支援事業につきましては商業活性化のメニューのひとつでございまして、中心商店街の営業店舗がアンチエイジング、若返りや健康関連の商品等の開発、販売を行う場合に、開発の一部を補助するものでございます。

田中裕二委員

何社とか、どのくらいの上限とかあるかと思えますけれど、そこまでお願いします。

商工観光課長

失礼いたしました。この支援事業費につきましては上限30万円、平成24年度につきましては2件を予定しているところでございます。

田中裕二委員

平成24年度は2件ということは、これもやはり3年間継続して行われる事業ですね。これはやっぱり申請があってその中で審査があってという形になるのでしょうか。

商工観光課長

この事業の流れにつきましては、まず事業提案募集を行いまして審査ののち、事業者の決定を行い、決定事業者が新商品開発を行う支援を行うこととなります。開発事業者につきましては、イベント的に新商品の紹介、販売を行い集客力の促進に努めていただくようなこととなります。

田中裕二委員

わかりました。次に空き店舗改修費用補助金についてでございますが、この資料を見ましたらこれは戦略的逸品店舗誘致事業費の中での空き店舗改修費補助金ということになっておりますが、ここをちょっと見ますと、ニーズにあった集客力、特色・魅力ある店舗を誘致するものというふうに書かれておまして、誘致交渉旅費というのも計上されておりますが、これもやはり先ほどの新商品開発支援事業補助金と同じように申請があってということですか。それと

も旅費というのが出ていますので、探してくるということなんでしょうか。どちらでしょう。

商工観光課長

この空き店舗改修費補助金の関係でございますが、空き店舗に戦略的に顧客のニーズに即した商店、業種を、行政も入ったところの商店街とか会議所、関係機関で住民の方のアンケート調査やご意見をお伺いしながら戦略的に店舗を決定いたしまして、店舗の誘致を図ろうとするものでございます。

田中裕二委員

確認でございますが、こういう店舗を誘致しようというのを決定して、それらの店舗を探して誘致するということですね。そのための空き店舗の改修費補助金ということですね。わかりました。以上です。

委員長

次に153ページ、飯塚観光協会補助金について梶原委員の質疑を許します。

梶原委員

153ページ、商工費、観光費の飯塚観光協会補助金についてお尋ねいたします。この補助金の中身ですが、どんたくですかね、どんたく宿場まつりがゼロということで400周年の事業のほうに組み込まれておるということですがけれども、この補助金を観光協会のほうに渡した部分から事業そのまま全部を400周年の事業と合わせてやるのかどうか、お尋ねいたします。

商工観光課長

いまご指摘のどんたく宿場まつりでございますが、委員仰せのとおり本年が長崎街道400周年の記念ということになりますので、記念事業に取り組むこととしており、この予算につきましては400年記念事業の負担金において、従前のどんたく宿場まつりの予算に記念事業を含めた額で計上させていただいております。この400年記念事業の中には、いま実施しておりますどんたく宿場まつりに加えまして、フォトコンテスト、シンポジウム、食のイベント等を行う予定でございます。

梶原委員

そういうふうになるのであれば、来年はそのまま、また元に戻してということになるんでしょうか。

商工観光課長

長崎街道400年記念事業につきましては、平成24年度のみ予算でございますので、来年以降につきましては観光協会の中で予算措置をする予定でございます。その中で400年事業の実施状況を踏まえ、事業実施者等々と協議をしながら事業の見直し等は随時行いたいというふうに考えております。

梶原委員

それでは、その下のほうに伊川温泉まつりがありますね。それから穂波の花火大会、この分で伊川の温泉まつりがゼロということで、また穂波の分については減額ということですがけれども、温泉まつりのほうもどんたくにあわせてされるのか、それとも廃止にするのか、お尋ねをいたします。

商工観光課長

まず、伊川温泉まつりでございますが、伊川にございます温泉施設で協会をつくりまして、観光客の誘致を図っております、本市の観光資源の一つでございます。これまで、いま言われました伊川温泉まつりということでイベントの支援で補助金を出しておりましたが、協会のほうでイベントではなくて別のPRということで、今後は事業展開を図ってきたいということでございまして、まつり自体は実施をしないということになりましたので、平成24年度につきましてはこの予算はゼロになっているところでございます。次に、穂波の花火大会でございますが、これにつきましては会場の河川敷き沿いに民家等がかなりできた関係で、安全性の

問題で少し協議をさせていただいた中で、規模を縮小して23年度から実施したところがございます。その規模縮小に伴いまして、総事業費、補助金等も見直しをさせていただいてこの額になったところがございます。

梶原委員

飯塚のこちらの花火大会は盛大にやっておられるわけですがけれども、穂波もずっと地域の方が努力されて続けられております。ですから、そういった部分も含めて、やはり地域の実情も考えていただいてご配慮をしていただきたいというふうに思います。よろしく願いしておきます。

委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑はないようですから、第6款 農林水産費及び第7款 商工費について質疑を終結いたします。

次に、第8款 土木費及び第9款 消防費、155ページから181ページまでの質疑を許します。

暫時休憩いたします。

休 憩 14:40

再 会 14:40

委員会を再開いたします。

はじめに質疑通告をされております157ページ、住宅リフォーム補助金について田中委員に質疑を許します。

田中裕二委員

157ページ、住宅リフォーム補助金について質問をいたします。この補助金の内容と目的、これはどのようなものなのか、お尋ねをいたします。

建築住宅課長

この補助金の目的といたしましては、市民の快適な住環境の整備、また地域経済の活性化を図るために市民が市内の施工業者によって住宅の改修工事を行う場合に経費の一部を交付するものでございまして、10万円以上の工事に対し工事費の10分の1を乗じた額、10万円を超える場合につきましては10万円を補助する制度でございます。

田中裕二委員

資料に2011年度の実績というのが出ておりますので、2011年度の実績はわかるんですが、補助決定額、合計のところを見ましたら990万円ということでございますが、これは990万円に達したのはいつぐらいの時点で達したんでしょうか。

建築住宅課長

今回の補助制度につきましては、平成23年度の4月から受け付けを開始いたしまして、9月にその予算に達しております。

田中裕二委員

9月に予算が達してしまったということは、9月で打ち切ったと、この額に来たら打ち切ったということですか。

建築住宅課長

そのとおりでございます。

田中裕二委員

この結果を見ましても、この補助金の目的と制度と内容で効果があったと思われませんか、どうでしょうか。この補助金、やって良かったと思われるかどうかということですか。

建築住宅課長

今回の1億5129万円という仕事が地元の中小・零細企業、また個人事業者の皆さんでできたということは本制度の目的の1つでもございます地域経済の活性化はもとより、今後、現に飯塚市に居住してあります方の転出抑制にもつながっていくのではないかとこのように思っております。

田中裕二委員

効果があったというふうに評価するということですが、9月に無くなったということは、それ以降も申し込みとか、問い合わせとかはあったかと思うんですが、実際9月以降でどのぐらいの申し込み、問い合わせがあったんでしょうか、わかりましたら教えてください。

建築住宅課長

だいたいいつも市報あたりで、あと幾らというような残りの予算額を掲示しておりましたので、それと9月、終わり次第無くなりましたというような公示をしておりましたので、思ったよりは問い合わせ等が少なかったというのが印象でございます。

田中裕二委員

平成24年度の予算が、見てましたら1千万円の予算ということは、23年度と同額ぐらいだと思んですが、23年度の実績では9月で無くなった。まあ最初の年だったから多かったというのがあるかと思いますが、今年度この1千万円が、この予算が無くなった場合、その時点で打ち切りをするのか、それとも補正等で予算がまた補充されるのか、この辺の考えはいかがでしょうか。

建築住宅課長

昨年は9月の時点で使い切ったということでお知らせしておりますけれども、今の段階では実際の程度の申請があるのかというのがわかっておりません。こちらの感覚では昨年よりも申請のペースは遅いんじゃないかなというように思っておりますが、現状では予算がなくなった時点で終了するというような予定で、補正は現在のところ考えておりません。

田中裕二委員

このリフォーム補助金は国の補助があったと思うんですが、いつまで国の補助があったんですか。

建築住宅課長

昨年のリフォームの補助金を施行する時点ではございました。今回は全額単費という形で施行させていただいております。

田中裕二委員

ということは、平成24年度はもう単費で行われるということですね。そうしましたら、単費で行われるということであれば、今年度は予算があがってますからされるでしょうけど、来年度以降、継続してされるお考えがあるのかどうか、この点いかがですか。

建築住宅課長

継続の問題につきましては、今年度の申請の状況、また市民の皆さん方の問い合わせの状況を見ながら検討していきたいと思っております。

田中裕二委員

この制度の目的であります地域経済の活性化、また飯塚市に居住している方の転出抑制にもつながったという評価をされております。そういうことを考えましたら、また来年度以降も継続していただけるのであれば、継続していただきたいという要望をして終わります。

委員長

次に、同じく宮嶋委員に質疑を許します。

宮嶋委員

すいません。同じ質問ですが、住宅リフォームを補助金制度。確認ですけども、990万円で終わりましたというんじゃないかって、1千万円までいったんじゃないですかね、ちょっとそ

の辺の説明をお願いします。

建築住宅課長

最初126件以上の申請がございまして、途中で申請を取り下げられたという方がいらっしゃいましたので、そういう数字が出ているところでございます。

宮嶋委員

受け付けから9月の時点で、もう本当に皆様待ってあったんで1千万円までいってしまったということなんですよ。ただ、申請するのは工事の契約をされてからされるんですかね。途中で取り消しというのはどういう時点での取り消しなのかを教えてください。

建築住宅課長

この制度はうちのほうに申請書を出していただいて、それが終わって工事を着工してくださいというような条件をつけております。その関係で、うちのほうで補助金を出しますよという許可を出した以降で、市民の方が業者に頼まれるという形になりますので、その間に工事ができなかったとか、また資金繰りがつかなかったとかというような諸事情がございまして、最終的に出してあるのが2月の時点でそういう形になりましたもんですから、もうその時点で打ち切っておりましたので、幾分か予算が余ったという形に結果的にはなっております。

宮嶋委員

あくまでも申請してから工事にかかっていくということですね。まあ10万円がもったいなかったなと思うんですが、やっぱり1千万円の予算で、990万円ということですけども1億5千万円からの工事が行われたということでは大変な経済効果、波及効果があったというふうに思いますので、いま田中委員のほうからも言われましたが、私の知っている方ももう待ってありますんで、通りましたかと言われてますんでね、ぜひ今年度もやっていただいて、できれば要望が多ければこれだけの効果があるということがわかっているわけですから、追加もぜひ市長のほうにお願いを申し上げまして、また次の年も引き続きできるといいなというふうに思っております。以上です。

委員長

次に157ページ、マイホーム取得奨励補助金について吉田委員に発言を許します。

吉田委員

157ページ、款 土木費、項 土木管理費、目 土木総務費の新規事業、マイホーム取得補助金3千万円について質問したいと思います。この内容につきましては、新築住宅に対しまして50万円、中古購入資金に対しまして30万円、上限10分の1、市内業者建築につきましては10万円の上乗せということで、私は不動産業者、建築業者の活性化、または経済効果が上がっていくと思います。定住促進にも有効であり、特に飯塚市への通勤者の方々ににつきましては新規住宅を検討される段階においても優位に考えていただけることになると思います。細部にわたりこの制度を導入した目的、審査基準、条件等について質問をしていきたいと思っております。まず1番目にマイホーム取得奨励金制度の導入に当たっての目的を教えてください。

総合政策課長

制度導入の目的についてということでございますが、全国的に地方都市での人口の減少が続いている中で、定住人口の確保は本市にとりましても非常に大きな課題の1つでございます。このマイホーム取得奨励補助金につきましては、本市の定住を促進し、もって活気に満ちた地域社会を築くために本市に転入し、住宅の新築または中古住宅の購入をされる方に対しまして奨励補助金を交付するために導入をするというものでございます。

吉田委員

説明書きの面にありますけど、市内の居住者、市内の新築、中古住宅を購入する場合に一部補助金を出すということですが、この制度は誰でも利用できるのでしょうか。全国からの転入者及び外国人の方についても有効なのでしょうか。以上2点お願いいたします。

総合政策課長

要綱の中に転入前3年間以上継続して本市以外に在住、住所を有していた方が対象になりますので、お尋ねの全国からの転入者あるいは外国人等でも可能ということになっております。

吉田委員

続きまして、予算3千万円の計上になっておりますが、例えば応募者が多数で枠を超えた場合とかについて、例えば抽選等とか先着順とか、そこら辺について教えてください。

総合政策課長

今回の予算額3千万円につきましては、過去3年間の市外からの転入者及び新規住宅登記の件数を参考にいたしまして、かつ制度による効果も期待いたしまして算出しております。よって、予算内での対応が可能ではないかと、今のところは考えております。しかしながら、予想を上回る転入者がおられた場合、申請があった場合にはせっかくの制度設計でございますから、抽選による決定は行わずに、内部協議により対応について検討したいと、このように考えております。

吉田委員

続きまして、この制度の予算につきましては、これは市単独のものですか。それとも何か補助金がありますか。補助金があればそういうものの活用の面についてご説明をお願いします。

総合政策課長

基本的には単費でございます。国、県等の補助はございません。ただし、福岡県市町村振興協会の助成金、これを平成23年度に1億円が配分されまして、本市の地域振興基金、この積立金とする予定にしております。これを平成24年度に6600万円取り崩しまして、この事業の予算額3千万円に充当するという予定にしております。

吉田委員

3千万円がこのマイホーム取得奨励金制度に充当されるということでしたけど、関連であと残りの金額についてはどういう内訳になりますでしょうか。

吉田委員

残りということございまして、地域振興基金積立金のところでも一部ご答弁いたしました。今回取り崩し予定の6600万円はただいま質問者がご質問のマイホーム取得奨励補助金、これを含めまして定住促進事業等に充当する予定ということにしております。他には住宅用太陽光発電システム設置補助金、住宅リフォーム補助金並びに少人数学級教員配置事業など、学校関連事業に充当するというにしております。また、この振興協会の助成金は平成24年度にも1億5358万3千円が配分される予定でございます。これにつきましても、地域振興基金に積み立てを行う予定でございます。そしてまた、その用途につきましては振興協会の交付要件を踏まえまして、本市の地域振興につながる事業に充当するため、関係各課と協議を行っていく予定にしております。

吉田委員

財源の説明ありがとうございます。元に戻りましてマイホーム取得奨励金制度の財源につきましても、この財源が来年度も充てられればこの事業を継続していけるとお思いますので、福岡県市町村振興協会助成金、これに期待しまして、飯塚市定住化促進の意味からも継続できるようにお願いします。以上です。

委員長

次に、同じく田中委員に質疑を許します。

田中裕二委員

いま吉田委員から質問がありましたので、ほとんどのことはわかったんですけど、確認の意味で2点ほどお聞かせいただきたいと思いますが、この制度の目的は本市の定住を促進すると、そして市外居住者が市内に新築、中古住宅を購入する場合に購入費の一部を助成ということで

ございます。市外の方が対象になるわけですが、市外の方への周知、どのようにされるのか。市内であれば市報とかでできるかと思いますが、市外の方への周知をどのようなされるのか、お尋ねいたします。

総合政策課長

市外への周知につきましては、本市のホームページ、それと建築事業者の方等を通じまして広く周知に努めたいというふうに考えております。

田中裕二委員

このような事業、他市では、他自治体と言うんでしょうか、状況はどのようになっていますでしょうか。

総合政策課長

定住促進対策といたしまして全国的にもかなりやっておられるところがございます。県内では近隣で宮若市、また直方市等が取り組んでおられます。

田中裕二委員

近隣では宮若市、直方市ということでございますが、最初に言いましたこの目的というのは本市の定住を促進すると、要するに市外の方に市内に住んでいただくという目的でされていらっしゃる。そして逆に市内に住んでいらっしゃる方、アパートにいま住んでいて新築の家を建てたい、そのときに市内の方は使えないわけですね。ということは、これが使える直方市または宮若市、ここに引っ越しをしようかなということも考えられると思うんです。転入だけではなくて転出も考えられると思うんです。そう考えたならば、市内の方にも同じ額とは言えないけれども、そういった助成金なりも考えるべきではないかと思いますが、この点についての協議というのはされたと思いますけど、どうでしょうか。

総合政策課長

質問者おっしゃいますように、この事業を実施するに当たりましては定住化計画の報告書、これの中にいろんな事業を掲載して、その中で最も効果的であるのは何かということで、今回このマイホーム取得奨励補助金の予算を計上させていただいておりますが、その中には市内の方を対象というのはですね、残念ながら今のところ計上しておりません。ただし、やはり転出抑制という意味からもアパートあるいは借家住まいの方に対する補助金についても必要があるのかなというふうには思っておりますので、今後検討したいというふうに考えております。

田中裕二委員

ぜひ検討していただきたいと思うんです。住宅リフォーム補助金も転出抑制のための補助金の目的でされているわけですから、このマイホーム取得に関しましても転出抑制のための何らかの対応をしていただきたいということをお願いいたしまして、質問を終わります。

委員長

次に、同じく梶原委員に質疑を許します。

梶原委員

この質問については田中委員と全く同じ質問でございますので、取り下げさせていただきます。

委員長

次に159ページ、道路橋りょう維持費について上野委員に質疑を許します。

上野委員

土木費、道路橋りょう維持費、159ページについてお伺いをいたします。予算の中で資料の中でいうと各所維持修繕工事費が1億5千万円から1億4400万円になっております。例年要望を全部満たしてなくて繰越分が出ているというふうなご答弁がございましたが、間違いありませんでしょうか。

土木管理課長

苦情の案件につきましては委員の言われるとおりでございます。

上野委員

となると、今年度、平成24年度は前年度繰越工事分と新規、新しく要望があった分の工事が上がってくるわけです。代表質問でも言わせてもらいましたが、着工する順番ですとか見積業者の選定については公平性、公正性を欠いてはならないと、公務員の責務でもあります。それぞれどのように考えられるのか、教えてください。

土木管理課長

工事の発注の標準化ということでございますので、130万円未満の業者発注につきましては昨年の12月定例会の一般質問において、平均性を保つように努力していく所存ですと答弁しているところでございます。現在では、支所工事発注を平成24年度より検討している中で、地域性や順番性などいろんな要素を考慮しながら、新年度に向けた標準化を検討してまいりたいと思っております。

委員長

次に159ページ、橋りょう長寿命化修繕計画策定支援委託料について梶原委員に質疑を許します。

梶原委員

先ほど上野委員も質問されておられましたけども、少しだけ聞かせてください。代表質問の中では飯塚市の橋の数が657ということで、50年くらいでおおむね維持管理見直しという形が取られておるようですけども、平成21年度から橋りょうの長寿命化修繕計画事業として予算計上がされていますけれども、その目的と概要について説明をお願いします。

土木管理課長

平成21年度からの橋りょう長寿命化の目的と概要についてのご質問でございます。道路、橋りょうの計画的な維持管理を進め機能を維持することにより、道路交通の安全性を確保するとともに、今後老朽化する橋りょうの増大に対応するため、従来の事後保全的な補修、架け替えから予防的な保全を目的とした計画的な補修、架け替えへと転換していくもので、橋りょうの長寿命化並びに維持更新費の縮減と標準化を図ることを目的に、この事業を行っているところでございます。

梶原委員

それでは今年度までに行ってこられた長寿命化業務の内容について説明をお願いします。

土木管理課長

合併前の各市町が紙ベースで管理しておりました橋りょう台帳を統一したデータベース化するために、橋りょう台帳整備を平成21年度から23年度にかけて行いました。この台帳をもとに平成23年度に橋りょう目視点検としまして、橋りょうの健全度の把握と各橋りょうの現状及び損傷度合いによる5段階評価を現地調査により行い、予防的な修繕計画策定のため点検作業を行っております。

梶原委員

いろんな点検作業を行っておられるわけですけども、このような調査業務委託を行われて、今後の修繕計画や予算についてはどのようになっておるのか、お尋ねいたします。

土木管理課長

平成21年度から平成23年度にかけて実施しました橋りょう台帳整備、橋りょう目視点検をもとに計画的かつ効率よく維持管理をするため、橋りょうの損傷度や社会的影響等を加味し優先順位を算出し、中期的な予測を行い、修繕計画を立案するものです。また、この業務は民間コンサル等に委託するもので業務内容は学識経験者及び専門的アドバイザー、橋りょう監理者で構成し、仮称としまして長寿命化策定委員会を設置して計画立案するものでございます。あと、この事業計画としまして、この橋りょう長寿命化策定計画は補助事業採択の要件と

されていることから、このような橋りょう長寿命化修繕計画の検討結果に基づき、補助事業や市の財政状況をかんがみながら平成25年度以降、随時、補修、架け替え等を実施していく予定でございます。

梶原委員

橋の長寿命化というのは大変重要な部分であります。また補助金があるとはいえですね、持ち出しも大きなものだと思っております。本市の財政状況は厳しいわけですがけれども、危険箇所の橋りょうについては早急に見直し修繕をしていただいて、市民が安心して通れる橋を維持していただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

委員長

次に161ページ、黒岩・堤田線道路新設事業費について宮嶋委員の質疑を許します。

宮嶋委員

161ページ、道路橋りょう新設改良費、黒岩・堤田線道路新設事業費というので上がっておりますが、現在の工事の進捗状況をお願いします。

土木建設課長

平成21年度にボーリング調査などを行い、22年度に県道交差点の詳細設計を行い、23年度に県道分の1工区の255メートルを施工し、それから23年度の2工区、3工区については、いま現在繰り越し中でございます。

宮嶋委員

この予算の工事箇所、これはどの辺になりますか。

土木建設課長

国道200号バイパス部です。

宮嶋委員

下からバイパスに繋ぐところの工事が今回行われるということですね。この道路ができ上がる完成はいつになっていますか。

土木建設課長

平成26年4月の供用開始を目指して事業を進捗しております。

宮嶋委員

開通しまして通行量はどのくらいを見込んであるんですか。

土木建設課長

現況の取り付け部分の交通量は約4,000台という調査をしております。また、そのでき上がれば、新設道路部分で6,200台という想定をしているところでございます。

宮嶋委員

これはもともと鯉田工業団地からのアクセス道路だというふうに思っておりますが、当初から鯉田団地ができただけで、このくらいの数字になるということで、いま団地にまだ企業がきてない状況でこのくらいの数字が見込めるんですか。

委員長

予算と関係ありますか。

宮嶋委員

終わります。

委員長

次に161ページ、愛宕2号線愛宕踏切改良事業費について宮嶋委員に質疑を許します。

宮嶋委員

同じく道路橋りょう新設改良費ということで、愛宕踏切の改良事業費ですが、この工事の内容を教えてください。

土木建設課長

今回、踏切改良を計画しています愛宕踏切につきましてはＪＲと協議を行い、平成１１年度に計画協議の回答を受けておりましたが、当時は踏切改良の補助事業に該当するものがなく、やむなく中断をせざるを得ませんでした。その後踏切改良の必要性から継続的に福岡県と協議をする中、踏切改良に対する補助採択が認められたこととなったため、今回予算を計上したものでございます。

宮嶋委員

この踏切については幅が狭くて、ほんとに通行量も、特にオートレースなんかあると多いんですが、脱輪して近所の人を押したとか事故につながりかねないような状況も多々ありました。それで、ぜひ急いでいただきたいというふうに思うんですが、踏切の拡幅とちょうどカーブになっていて線路が高いんですね、道路との段差というか滑らかにするというような工事が必要だと思うんですが、どういったものになるのか、今から調査でしょうか、道路の部分まで考えられているのかどうか、お願いします。

土木建設課長

平成２５年度にＪＲと実施協定を締結するための協議を行いながら道路部分の拡幅工事を予定しており、平成２６年度にてＪＲが踏切部分の改良工事を実施して完了する予定でございます。

宮嶋委員

踏切の部門についてはＪＲですよね、その取り付け道路は市になると思うんですが、市はそういうのまで含めて工事をする予定ですか。

土木建設課長

道路の拡幅部分については市で施工し、ＪＲ部分につきましてはＪＲに委託して施工してもらうように協議しております。

宮嶋委員

ぜひ早急に、市民の安全確保のためにもよろしく願いいたします。

委員長

次に１６２ページ、中心市街地活性化事業について宮嶋委員に質疑を許します。

宮嶋委員

同じく中心市街地活性化事業ということで新飯塚商店街通り、嘉穂劇場周辺道路、こういうものの工事が、まだ調査ですかね、この事業の内容を伺います。

土木管理課長

まず１点目の新飯塚商店街通り歩行空間整備事業の工事測量設計委託についてご説明さしあげたいと思います。新飯塚商店街通り４０８メートルについては、狭い歩道が設置されております。歩行時におけるすれ違いや段差による不便を感じさせるものです。こうしたことから快適な歩行空間を確保する目的に平成２４年度から２カ年において、事業を行うものでございます。なお平成２４年度におきましては事業に係る測量設計委託料としまして５６０万円を予定しております。次の嘉穂劇場周辺歩行者空間整備工事につきましてはでございますが、嘉穂劇場周辺道路は家屋・店舗等が密集するところでありまして、新たな歩道設置を行うことが難しいところです。しかしながらこの地域では嘉穂劇場等を散策される歩行者も多いことから歩行者スペースをペイントによる明示を行い快適で安全性を確保することとしております。なお事業としましては平成２４年度で計画しておるところでございます。延長としまして４１６メートル、事業費として５００万円を予定している事業でございます。

宮嶋委員

空間っていうのが何かよくわからないんですが、道路とか歩道とかそういうことだけで、空間というから上のほうまであるんですかね。

土木管理課長

アーケード街とかあるのはありますけど、空間整備事業というものを説明するのは少し難しいという思いもしていますが、歩行者が歩きやすいような道をつくるという事業でございますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

宮嶋委員

昭和通りはいわゆるアーケードがとられましたよね、新飯塚もその辺まで扱われるから空間っていうふうに言われるのかなと思ったんですけど。

土木管理課長

新飯塚につきましては測量設計委託に調査を出しますので、いま委員が言われたことまで考えて地元商店街あたりと相談しながら計画したいと思っております。

委員長

次に、上野委員に質疑を許します。

上野委員

土木費、都市計画総務費、165ページ、中心市街地活性化事業費についてお伺いします。資料は20ページです。この資料で都市計画総務費の欄の説明が白い丸3つにわたってあります。それぞれ相手方がいることですので、まだまだ事業として固まってなくて、ここで質疑を申し上げても的確な答えは返ってこないと思いますが、2つ目のダイマル跡地については、1階部分を市が取得するようになっております。今回上げられている1億4千何がしかの金額は1階部分の取得費と考えてよろしいでしょうか。

中心市街地活性化推進課長

今回の予算につきましては、既存の建物の取り壊し費用及び調査設計計画費に対する補助でございます。この補助につきましては、国土交通省の暮らし賑わい再生事業を活用するものでございまして、対象経費1億8483万3千円に対しまして補助率が5分の4となっております。そのうち2分の1を国が市に補助するというような形になってまいります。

上野委員

このダイマル跡地の取り壊し等についてはですね、以前から随分議会の中でも物議をしております。こういうところに補助金として出すのはおかしいのではないかと思うんですが、その辺の見解はどういうふうにお持ちか、お聞かせください。

中心市街地活性化推進課長

今回活用させていただきます国交省の暮らし賑わい再生事業につきましては、中心市街地活性化基本計画の認定区域内での空きビル再生や多目的広場等の整備をする場合に、民間事業者が実施する対象事業費に対しまして市が補助する額の2分の1以内を国が市に補助するというものでございます。このように民間投資を促進するための補助事業でございまして、今回のダイマル跡地整備事業は中心市街地に賑わいをもたらす事業の位置付けをしており、適切なものというふうに考えております。また、事業実施者の株式会社まちづくり飯塚につきましては、中心市街地活性化を目的といたしまして昨年11月に立ち上げられており、補助金以外の事業費は銀行からの融資で賄います。このダイマル跡地の賃貸住宅事業により出た益金につきましては、まちなかの活性化事業、空き店舗対策事業等のいろんな事業に投資することになっておりまして、みずからリスクを背負った中でまちづくりに取り組まれておりますので、市としましては最大限の支援をしていきたいというふうに考えております。

上野委員

このまちづくり会社、まちづくり飯塚というのは株式会社ではありながら利益を追求せずに、まちづくりのために利益を吐き出してくれるというような素晴らしい会社なんですね。早く委員会でもそのような説明をしていただければ、私も誤解せずに済んだのになと思っております。では建設工事等で総事業費6億4千万円以上が見込まれていますが、入札についてはどのように行われるのか、教えてください。

中心市街地活性化推進課長

市が事業主体ということではございませんので、株式会社まちづくり飯塚が入札を行うということになってまいります。市といたしましては事業計画等の提出を求めまして審査し補助金を交付するという形になってまいります。

上野委員

このまちづくり会社にはたくさんの有志の方が賛同されて、協力もされていると思います。その中には壊すのを含めてですね、建てるのも含めていろんな関連する会社もご協力されていると思いますので、恐らくこの6億何がしという金額よりも随分下回った金額で済むことだというふうにご期待をしております。そして先ほどから私言っていますように、この中活の事業に関してはあいまいな部分が本当に多いというふうには私は思っています。当初の予算に計上しなければならなかった理由を理解できるように、担当部長、教えていただけますか。

企画調整部長

先ほどから担当課長が答弁いたしております。内閣府への申請につきましては2月15日に行いまして、3月下旬には認定をいただく予定にいたしております。その間でも国のほうと事前協議を行いながら認定に向けた協議・調整を行っております。この認定を受けると5年という期間が限られておりますので、4月から順次事業を展開する必要がありますので、当初予算に計上させていただいております。

上野委員

国との話し合いもとっても大事なんですが、民間と協力してやる事業が、大きいハード事業が多いわけですよ。そこらあたりがですね、どこまで進んでいるのか、こういう予算の上げ方、詳細までありますが、これは変わることは多々あり得ると思うし、できなくなるようなところももしかしたら出てくるかもしれないと思うんですよ。厳しい財政をやりくりしておられる中で、こういうふうな予算の上げ方について、財務部長、見解をお伺いしておきたいと思います。

財務部長

この中心市街地活性化事業につきましては、市が取り組んでいます事業の中でも大きな事業でございます。先ほど担当部長が申しましたように、2月15日に申請をしてそれからの5年間という期間もありますので、事業が進捗しますように厳しい財政事情の中でございますけど予算を計上したわけでございます。

上野委員

ご説明受け賜っておきます。

委員長

次に172ページ、市営住宅維持修繕費について守光委員に質疑を許します。

守光委員

172ページ、土木費、住宅管理費の市営住宅維持修繕費について簡単にお伺いいたします。どのようなものかというのは大体見当がつくので、いま上げられている予算額は建築住宅課としては適正かどうか、どのようにお考えか、教えてください。

建築住宅課長

維持修繕費としましては市営住宅の円滑な管理運営を図るための必要な経費となっております。また予算額につきましては平成23年度の当初予算に比べましても約1.7%程度の増額となっておりますが、限られた予算の有効活用、それから費用対効果などを考慮のうえサービスの低下を招かないような管理運営を行っていきたいというふうに思っております。

守光委員

維持していくうえで、いま市営住宅で空き家とかがかなりあると思うんですけど、その空き家の補修について予定している経費とかを教えてくださいませんか。

建築住宅課長

空き家の補修につきましては比較的新しい住宅とか需要の高い住宅、そしてまた利便性のいい住宅などを積極的に補修しまして公募をしております。利便性に難点があり、年数の経過した住宅とか特に簡易二階建て等は応募も少なく、募集を行いましても応募がないというようなところもございますし、限られた予算の中でございますけども、先ほど言いましたように費用対効果などを考慮のうえで補修をして、年4回の公募をかけておるところでございます。各所維持修繕工事といたしましては5576万9千円を今回計上させていただいておりますが、そのうちの空き家の補修の予算につきましては、大体1戸あたりが17万5千円を見ておりました130戸を予定しております。その費用といたしましては2275万円程度と考えております。また参考ですが、平成23年度の実績といたしましては2月末現在の結果でございますが、1708万8640円の支出を行っておりまして、空き家の補修戸数92戸で、大体1戸あたりの平均が17万4373円となっております。

守光委員

今後の予定として130戸されるということで、1戸あたり17万円以上かかってですね、また公募してもなかなか応募がないという状況ですけども、自分があるところで全国的にある人が民間と協力して、独り暮らしのご老人とか独り暮らしの方とか多いんですけど、そういった1人でなかなか生活する部分が厳しいという方は、例えば住宅の平屋とかいったところを、空いているところをですね、吹き抜けにして、取っ払ってそこに2人、3人と住めるような、共同生活ができるような、そういったことをされているところもあります。いま資料がないんですけども、今後これは要望としておきますけれども、空き家をそのまましておくといろんな面で問題が生じてきますので、今後こういったことも検討していただきたいということを要望して終わります。

委員長

次に177ページ、消防団運営費について永末委員に質疑を許します。

永末委員

消防費の中の非常備消防費、消防団運営費について質問させていただきます。私も数年前から庄内地区のほうの地元の消防団に所属させていただきまして、中からその活動にかかわらせていただいております。その中でその運営について少し疑問に思うところがありましたので、消防団運営交付金に関連づけて質問させていただきたいと思います。そもそもなんですが、この非常備消防という組織の成り立ちといいますか、変遷といいますか、そういったところを簡単に説明していただけますか。

総務課長

成り立ちというところちょっと難しいんですけど、基本的には消防団というような編成になりましたのは昭和23年の消防組織法の公布が直近の変遷の理由でございまして、消防団の設置の根拠としましてはその消防組織法が根拠となっております。消防組織法の中では、消防機関としまして消防本部、消防署及び消防団というのが規定されておまして、消防団の設置そのものにつきましては市町村の条例に委ねられているところでございます。飯塚市におきましても消防組織法に根拠を持って条例化した上で、消防団の組織の組織化がされているものでございます。

永末委員

私のほうでも少し調べたんですけども、昭和23年消防法によって組織されているということなんですが、常備消防と非常備消防がありまして、常備消防のほうを全国普及するにあたって、それまで常備消防のほうで行き届かない部分を非常備消防で補うというようなそういった認識でつくられたのかなというふうに考えているんですけど、それでよろしいですか。

総務課長

いま質問委員言われるとおりでございまして、もともとかつての江戸時代からのいきさつで

町火消しからスタートしておりますけど、消防の組織そのものが行政の分野での責務となる中で、消防本部が行政の中の責務として位置づける中で、消防団としてはその下での後方支援というのが主体的な業務になっております。

永末委員

実際に私もかかわっていて、例えば急に消防の招集がかかった場合でも、非常備な状況ですので、常時それに備えているわけではないので、例えばその仕事の関係で行けなかったりとか、夜中にかかってきてもお酒を飲んだりして行けなかったりとか、そういった意味で後方支援ということで位置づけられているかと思うんですけども、実際に後方支援というのはどういった形でやっていくというのが定義とかであるんですか。

委員長

予算ですから、予算の内容でお願いします。

永末委員

資料要求のほうの99ページ、災害出動の部分であげていただいています。これを見ますと、その消防という部分での活動がちょっと見えにくいんですが・・・

(委員長から予算の内容について質疑するよう指摘あり)いいです、すみません。ちょっと質問を変えさせていただきます。私、総務委員会のほうに属してまして、昨年、行政視察で静岡の掛川市のほうに伺いました。それで掛川市のほうは東南海地震に備えて、かなりのいろいろな備えをされていたんですけども、自主防災組織そういったのと消防団、この兼ね合いと申しますか、関係性、どのようなふうに市のほうとしては考えられておるのでしょうか。

総務課長

ここに記載しておりますとおり、いま消防団の機能、目的そのものに、当初は火災だけだったと思われましても、当然ながら災害、それに加えて近年では国民保護の関係の業務も消防組織法の中で新たに消防の業務として加えられております。いま質問委員が言われますように、自主防災組織の中では、基本的な中枢的な位置づけになるというふうに考えておりますので、現在、自主防災組織の組織化に努めておりますけれども、その中で消防団の方々には随時お声かけをさせていただいて積極的に関わっていただくような形で組織化を進めているところでございます。

永末委員

消防団が自主防災組織の主要な部分がある程度になっていくというような理解でよろしいですか。わかりました。消防団の組織なんですけど、そうになっていくと自主防災組織を備えるに当たって消防団をどう組織していくかという部分、当然いまも組織されていますけど、どういうふうに自主防災組織として活用していけるかという部分の議論が必要かと思うんですけども、私のほうが声として聞くのが合併により大きくなったことによって、旧町時代より組織としての声がちょっと届きにくい。トップの考え1つで動いているようなこともあるというようなことも少し聞きました。その災害情報の入り方とかも若干非効率じゃないのかなというふうに感じるところもありますんで、そういうところをしっかりと定義づけていかないと自主防災組織の中核を担えるような団体になっていくのは少し時間がかかるのかなというふうに思ってます。そのあたりどのようにお考えでしょうか。

委員長

暫時休憩します。

休憩 15:37

再開 15:46

委員会を再会いたします。

総務課長

いま質問委員が言われますのは、連携が上手くいってないというようなご指摘かと思えます

けれども、そのために情報共有、指揮命令という確認を行うために、資料にも付けておりますように年間の日程を組んで訓練に努めているという状況でございます。

委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

佐藤委員

170ページ、8款、5項、1目の下水道費の中で技術者派遣という予算があって4千万円上がっていますが、これはどのようなものか、お伺いいたします。

土木建設課長

近年、本市では技術職員が慢性的に減少している状況にあります。このことに加え平成24年度より合併特例債を活用した浸水対策事業等が本格稼働することや、これからの事業には総合的な技術力を要する大事業も含まれていることから、設計・積算やキャド操作が可能な土木設計コンサルタント会社と派遣契約を結び、技術職員の人員確保を行い円滑な業務の遂行を実施するものであります。

佐藤委員

この予算の決定までの経緯、人数とその人数の根拠、採用期間、採用時期、続けて答弁してください。

土木建設課長

都市建設部において技術者派遣の採用に関する協議を行う派遣労働者審査委員会を設立し、契約書、仕様書、スケジュール等を協議し決定いたしました。人数につきましては、平成24年度につきましては土木建設課で4名、農業土木で1名の計5名分を予算計上しております。それから人数の根拠といたしましては、平成24年度の浸水対策事業等に伴う工事及び委託業務数、さらに現時点での技術職員数を考慮しての人数であります。採用時期につきましては、本議会終了後の平成24年4月に公募を行い、公正、公平性の観点から書類審査などの選考期間を考慮しまして、平成24年6月1日からの採用となる予定でございます。また平成24年度につきましては、平成24年6月から平成25年3月末日までの10カ月であります。平成25年度以降につきましては1年間通しての採用を考えております。技術者派遣を採用する期間といたしましては、合併特例債の活用が可能な時期までを考えております。

佐藤委員

ここの部分の予算では4千万円、4人と、10カ月ということで、1人1カ月100万円ですね。ちょっとこれは高いんじゃないかなと、私は思っております。この方は公務員の方たちと違って公務員法が適用されない、守秘義務等々がないということで、大事な情報が業者に漏れいしたりとかいう部分がないか心配しておりますけども、その辺はいかがでしょうか。

土木建設課長

守秘義務関係につきましては、4月の公募時点で仕様書及び契約書の中に明記するようにしております。また、このことにつきましては技術派遣員のみではなく、派遣会社についても同様の扱いとしておりますし、都市建設部の職員に対しても周知徹底を図るように考えております。

佐藤委員

この点についてですね、契約するときにとありますが、もし破った場合とか漏れてからじゃ遅いと思うんですね。大変大きい事業ですんで、その辺のことも検討されながらですね、契約されて、ちょっとどうかなと思うんですけども、注意しておいてください。それと、先ほど慢性的に技術職員の方が足りないという答弁もありましたけども、私はこういう形じゃなくOBの方とかですね、技術職員を採用して、これを慢性的な不足を解消するべきだと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

総務部長

不足のお話がありました。行革の中で技術職をだいたい何人配置しようということをやっておるわけでございますけども、採用がうまくいかなかったとかそういった部分と、また先ほど話がありました、これから先がピーク時になると、建設工事等ですね。そういった部分でピーク時対策としてこういう形が一番いいだろうということで派遣という形をさせていただきました。今ご心配されております情報関係ですね、管理の関係。もともと私どもも建設関係ですけども、監督等につきましては委任という形で、委託契約でございますけども、管理を設計者のほうにお願いもしておりますし、契約の中でしっかりそういった分については守っていきますし、飯塚市もセキュリティポリシー、これはしっかりと固めておりますので、そういった中で守っていきたいというふうに思っております。今後の採用につきましては、あくまでもピーク時対策で今の技術者、これが今後工事がずっと増加していくということにはございませんので、あくまでもピーク時対策としての考えということで、ご理解のほどよろしく願いいたします。

佐藤委員

ただ、これは浸水対策事業ということだけですね。これから庁舎建設、小中学校等々建設がされるので、もっとふえる可能性もあると思うんです。だから技術職員に関してはですね、応募するときに予定より少ない人数が来たとか、応募者が少ないとかいうことも聞いておりますので、制限を考えるとかそういうことをして、できれば技術者の職員をふやしてほしいと思っておりますので、これは要望で終わります。

委員長

他に質疑はありませんか。

岡部委員

165ページ、中心市街地活性化の事業費が組んであるんですけど、聞きたいのはエリアの中を通る新飯塚・潤野線のことを聞きたいんですけど、どこにも名前がありませんので、ただ以前お尋ねしたときは土地区画整理事業で実施をするという答弁がございましたので、飯塚本町東地区の土地区画整理事業で調査委託料、測量委託料、設計委託料とこういうふうにならなっておりますけど、この中に含まれているんですか、含まれていないんですか。

都市計画課長

委員言われてます新飯塚・潤野線、いま昭和通りの交差点、千鳥屋の交差点ですけども、あれから東町橋まで高架になりますけども、一部高架が出てきますけども、あの分についてはこの中には入っておりません。この中に入っているのは区画整備事業の中で千鳥屋の交差点からよかもん通り、これ140メートルございますけど、この部分を永楽通りの商店街の通りがなくなるといって歩道を広げるという工事で区画整備の中で一緒に考えております。

岡部委員

先ほどから何度も質問の中で出ておりましたように、5年間の期限付き事業でいくわけですよ。その中でまず最初に基本の実施スケジュール、5年間でよかもん通りから昭和通りまでどういうふうな形で進んでいくんですかね。

中心市街地活性化推進課長

飯塚本町東地区整備事業等を一体的に整備するというお答えをしております。平成24年度に都市計画決定、事業計画認可、調査設計をいたします。25年度に仮換地指定補償、用地買収、分譲マンション事業者決定、建物等の移転、解体、そして26、27年で建築工事という形で計画をしておるところでございます。

岡部委員

あそこは永楽通り、既存の立派な商店街なんですけど、あれがそっくり消滅するわけですよ。たしか幅員が3.5メートルでしたか、拡張されて、これで一番心配してるのはたった5年間の事業の中でまだ歩道の計画ぐらいしかこの道路の計画は入っていないというぐらいの

話ですけど、地元と永楽通り商店街の引っかかっている皆さんと、例えばその権利返還の話やらそういったものはどこまで進まれているのか、お尋ねいたします。

中心市街地活性化推進課長

現在、権利者の方いろいろ直接土地を持たない方等も含めまして108名の方がいらっしゃいます。そのうち土地、建物を持ってある方とかテナントに入っている方、そういった方を対象に意向調査も実施しておるところでございます。その中で土地を売りたい方でそのまま商業を継続したい方、そういった意向を把握いたしまして、いま区画整理のゾーンの中で居住ゾーンと商業ゾーンというふうな形で区画道路で分けるというふうなものをですね、皆さん方と勉強会をしながら共通認識に立っていっているというような状況でございます。

岡部委員

構想はわかるんですよ。スケジュールもだいたいわかるんですけど、私が心配しようのは実際にできるのかというふうな形の目安がね、見えてこないわけですよ、地権者の数から考えても。確かに土地区画整理事業として立ち退きをしてあそこを崩すというところまではわかる。ただ退かれた方がどこへ行くかとかなんとかって話やら見えてこないもんですからね、先ほど上野委員の質問にかぶるようなことになるんですけど、そこんところがね、ちょっと、ちょっとという大変不安だという気持ちがある。まだ他のことを聞きますのであとで答えてほしいんですけど、そしたらそのあとの昭和通りから約200メートルくらいの堤防敷きまでの道路がありますよね、都市計画街路。あれはだいたい市のものですか、国のものですか、県のものですか。

都市計画課長

市の都市計画街路でございます。

岡部委員

事業主体はどこになるんですか。

都市計画課長

基本的には市でございます。

岡部委員

市で200メートルの事業をやるわけですか。逆になってない。昭和通りから御幸町を抜けて土手につながる高架道路があるでしょう。それを今お尋ねしているんですが、市でやるんですか。

都市計画課長

都市計画道路でございますので基本的にはですね、市で施工することとなると思います。しかし鯉田・中線とかいろんな県でやっている事業もございますので、それは協議となるかとは思っています。

岡部委員

私が聞いていたのは、事業主体は県になると。県事業として年次的に進めていくんだというふうに聞いていたような気がするんですけど、それは間違いだったんですかね。

都市計画課長

都市計画課のほうで、県との協議は平成22年度より本格的に行っております。ですが、現段階で県が正式にやるという回答ができない状態でございます。しかしながら、これから協議を進めて24年度中くらいには方向が出るように協議してまいります。前向きに進んでおりますので、ご理解ください。

岡部委員

あのですね、新飯塚・潤野線という都市計画街路というのは、その中心市街地を横断する大変貴重な、活性化のためにも必要な道路なんですよ。それで、中活の事業の期限というのは5年間と切られて、いま私お尋ねしよったら市がやるか県がやるかわからんというような話の

中で、道路ってのは一体的につくっていかんと利用効率が悪いわけですよ。ここまでできたけどこっちはさわらんというふうな形にはならないので、将来予定としてはですね、やはり同調させながら、例えそれが県であろうと、やっぱりやっていただくというふうなことが大切なんじゃないかなと思うんですけどね。県とそここのところは詰めた話を本当にやっているんですか。

都市計画課長

先ほど申しましたように、平成22年度から本格的に協議を進めております。県として正式に県でやるということが言えないという段階ですので、ご理解いただきたいと思います。

岡部委員

わかりました。無理やり理解します。それで進んでいるならば具体的に地元の地権者、こういった方々と話をしていけないと、私がちょっと耳に挟んだところによりますとね、具体的にその何というか、該当する部分について不動産業者なんかがうろろうして先物買いと言いますか、権利の確保をするというふうな形になっているのでね、できるだけ詰めた話の中で地元の地権者の皆さんとこれはぜひ話を詰めておいてください、市でやろうと県でやろうとですね。そうじゃないと、また話がそこでストップしてしまうような、値段が吊り上げられるという話になってしまいますので、これはお願いしておきます。

それともう1つは、先ほど上野委員のほうからダイマル跡地の問題がちょっと出ておりましたけど、このまちづくりの会社というのはですね、構成メンバーは何人ぐらいいるんですか。

中心市街地活性化推進課長

出資をなさっている方につきましては7名でございます。

岡部委員

そうしますと、総事業費は6億4千万円ということであな方は書いてあるわけですけど、このうちまちづくり会社が持つもの、あるいは補助金としてやるもの、あるいはその内訳というのはどういうふうになっているんですか。

中心市街地活性化推進課長

いま試算をしておりますけども、約6億4千万円のうちまちづくり会社が約2億5千万円、国もやはり2億6千万円、市が1億3千万円というような内訳でございます。

岡部委員

あなた方は具体的にあそこで建物の数が何個とかいうふうな形であげてあるけど、実際7名のまちづくり会社の引き受けられた方が、それだけの金額を果たして出すのか。将来性のある例えば道路事情のいいとか、どの事業が入ってきても転用がきくとかいう場所と違うんですよ。あそこはあなたが知っているように、入口もないような土地での活用の中でまちづくり会社が入ってきているわけですよ。民間でそこまでやるということになると、やっぱりそれなりの担保を、きちっとそこで投資をすれば、出資をすれば元が取れるんだというぐらいのことが、やはりこうして予算書に上げてくるならば、もう少し具体的な話があっていいんじゃないかなというふうに思うわけですよ。それであそこは進入道路というのがないわけですけども、先だっつての話を聞いておりましたら、解体して新築するという話が出ておりましたけど、どこから入って、重機を入れて、事業をやるように計画をされているわけですか。

中心市街地活性化推進課長

工事の施工方法についてはいろいろ考えはあるようでございますけど、こういう方法でやりますというところまで確定をいたしておりませんので、答弁は控えさせていただきたいと思っております。

岡部委員

いろいろ場所はあると思うんですよね。聞いたところによりますと飯塚信用金庫の駐車場を活用して商店街を分断してやるというふうな話も聞いております。その商店街地域の活性化の

ためにやるんで、その工事をやって地域が分断されるような形の中で盛り上がりにも欠くようなことにならないような道路の位置付けとか、あるいは建設資材の搬入方法とか、こういったものはぜひ考えていただきたいと要望しておきます。

続きまして、緑道公園のことについてお尋ねをいたします。今回1400万円の調査費が設計委託料としてついております。この実施年度というのは大体何年ぐらいで考えられているんですか。

都市計画課長

平成24年度に委託設計をして、工事実施は29年度からということで考えております。

岡部委員

あなた方が出された資料、資料要求に沿って出されたものでしょうけれども、ウォーキングコースや快適な歩行空間にするためにというふうに、心地よいような文字が並んでおりますけど、これは絵を描くのは業者が描くんでしょうか、それとも例えば地元の人たち、利用者とか沿線住民とか、そういう人たちが入る隙間があるんですか。

都市計画課長

委託の中でワークショップ等は4回ほど予定しております。それからアンケート調査等も予定しております。そういう中で地元の意見等を参考にしながら基本計画を策定して、整備計画の検討のうえ工事の実施設計を行うものでございます。

岡部委員

先ほど上野委員のほうからも指摘がありましたけど、たった5年の中活事業で具体的にあなた方は、例えばバスセンターの上に60何戸とか、本町に100何戸とか具体的な数字を貼り付けてあるわけですよ。外から見ていると、5年間の中で果たしてゴールまで持っていけるのかという不安があるんですよ、状況としてね。私は特に新飯塚・潤野線がかかっている本町の事業なんかを見ておりますと、まず商店街をつぶさないといけないわけですよ。永楽通り商店街をアーケードから全部取ってしまうわけですよ。あそこでやっている方の商い場所も住む場所も、これから探して計画してやっていかなきゃいけない。この事業が民民であれ、民官であれ、官民であれ大変難しいところにある。残った時間から言うと、今月の末頃に認可が下りるわけでしょう、中活の。もう下りたんですかね。まだ下りてないですよ。それから、とにかく5年間という期限つきで事業を実施していく。途中でできなかったでは済まない。小鶴部長、あなたと田代課長が責任をとればいいという問題じゃない。まちがぐちゃぐちゃになったままで残されるような形になるわけですよ。だからこのところは真剣な上にも真剣に取り組んではおられると思うんですけど、きちんと詰めた話をやっていただいて、こういうふうに予算書に数字を上げるときには、それに裏打ちされた話をきちっと詰めて出していただきたい。そしてその通り5年間のうちに実行していただきたい。もしできないということでもあれば、組織を変えてでもやっていただきたいというふうに要望しておきます。

委員長

他に質疑はありませんか。

永末委員

都市計画総務費、中心市街地活性化事業費に関連づけて質問させていただきます。1つ目ですね、吉原町地区再開発事業費補助金2070万円ですけども、この事業が平成23年から27年までで総事業費35億円の見込みですね。実施主体が再開発組合というふうになっていきますけども、事業の中身と再開発組合の構成員のほうをお示しく下さい。

中心市街地活性化推進課長

事業の中身ということでおっしゃいましたけれども、資料の20ページに書いてありますように、西鉄さんのほうから示されましたたき台ということで、示されたものを記載させていただいております。そのたき台によりまして1階がバスセンター、2階から4階が飯塚医師

会さんの医療関連施設、5階から11階までが分譲マンションというような内容でございます。再開発組合につきましては、これは地権者の方々に構成する再開発組合ということで想定しているところでございます。

永末委員

想定をされているということは、組合のほうはまだできていないということですか。

中心市街地活性化推進課長

いま準備組合等の中で勉強も含めて協議をなされておるとい状況でございます。

永末委員

市のほうでも平成24年度当初予算2070万円の予算を組まれているわけですから、実施主体のほうはまだ決まっていないというような形なんですけど、いつごろまでにとかという目処はないんでしょうか。

中心市街地活性化推進課長

平成24年度に都市計画決定、地権者合意等をしたなかで事業計画をつくっていくわけですが、そのときに24年度中ぐらいにそういう再開発組合を組織していただくようなスケジュールでお願いしたいと思っております。

永末委員

事業の中身として先ほどお示しいただきました。1階がバスセンター、2階から4階が医療関連施設、5階から11階が分譲マンション63戸ということですが、この2階から4階部分に飯塚医師会がくるというふうな話を聞いておるんですけども、これは医師会さんのほうはこれ自体購入されるのか、それとも借りられる形なのか、どちらでしょうか。

中心市街地活性化推進課長

購入していただくということで考えております。

永末委員

となりますと、事業費の補助金は組合のほうに充てられるんですかね。

中心市街地活性化推進課長

今回、市街地再開発事業ということで、それに対する補助金というのがまずございます。それに加えまして医師会さんのほうに補助するという補助の仕組みも考えておるところでございます。昨日提出してあります資料の8ページにそういった一覧表をつけておりますけども、国交省の社会資本整備総合交付金、この効果促進事業ということで、一覧表の下から2番目になりますけども、医師会さんの床取得に対する支援も行っていきたいというふうに考えておるところでございます。

永末委員

果たしてその医師会さんが移られるということで予定されているようですが、医師会さんに対してそこまでの補助金を出してまで市が補助するというのはどんなものかと思うんですけども、そのあたり詳しくご説明いただけますでしょうか。

中心市街地活性化推進課長

まず今回の市街地再開発事業、こういった中心市街地活性化を図る中で、やはり交通拠点でありますバスセンターを賑わいあふれる拠点にしたいということで、まず再開発事業を何とか成し遂げたいという思いがございます。これをするにあたっては、やはりその中身、どういった方々に入ってきてこの事業を成立させるかというようなことで、いろいろ検討し相談をしてきたところでございます。医師会さんのほうがバスセンターに入られることによりまして、やはり2市1町の飯塚医師会さんでございますので、広域交通拠点のバスセンターからそういう地域医療を推進していただくというようなことと、また休日夜間急患センター等もございまして、非常に利便性の高い場所に移転されることでの市民の皆さんへの利便性のよさとか、また高等看護専修学校が設置されておりますので、交流人口が増加して賑わいの創出につなが

るというようなメリットがあるということで考えております。

永末委員

バスセンターのほうがそういう地域公共交通の中核というのはわかります。ただ、2階から4階部分に医師会が来ることによって、どれだけの賑わいが生まれるのかなというふうに感じます。例えばここに急患センターではなくて通常の病院ですかね、そういったのが来ることによってとかいうことなら一般の方の利用が見込めるのかなと思うんですけども、その医師会が来ることによって一般の方が医師会を利用されるんですか。

中心市街地活性化推進課長

医師会につきましては検診検査センターもございます。そういったことでの一般の方も利用なさることもございますし、先ほどで言いましたように、高等看護専修学校、約120名の学生さんいらっしゃいますけれども、そういった方々が必ず毎日のように出入りをされているというような状況があります。

永末委員

はい、わかりました。よろしくお願いします。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 16:20

再 開 16:20

副委員長

委員会を再開いたします。

瀬戸委員

今の165ページ、中活についてちょっとお尋ねをいたします。いま永末委員が質疑をされていましたが、バスセンター2階から4階までが医療関係施設ということで、いま社会資本整備総合交付金を使って医師会に買ってもらうというような話が出たかと思いますが、割合をもう1度教えてください。

中心市街地活性化推進課長

ここに記載しておりますように、効果促進事業50%といたしますのは、市が出す補助金に対して50%の国の補助があるということでございます。全体の分からいけば対象経費の3分の1が事業者、残る3分の2が市、要するに3分の1ずつですね。事業者、国、市、そういったふうな単純に言えばそういうふうな率になるということでございます。

瀬戸委員

例えばこれ2階から4階までの売買価格が大体の想定でどのくらいになっているんでしょうか。聞いていますか、西鉄から。

中心市街地活性化推進課長

まだきちっとした最終的なことになっておりませんので、あくまでも市のほうが想定したような額ということでお聞き願いたいと思っておりますけれども、約11億円程度はするのではないかと考えております。

瀬戸委員

ざっと12億円になっても3分の1ずつであれば4億円ずつと。そして市がその4億円出した場合、50%で2億円は補助金でかえってくるということですか。教えてください。

中心市街地活性化推進課長

全体の3分の2を市が補助するということになります。そのうちの半分を国が補助するということになりますので、最終的には国が3分の1、市が3分の1というふうな計算になるわけでございます。

瀬戸委員

3分の1は一般会計からの持ち出しということでもいいんですか。市が交付金とか補助金とかの対象にならないで単費で持ち出すのはいくらですかと聞いているんです。

中心市街地活性化推進課長

いま委員が言いました、残る3分の1が市の単費というふうに考えていただいて結構でございます。

瀬戸委員

4億円が単費ということになりますか。4億円ですね。それと例えば急患センターが来ると言われましたよね。急患センターはいま1市何町かでやられているんですかね。2市1町。この分は、階を借りられる、それとも買い取るの。その辺は決まっているんですか。

中心市街地活性化推進課長

いま医師会さんとお話している段階では、医師会さんのほうに買っていて、それをお借りするような段取りでのお話になっております。いま2市1町でどういうふうな運営方法が一番最適なのかというような検討もしておる状況はございます。

瀬戸委員

考えたらですね、11億円と言われたけど3分の1の4億円近い金を飯塚市が出して、おまけに今ある急患センターを移してきて家賃を払うと。医師会が全部でね、同じ4億円払ったと。家賃をどのくらい払うのか知らないけれど、結局医師会は、ずっと飯塚市が家賃を払えば、その4億円は償還するわけですから、全部がただになるというような感じになるでしょう。長い間、10年か15年ぐらいかかるかしれませんが。それで医師会は西町に土地を持っていますよね。あれを売れば、ある程度お金もできると思うんですよね。売ればですね。市がそこまでかかって4億円も単費を持ち出して、やらなくちゃいけないことですかね。これだけ苦しい苦しいと言っているときに。いま言ったように確かにバスセンターが建ちかわって中心市街地のために賑わいを取り戻そうということわかりますよ。ただ、先ほども言われたように医師会が来たらどれだけの人が来るのかと。急患センターというのは、いわゆる休日と夜間でしよう。バスはいいですよ、本当に夜間は。そういうものをね、どうしても無理やり移して、家賃を払わなくてははいけないか。ましてや4億円もお金を出さなくちゃいけないか。これは全然、私は理解できないんです。何かしっかりした理由があったら言ってください。

中心市街地活性化推進課長

先ほども申しましたように、やはり健康を実感できるまちづくりというようなことも標榜して、今回中活に取り組んでおります。住みよさや安心・安全、こういったものを実感できる場をつくっていくというためにはそういう施設はまちなかに必要だというふうに考えておりますので、ご理解をよろしく願いたいと思っております。

瀬戸委員

お互いにそれは見解の違いですし、意見の違いになるでしょうから、これ以上言っても一緒ですから、これ以上は言いませんが、これに対しては私は全く理解ができないということだけは申し上げておきます。

副委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 16:26

再 開 16:26

委員長

委員会を再開いたします。

他に質疑はありませんか。

(な し)

他に質疑はないようですから、第6款 農林水産事業費及び第7款 商工費について質疑を

終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 16 : 26

再 開 16 : 40

委員会を再開いたします。

次に、第10款 教育費、181ページから226ページまでの質疑を許します。

はじめに質疑通告されております182ページ、スクールサポーター配置事業費について田中委員の質疑を許します。

田中裕二委員

182ページ、スクールサポーター配置事業費について質問をいたします。この資料を見ましたら、学校内を循環し、問題行動の未然防止と課題を抱えた生徒の学習や体験活動を支援というふうな業務をされるようでございますが、具体的にどういう動きをされるのか、お尋ねします。

学校教育課長

スクールサポーターにつきましては、学校から派遣要請が参ります。その中で学校に参りまして、いろんな問題行動等の場面に出くわしたりとか、そういった場面で学校の巡回等を学校の教員と一緒に回って、そしてその中で子どもたちに指導を重ねていくと。そして、個人的にもいろんな子どもたちと正面切って対応していくと。その中でいろんな人生とかですね、そういう観点で対応しているという状況でございます。

田中裕二委員

それでは平成23年度、このスクールサポーターが活動した具体的な事例とか、教えていただければ教えてください。

学校教育課長

具体的に言いますと、行った学校においては生徒指導上の諸問題、これが激減しているという状況でございます。ですから例えば、ある学校に行きまして子どもたちと真剣に真正面から向かい合って、そしてその子どもたちの人生観まで変えたといった事例もございまして、その子は1年の頃、非常に荒れていた状況がございましたが、生徒会長をして、そして学校の立て直しに自分から先頭に立って、そのサポーターと一緒に学校改革に関わっていったというような面もございます。

田中裕二委員

今のご答弁をお聞きしましたら、素晴らしい方々のようでございますが、この嘱託職員2名ということでございますが、この方たち、どのような方たちなのか。資格を持ってらっしゃるかどうかわかりませんが、どのような方たちなのか、お尋ねします。

学校教育課長

1名は当初のころから頑張っている者が1名、来年度も雇用すると。もう1名につきましては不登校対策といいますか、そういった観点でスクールサポーター1名、もう1名を雇用して学校にいるような訪問とか、家庭訪問とかをさせていきたいというふうに考えております。

田中裕二委員

例えば、教員OBとか、そういうふうなものではないんですか。

学校教育課長

1名は先ほど申しましたが、もう1名はいま相談しているのが学校関係を経験された経験豊富な方でございます。

田中裕二委員

今回2名にされるんですか。前年度は1名だったんですか。予算を見たら前年度よりも127万8千円ほど増額しておりますが、いかがですか。

学校教育課長

昨年も2名でしておりましたが、どうしても1名見つからないといった状況が続きまして、1名で対応していった結果でございますが、その1名が非常に多忙でいろんな学校から要請が、3つの中学校と1つの小学校であります。その派遣回数がかかなり多くて1名で対応するのが非常に厳しい状況になっているところでございます。

田中裕二委員

平成23年度も2名、24年度も2名ということですかね。

学校教育課長

平成23年度は1名でございましたが、24年度は2名の予算ということで考えております。

田中裕二委員

わかりました。今の課長の答弁を聞きまして、非常に役に立っている、かなり評価をされております。これはずっと続けていかれる予定ですか。

学校教育課長

教育委員会としましては、ずっと雇用していきたいというふうに考えております。

田中裕二委員

ぜひとも継続して実施していただきますようお願いいたしまして、質問を終わります。

委員長

続いて182ページ、学校相談対応専門職員配置事業費について田中委員に質疑を許します。

田中裕二委員

182ページ、学校相談専門職員配置事業費について質問をさせていただきますが、これは新規の事業のようでございますが、この事業の目的、どのような目的でこの職員を配置しようとしているのか、またこの相談専門職員とはどのような方なのか、お尋ねいたします。

学校教育課長

どのような方かということでございますが、これは学校の経験豊富な方でございます。今いろんな相談といいますが、そういうことに関しまして、国の動向としましては、今もう皆さんご存知と思いますが、学校に理不尽な要求や行動を行う保護者が多いと。そしてそのことに関しまして、小中学あるいは教育委員会が苦慮しているという実態がいろんな新聞紙上等で報告されているのはご存知のことだと思います。このことにつきましては、政府の教育再生会議の第2次報告におきましても専門家チームを設ける必要性を指摘しているというところでございます。保護者のクレーム対応、要するにモンスターペアレントと言いますが、そういった教育現場の大きな課題となっていることも間違いありません。これが、何でそうなっていったかということにつきましては、社会全体が不安や不信、不満からくるストレスのはけ口として自分にとって最も都合な反応が得られて、反論・反発のないところに集中的に抗議を行うといった風潮があるというふうに、そこでは語られております。本市といたしましても、保護者からの苦情につきましては、教育委員会に1日1件、多いときで2、3件の苦情が寄せられておまして、その数は年間100件以上に及んでおることが実情でございます。また電話による面談、あるいは対応も中には電話対応で1時間以上に及ぶ事例も見られております。各小中学校におきましても同じような対応でありまして、要するにそのことによって教育がなかなか難しくなっていると、時間を割かれているという状況でありますので、そういったことのために飯塚市としましては小中学校に寄せられます苦情対応や諸問題の解決を目指すために、飯塚市教育委員会に苦情処理専門職を設置するということが目的としております。

田中裕二委員

スクールサポーターは生徒の指導とか助言とかそういったことで、学校相談対応専門職員というのは学校に対する苦情とかそういったものに対応する役目ということだと思っております。この嘱託職員1名のこの専門職の方、資格というか学校OBの方なのか、どのような方なのか、お

尋ねをいたします。

学校教育課長

学校OBでございます。生徒指導等に関しまして経験豊富な方でございます。

田中裕二委員

他の自治体ではこのような専門職員というのを配置されているのでしょうか。

学校教育課長

全国的にもふえていっていると。近隣で言いましたら嘉麻市には存在しているということでございます。

田中裕二委員

本当にこの相談員も必要な方だろうと思しますので、新規の事業なので評価というのは来年以降でないかわかりませんが、できましたらこの事業も続けていただきたいということをお願いいたしまして、この質問を終わります。

委員長

次に184ページ、小中一貫教育推進事業費について永末委員に質疑を許します。

永末委員

教育費の中の小中一貫教育推進事業費についてお伺いします。この事業自体こういった内容になっておりますでしょうか。

学校教育課長

小中一貫教育関連の予算につきましては、まず研究指定校あるいは研究指定推進校というのが1点と、あとは小中一貫教育に関しますいろんな研修会あるいは小中一貫教育の先進地への視察等の予算を組んでいるところでございます。

永末委員

研修会というのは、だれ向けの研修がされているんですか。

学校教育課長

研修会といいますのは、まず1つは各学校に小中一貫教育推進コーディネーターというのが校務分掌に位置づけられておりますから、そのコーディネーターのための研修会を年3回と、あと中学校区別の協議会、これは校区ごとに4回計画しております。あと校長対象に年6回研修を行うと、そしてあとは先進地につきましては来年度、小中一貫教育全国サミットが京都市でありますので、そこに参加させていただくといったような研修を組んでおります。

永末委員

小中一貫校のほうが進んでいますけども、施設一体型、分離型という形でできていると思うんですけども、全体として同じ飯塚市以内での教育を施すわけですから、その施設によって差が生じるというのは絶対に避けなくてはいけないことだというふうに思っているんですが、そのあたり推進という意味で何か市のほうで取り組まれる部分がありましたら、お答えいただけますでしょうか。

学校教育課長

いま言われましたとおり、確かに先進地区の事例あるいは結果を見ましても、施設一体型の小中一貫教育のほうに効果があるというふうなことは言われております。それに対しまして施設一体型と分離型、あるいは連携型、飯塚市は連携と言っておりますが、その差を埋めるためにどうのこうのということにつきましては、いま現在、本市と同じような計画で呉市、宗像市、あるいは佐賀市が同じような状況でございます。そこは施設一体型と分離型で小中一貫教育を進めておりますが、この先進地域に聞きましたところ特別に差を埋めるためにどうのこうのということとはしてないと。それはなぜかということをお聞きしたら、施設一体型も連携型も同じように効果があると、それでいま進めているという状況だと聞いていますが、ただ言いましたように、おそらく差があると考えておりますので、今後、平成25年度に穎田が開校いた

します。その後、連携型も他にありますので、その結果を見まして今後さらに研究を深めて、その差を埋めるための方策はどのようなものがあるかということについて検討したいというふうに考えております。

委員長

次に187ページ、人権同和啓発事業委託料について宮嶋委員に質疑を許します。

宮嶋委員

187ページ、人権同和教育費の人権同和啓発事業委託料についてお尋ねいたします。この委託料はいわゆる人権ネットというところにずっと委託をされているということですが、何をされているのか、委託の内容をお願いします。

人権同和政策課長

人権ネットへの委託の内容でございますが、旧飯塚地区の人権同和问题にかかります啓発事業、あるいは各地区、自治会単位での研修事業、それから広報事業などの人権啓発にかかるさまざまな事業を委託しておるところでございます。

宮嶋委員

なぜ人権ネットに随意契約で契約をされているのかもお願いします。

人権同和政策課長

なぜ随意契約を人権ネットと結んでいるのかということにつきましては、人権ネットいいづかにつきましては特定非営利活動促進法、NPO法第10条の規定によりまして県知事より人権啓発事業などを認証された法人でございまして、人権問題を熟知し、かつ啓発業務の知識を持っている業者が市内に他にないということから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づきまして随意契約といたしております。

宮嶋委員

さっきもそうでしたけど、ここしかわからないんです、こういう人しか熟知した人はいないんと言われたら、そうですかということになるんですが、他にもいわゆるこういう人権問題にたくさん取り組んでこられた先人の方たちはいらっしゃるのでもっと広げてすべきじゃないかなと思いますが、この平成24年度の委託料の内訳をお願いします。

人権同和政策課長

委託料の内訳でございますが、NPOの指導員職員8名の賃金が約2213万円、社会保険料を含む共済費が約337万円、消耗品等諸経費が約85万円、啓発講演会等の事業費が約110万円、消費税が137万円、合計約2883万円となっております。

宮嶋委員

8人の指導員職員と言われる方の賃金がほとんどだというふうなことですが、人権ネットに委託する前はどのような体制でこの業務をやっていたんでしょうか。

人権同和政策課長

NPO法人人権ネットいいづかにつきましては平成16年4月に設立されております。それで旧飯塚市でございますが、この人権教育啓発事業の委託を始めたのが平成17年からでございます。委託前の状況等につきましては各公民館に市の嘱託職員、いわゆる同和教育指導員を配置いたしておりましたので、委託料の算定につきましてはそれを基本に算定しておるところでございます。

宮嶋委員

合併前、8つの公民館に嘱託職員を置いていたのということで、結局人件費としては変わらないということですよ。合併前は8カ所に分かれてそれぞれ1名いらっしゃったと、今度は1カ所で業務をされているわけですけど、こういう形になっていままでもおり8人の嘱託職員の方がいるということですか。

人権同和政策課長

委託前は嘱託としては10名の嘱託職員がおられました。各公民館に1館1名で8名、あとは立岩会館のほうに2名、企業研修あるいは学校研修の専門の先生、あわせて10名おられましたので、委託後は8名ということになっておりますので、その分は減っております。

委員長

1カ所に8名いるんですか。

人権同和政策課長

今は1カ所です。そして委託前は8カ所プラス1カ所で、9カ所になります。

宮嶋委員

8つの公民館プラス立岩会館、ここに2名いらっしゃって10名だったのを8名にしたということですよ。資料を出していただいております。いろんな事業内容も書いてありますけども、以前は8カ所あったから2カ所を1人で見るわけにもいかないから1人ずついらっしゃったと、それが合併したわけですから、飯塚市も合併して職員をどんどん減らしましたが、もっと減らせると思うんですよ。この8名の方がいるだけの仕事があるのかどうか、その辺をきちっと精査されておりますか。

人権同和政策課長

委託につきましては仕様書に基づきまして委託を発注いたしております。完了報告につきましては毎月チェックをさせていただいておりますし、年度末におきましても確実に委託内容が実施されているかチェックいたしております。

宮嶋委員

類似団体はないかもしれませんが、いろんなところに委託をされてます。その仕事の内容、仕事量と人権ネットの場合と、きちっと比較して適正な人数にするべきじゃないかというふうに思います。答えは一緒でしょうから。

それから飯塚市の場合は1カ所にまとめられて、人権ネットに委託されていますが、旧4町はどういうふうにやってありますか。

人権同和政策課長

旧4町につきましては、現在直営で事業を展開いたしております。

宮嶋委員

ということは、公民館なり人権啓発センターというところに職員がいらっしゃるんですかね。どういう方が行かれていますか。

人権同和政策課長

現在、筑穂それから穂波につきましては人権センターがございますので、そこに係長職を各1名配置いたしております。庄内、潁田につきましては人権センターがございませんので、公民館に係長職を配置いたしているところでございます。

宮嶋委員

わざわざ係長職をそこに置いておく必要があるんでしょうか。

人権同和政策課長

旧飯塚市につきましては人権ネットのほうに事業委託をいたしておりますので、それと同等の事業を旧4町でもやっていかねばならないという信念の元に、現在のところの職員4名でやっております。それから各人権センターにつきましては、他の隣保館の館長とかそういう方もおられますので、連携を深めてその中で事業を展開いたしているところでございます。

宮嶋委員

旧飯塚市は飯塚市、他の旧町は4町と別々にやっておりますが、もう合併して6年になるんですが、いつまでも仲間外れでいいんでしょうか。人権ネットが1カ所でそのところも面倒をみれば、そういう意味でいくと8人じゃなくて12人いるわけですよ。職員を使っている、それも係長職です。嘱託職員よりもっと給料は高いと思いますけれど、4人削減できるんじゃない

ないでしょうか。1本にするというのは考えていらっしゃるんですか。

人権同和政策課長

現在のところ、旧4町につきましては委託するには至っておりませんが、現在、鋭意検討を重ねておるところでございますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

宮嶋委員

鋭意検討という言葉がよく出てまいります。本当にもう合併して6年です。飯塚市の人権問題を考える研修会だとかいろんなものがここで企画されるわけですね。NPOの人権ネットですね。ここには頼田の方も庄内の方も、こういうのがあれば行かれていますので、これが飯塚市の事業ですってという感じにこれだとなってしまうので、これはいつまで協議を、協議とはいわゆる運動団体、関係団体の方とお話をして決めないといけないことなんですか。

人権同和政策課長

これはあくまでも市の方針でございますから、市のほうでの決定になると思っております。

宮嶋委員

何でもそういうふうに言われるから、じゃあ飯塚市が決めれば大丈夫なわけですね。早急にそのことをしっかり話し合っ、今年中に結論が出ますか。ぜひお願いしたいんですが、どうでしょうか。

人権同和政策課長

現在、鋭意検討を重ねているところでございますので、来年とかいう話は現時点ではですね、ちょっと申し上げられないところでございます。

宮嶋委員

長々と検討することではなくて、本当にこれだけの人数が、例えば人権センターで、ここに館長さんがいらっしゃる、相談員がいらっしゃる、そしてこの係長さんがいらっしゃる。機能は館長さんだけ足りるのではないかなと思ったんですけど、それにまた係長さんまでいらっしゃるということになると、仕事が少し違うのかもしれないけれども、やはり他の業種、いろんな場所、場所で皆さん仕事してありますけれども、本当にさっきも技術職が慢性的に足りないというふうな話もありましたけれども、削減されて本当に仕事が大変になっている部署もたくさんあるわけですよ。それから比べたらね、やっぱりここはちょっと手厚くし過ぎるのではないかなと思いますので、ぜひ検討してください。部長が答弁してくださるそうですので、よろしく申し上げます。

企画調整部長

貴重なご意見ありがとうございます。いま言われてありますが、受託先のこの指導員の人材確保というのが重要になってまいります。ただ市のほうで方針を決定したから委託するというだけではございませんので、そういうもの含めた中で種々検討していきたい。当然、指導員は必要になりますので、その人材確保には当然時間もかかってまいりますので、そういう面も含めて検討していきたいというふうに考えております。

宮嶋委員

係長職を外せといったんですよね。指導員っていうのは係長が何の指導をされているんですか、そこで。

企画調整部長

私が申し上げましたのは受託先です。いま旧飯塚市は人権ネットの方で指導員の方が8名おります。当然旧4町のほうに広げていただくということになれば、それなりの指導員の方が必要になります。これは誰でもいいということにはなりませんので、そういう人材確保についても、あわせて検討を行っていくということでございます。

宮嶋委員

いま8名で人権ネットがやってあることを旧4町まで守備範囲を広げていただいて、できる

んじゃないですかという私のほうの要望で終わらせます。

委員長

188ページ、人権同和教育研究協議会補助金について宮嶋委員に質疑を許します。

宮嶋委員

188ページ、人権同和教育費、人権同和教育研究協議会補助金についてお尋ねをいたします。この研究協議会はどのような組織なのか、目的と構成についてお尋ねをいたします。

人権同和政策課長

この団体の組織について申し上げます。同会の規約の第2条に、この会は部落差別をはじめとする、あらゆる差別と偏見をなくし、人権確立と共生の社会を実現するため、人権同和教育及び啓発の実践と研究に努めることを目的とされておりますので、平成18年7月に設立された団体でございます。その構成といたしましては教職員を中心といたしました、学校人権同和教育部会、保育所幼稚園職員を中心といたしました就学前人権同和教育部会、行政職員を中心といたしました社会人権同和教育部会の3部会で構成されております。本年度の会員数といたしましては933名、それと民間団体が2団体参加されております。これは去年の6月現在でございますが、学童部が695名、就学前が104名、社同部が133名、一般が1名という内訳になっております。

宮嶋委員

この会の主な活動状況をお聞きます。

人権同和政策課長

平成23年度につきましての主な活動についてご説明申し上げます。市同研会員及び市民を対象といたしました飯塚市人権同和教育研究大会夏季講座、あるいは実践交流会、それから社同部会員及び市職員も対象といたしました社同部主催の人権の問題研修会、就学前部会員を対象といたしました就学前部会主催学習会、団体会員を対象といたしました社同部主催企業人権問題研修会などの主催事業と、県内外で開催されます各種研修会研究大会への参加が主な活動となっております。

宮嶋委員

会に補助金を出されております。263万6千円で、資料としては決算書、予算書、最終的な2011年の予算書が110ページに載っておりますが、この補助金の算定の基準はどういうことで出されているのか、この金額について教えてください。

人権同和政策課長

この補助金の算定ということでございますが、資料の110ページに載せております。平成23年度の市同研協議会予算書でございますが、その内訳につきましては、事業費の計が234万円、それと需用費の計の76万円のうちの29万6千円が補助金の対象額として算定をしているところでございます。

宮嶋委員

事業費補助ということで事業費が234万円ということは説明としてはわかりますけれども、需用費の中の76万円のうち29万6千円、これが補助対象だというこの根拠は何ですか。

人権同和政策課長

需用費につきましては、そこにありますように消耗品、印刷、図書、器具いろいろございます。その中で一部、用紙、事務用品等の経費を補助金でみているところでございます。

宮嶋委員

事業費補助というと先日も団体助成金のところで事業費補助だというふうなことを言われてましたから、この事業費だけ補助すればいいんじゃないですか。その需用費をあえてそのうちのこれだけが補助の対象ですよという、この区分ができる何かがあるんですか。

人権同和政策課長

消耗品の用紙、事務用品等もございますが、研究課題学習会の資料の印刷とかですね、あるいは人権教育啓発のDVDあたりの部分について、この辺は需用費として、市としては判断をさせていただく部分があるというふうに認識いたしておりますので、29万6千円につきましては補助対象額といたしております。

宮嶋委員

お金でぐちぐち言ってあれですけど、それなら事業費の中にきちっとその金額を組み込むべきで、その需用費の中のこの76万円中の29万6千円が補助の対象ですよというのは、大変わかりにくいと思います。この辺ぜひ改善していただきたいと思いますが、いかがですか。

人権同和政策課長

これにつきましては市同研のほうの予算は今からでございますので、その辺は指導していきたいと思っております。

宮嶋委員

補助金がどういうふうに使われるかということがきちっとしないといけないと思いますので、本当にどの部分に補助金が使われて、団体が自主財源でどの部分をやっているのかというのが、きちっとわかるようにね、やってください。それから昨年、決算のときか何かに、繰越金についてお尋ねをしたら、繰越金は返納するとか何とかと言われたような気がしたんですが、その辺の話はどうなったんでしょうか。

人権同和政策課長

繰越金につきましては、平成22年度までは返還はいたしておりませんでした。23年度の決算からは補助対象経費を明確にいたしまして、補助金に満たない場合、返還をしていただくようにいたしておるところでございます。

宮嶋委員

いわゆるいま言いました、事業費と需用費の中にある26万9千円、これ使ってしまったら、全体の会計の中で何十万円が残っていても、返還の対象にはならないと。なにかそういう逃げ道をつくられたような気がするんですが、そういうふうな解釈でいいんですか。

人権同和政策課長

そういう逃げ道はつくってはおりませんので、よろしく願いいたします。

宮嶋委員

今年度の事業費の分が補助金の対象だと、例えば事業費234万円予算が組んであります。需用費の中に26万9千円、予算書の中のこの部分を、決算でこの部分使ってます。最終的には、下に50万円残りまして、そしたら50万円はどうするんですか。

人権同和政策課長

これは2010年度につきましては56万何がしの繰越金という形になっておりますので、平成22年度までは繰り越しについては繰り越しのまま置いておりましたので、23年度の決算額からは先ほど申し上げたような措置をとっていくということでございます。

宮嶋委員

事業費という補助で事業費のところと関係なく決算して差し引きして残れば返還するというのでいいんですか。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 17:22

再 開 17:23

委員会を再開いたします。

人権同和政策課長

失礼いたしました。補助対象について繰り越しが出た場合につきましては、平成23年度決

算から返還を求めるということでございます。

宮嶋委員

そういうことだろうというふうに思いました。それで、例えばですね、その団体がいろんな行事をしてそれなりに活動して活動資金が足りないと、有効にこういう活動をするためには市からの財政援助があるということで補助金が出されるんだと思うんですよね。本当に活動をやってきてお金が残るのであれば、この補助金が多過ぎるんじゃないかという検討をしないといけないんじゃないでしょうか、どうでしょうか。

人権同和政策課長

ご指摘のとおりと認識いたしております。

宮嶋委員

補助金の適正化ということを執行部よく言われます。やっぱりどういうふうに使われているかというのをきちっと見ていただいて、適正な補助金を支出していただいて、本当に正しく使われているのかどうかということもきちっと検証していただきたいということで、この分は終わります。

委員長

次に188ページ、解放子ども会の活動状況について宮嶋委員に質疑を許します。

宮嶋委員

同じく188ページの人権同和教育費の解放子ども会の活動状況ということで、お聞きをいたします。まず、解放子ども会の目的をお願いいたします。

人権同和政策課長

解放子ども会の目的でございますが、各地域の集会所あるいは地区の集会所、啓発センター等におきまして、おおむね週1回、異年齢の子ども同士の活動の中で人権学習活動、体験学習活動等を通して、少年期における人権啓発等を目的に行っておるところでございます。

宮嶋委員

実施状況は112ページに資料を出していただいております。いつも総数でお聞きするんでよくわからないんで、それぞれの子ども会ごとに丁寧な資料をつくっていただきました。16ぐらいですかね、AからUまで子ども会があります。過去3年間の数字を出していただいたんですが、これ見ていただいたらわかるようになりますね、2011年の1月末現在ということになっていますから、前の月見たほうがいいのか、近々ということでは、一番右側の11年見ていただければわかりますけれども、Aにいきますと開催数が週1回だとかだいたい週1回というのが多いみたいですが、38回開かれて参加人数が187名、多いとき少ないときあると思いますが、これを割りますと4.9人、5人ぐらいしかみえてない。その下に行くとなら、33回やって74人、これ2.2人になるんですよね。その日によっては1人とか3人とか2人とかぐらいしかみえてないというようなことで、特別に多い所があるのは何か大きな催し物を、Lでしたかね、22回で248人、500とかいう所もありますけれども、ちょっと大きい所はありますけれども、おおむね1桁というところが結構あるんですよね。こういう所に推進委員さんということで教員の方だと思んですが、参加をされておりますが、こういう子どもが2、3人が集まってきてわざわざ先生が2人出てきて、これで教育というか、効果は上がっているのかどうかというふうに思うんですが、この解放子ども会の成果というのを教えてください。

人権同和政策課長

解放子ども会につきましては異年齢の子ども同士の活動の中で、人権学習活動、体験学習活動を通して少年期におけます人権啓発の推進を目的に行っております。この目的に沿った積極的な活動が行われており、子どもたちは他者を思いやる心や何事にも挑戦する積極性が現われてきており、子どもの絶対数は年々減ってきてはおりますけれども、10人未満、5人未満の

子ども会もございます。その中でも、そのような成果は確実に上がっているものと認識いたしております。

宮嶋委員

2人とか3人とか集まってくる中で、いま言われた異年齢集団の集団にはなりませんよね。そういうことでいくと解放子ども会だけじゃなくて、いわゆる地域の子ども会もなかなか子どもたちが忙しくて子ども会活動に参加できないとか、子ども会の存続を危ぶまれているところも確かにありますし、少子化の中で大変だろうと思いますけども、これをわざわざ予算をつけて存続させていく必要があるのかどうか、この辺の検討をされたことはありますか。

人権同和政策課長

この解放子ども会につきましては、この表にも表れておりますように子どもの数は年々減ってきております。しかしながら子どもがいないわけではございませんので、また地域の要望もございますので、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第5条には、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する政策を策定及び実施する責務を有する。」という第5条の条項もございますので、この法律に基づきまして解放子ども会事業を実施、今後も継続をしていくことにしておりますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

宮嶋委員

学校教育課長にお聞きしてもいいでしょうか。さっきからですね、同和問題だとか人権問題をどうしても解放子ども会で教えないといけないと言われますけども、いま学校教育で人権問題、同和問題、きちっと教育されてないんでしょうか。

学校教育課長

各小中学校におきましては、人権同和教育につきましては年間指導計画を立てて、その中できちっと人権問題、同和問題についての指導をしてきております。

宮嶋委員

そういうことで、わざわざ少ない人数を集めてするよりも、その地区の子と地区じゃない子とか、誰がどこで知っているのか知りませんが、やっぱりその地域の子どもたちだけ集めて、差別はいけないんだよ、同和問題が広がっているのはおかしいんだよ、差別されるのはおかしいんだよっていう教育をするよりも、全体のいろんな子どもたちがいる中でそういう人権問題とかいうのを全体の問題として考えていかないと、差別される側の論理で差別に負けちゃいけないよってというような教育をするだけでは、やっぱり人権問題とか同和問題とかいうのは社会全体が変わっていかないと、自分だけ変わっても変わらないと思います。ぜひ学校教育、生涯学習の中でも、大人の中でもそういう教育が行われているわけですから、本当に教員の方も大変だと思うんですね。いま教員の方いろんな仕事に追われて子どもと向き合えないっていうことで大変苦労してあって、もう本当に先生方、夜間中学校の先生ですかというぐらい遅く帰って来られている方がたくさんいらっしゃいます。その中で解放子ども会にも出ていかないといけないということでは、教員は全体の子どもの見るための教員であってね、解放子ども会にわざわざ出ていって時間をとられるよりは、全体の子どもの教育として皆を交えたところでの教育をやっていくべきだというふうに思います。このことをいくら聞いても答えは結局一緒だろうと思いますので、ぜひ廃止に向けて検討していただきたい。本当に必要なのかどうか、その住民の皆さん、親御さんの声も子どもさんの声も聞かれて、ぜひこの検討をしていただきたいということをお願い添えまして、終わります。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 17:33

再 開 17:34

委員会を再開いたします。

委員長

次に192ページ、199ページ、介護支援員等配置事業費について宮嶋委員に質疑を許します。

宮嶋委員

192ページの小学校費と199ページの中学校費、中学校の教育振興費の中に介護支援員等配置事業というのがありますが、この内容をお願いいたします。

学校教育課長

この介護支援員等配置事業につきましては、年々ふえていっているのは間違いありませんが、平成24年度、小学校につきましては配置予定校19校に29名の介護支援員を配置すると、中学校につきましては10校で14名の介護支援員を配置するというところでございます。この目的につきましてはいろんな発達障がい、あるいは身体的な障がいを持った子どもたちを指導するために、きめ細かな指導をするという意味もありますが、そういったことで学校に配置するものでございます。

宮嶋委員

小学校で29名、中学校で14名、支援員さんという方がいらっしゃるんですけど、大体支援を受ける子どもさんの数と同じだと考えていいんですか。

学校教育課長

大体同じと考えていいと思っておりますが、ただ介護支援員1名で2名をみる学校もあります。そういった学校もありますが、ほぼ同じと考えていいと思います。

宮嶋委員

障がいを持った子どもたちも、ぜひ地域で子育てしたいという親御さんが多くなって、養護学校とかにやらないで普通に地域の学校にやりたいという方で、そういうのをきちっと学校が受け入れてくださっているということは、素晴らしいことだなというふうに思います。この支援員さんの資格とか身分はどういうふうになっていますか。

学校教育課長

資格といたしましてはヘルパーの資格とか介護士の資格、あるいは保育士だとか幼稚園教諭だとか、あるいは学校の教員の免許を持っていらっしゃる方が中心として配置されております。待遇といたしましては臨時職員ということでの雇用でございます。

宮嶋委員

ぜひきめ細かな教育というか、子どもの支援をお願いしたいというふうに申し上げて終わります。

委員長

次に194ページ、200ページ、就学援助費について宮嶋委員に質疑を許します。

宮嶋委員

これも小学校費と中学校費があるんですが、教育振興費、194ページと200ページ、就学援助費です。115ページに資料をつけていただいております。大まかな説明をお願いいたします。

学校教育課長

就学援助につきましては、区分といたしましてはここに書いてありますとおり、医療扶助費、学用品扶助費、修学旅行扶助費、これは小学校においては6年生、中学校においては2年生での補助になっております。あと給食扶助費、入学準備扶助費、校外活動扶助費という区分になっております。人数的には平成21年度から23年度とずっと横に見ていきますと、就学援助費あるいは人数的にも増加しているという状況でございます。

宮嶋委員

なかなか経済情勢がこういうなかだろうと思いますが、大変な状況になってきているのが、これを見たらわかります。ぜひこういう告知だとかきちっとされていると思いますが、こういうのを知らないで受けていらっしゃる方がいらっしゃると思いますが、そういうふうな親御さんに知らせるといふことについてはどういう体制で作ってあるのでしょうか。

学校教育課長

この広報につきましては学校を通じまして全家庭に要綱等を配りしておりますし、市報にも掲載して広報を図っているところでございます。

委員長

次に194ページ、多層指導モデル(MIM)推進事業費について田中委員に質疑を許します。

田中裕二委員

194ページ、多層指導モデル(MIM)推進事業費についてお尋ねをいたしますが、資料に学習のつまずきへの早期支援・予防的支援を行うMIMの指導・支援のあり方について研修を行い、実践的指導力の向上を図るものと思いますが、確かこれは「きゃ、きい、きゅ、きえ、きょ」とかそういったふうなものが上手くできずに学習のつまずきになるというお子さんを早期に支援をするというような事業だったと思いますが、そのような内容でいいのでしょうか、お尋ねいたします。

学校教育課長

いま言われましたとおり長音だとか吃音だとか、そういった言葉と発音と文字、それに差異がありますものですから、例えば「調子」につきましては、私たちは「ちょおし」と言いますが、ふりがなをうつと「ちょうし」になります。「う」と「お」の違い、そういったことでのつまずきが将来的にも影響していくというもので、それを早期に解決するといった指導でございませう。

田中裕二委員

この事業は平成23年度も実施をされたと思いますが、その内容とか評価とかはどのようなものなのか、お尋ねいたします。

学校教育課長

これは昨年1年間取り組ませていただきました。これは全国で市をあげてやっているところは飯塚市だけというふうになっております。効果がどうだったかということでございますが、この内容はファーストステージ、セカンドステージ、サードステージに分かれております。ファーストステージは簡単ところで、それがセカンド、サードと上がっていくわけですが、その結果を見ましたら海津先生と言われる方ですが、その方から結果を見せていただいて説明を受けましたけど、ものすごく効果が上がっていますねということをおっしゃっていました。これは飯塚市の先生方が一所懸命取り組んだ結果であり、また子どもたちが非常に取り組みやすい、意欲を持つような実践でございませうので、昨年度そういった効果があったということで、来年度も続けてやるということで考えております。

田中裕二委員

結局、教職員の研修ということになるんですね。ですから、この講師の方が海津先生、その方から研修を受けてその教職員が学校の現場でそういった事業をやるということですね。他市の状況も聞こうと思いましたが、いま課長のほうから全国で本市だけですよというふうにありました。非常に効果が上がっているということなので、ぜひともこの事業をずっと継続して進めていただきたいということをお要望いたしまして、質問を終わります。

委員長

次に195ページ、202ページ、大規模改造事業について宮嶋委員に質疑を許します。

宮嶋委員

196ページ小学校、202ページ中学校の教育振興費で大規模改修事業ですが、ここにあがっております鯉田、菰田、飯塚、八木山、高田、これだけの学校で大規模耐震化工事を、小中一貫校になる部分がありますけども、建て替え改修工事にみんな入ったということですかね。

教育施設課長

公共施設のあり方に関する1次及び2次実施計画に基づきまして、来年度計上いたしておりますこの5校の耐震診断がすべて完了いたします。工事はその後になりますので耐震診断が完了することになります。

宮嶋委員

耐震診断ということですから、大規模改修工事というのは耐震工事と防水工事と、もちろんエレベーターがないところにはエレベーターをつけたりもするんでしょうけど、この太陽光の発電というのがありますが、これも大規模改修工事の中に含まれているのでしょうか。

教育施設課長

現在も太陽光パネルを設置いたしております。その工事につきましては大規模改造工事の中に含んで発注いたしております。

宮嶋委員

これも合併特例債の対象に、太陽光もなるわけですね。

教育施設課長

この工事は、今は名前が変わりましけれども、学校施設等環境整備交付金と合併特例債の対象となります。

宮嶋委員

ではもう既についた学校はどこがあるんですか。

教育施設課長

平成22年度に立岩小学校、二瀬中学校、筑穂中学校、これは大規模改造工事にあわせて発注しております。それから23年度に大規模改造工事にあわせて庄内小学校、庄内中学校、給食施設の新築に伴いまして伊岐須小学校、この6校に現在設置いたしております。

宮嶋委員

この太陽光発電をつけようということを経済委員会決められた利用というか、どういう方針でこういうものをつけよう決められたのか、教えてください。

教育施設課長

この太陽光発電の導入につきましては、環境基本計画の基本目標の中の循環の中で、小中学校への太陽光発電の導入を進めますという計画を立てまして、それに基づきましてどこへつけるかというのは大規模改造工事にあわせて学校を決めております。

宮嶋委員

どの程度の大きさのものかわかりませんが、どのくらいの発電量で、どのくらいの電気を賄うのでしょうか。

教育施設課長

平成22年度に設置いたしました能力は20キロワットの太陽光パネルを設置しております。22年度に設置したものにつきましては、過去1年間でデータがあります。3校につけておりますが、3校の平均でCO2削減が年間で約13.3トン、発電される電力が1日あたり約66キロワット、これは約10教室分程度でございます。1校あたり年間にいたしますと約18%の電力削減が可能となっております。これはいずれも文部科学省が試算を行っておりますけども、その試算よりも上回った効果が出ております。

宮嶋委員

環境教育と省エネということになると思うんですが、いままでつけた6校ですか、同じ会社のものですか。

教育施設課長

これは大規模改造工事の電気設備工事に発注いたしますので、その業者が発注いたしまして、すべて同じではございません。

宮嶋委員

玄関か何かにパネルがあって、今どのくらい発電していますよとかいうようなことで子どもたちに教育をされるんだと思いますが、わかりました。

委員長

次に207ページ、中学生海外研修事業費について、上野委員に質疑を許します。

上野委員

207ページ、教育費、社会教育総務費、中学生海外研修事業費についてお伺いをいたします。この事業は元々いつから始まったのか、また研修先が変更されましたが、どのような経緯だったのか、教えてください。

生涯学習課長

当事業につきましては、募集人数の少なさや受益者負担の多さのほか、研修地について指摘をいただいております。そのため、平成22年度に事業を再検証する目的で中学校関係者などから組織する検討委員会並びにワーキンググループを設置し受益者負担の軽減や事業目的などについて協議検討を行った結果、近隣諸国での異文化体験に主体を置く事業とし、これまでの研修目的の1つである英語学習の部分は縮小されましたが、安全性が確保でき、ホームステイや学校交流が実施可能である台湾を研修地とすることで決定いたしました。旧飯塚市が平成5年度、旧穂波町が平成11年度、旧筑穂町が平成2年度から実施しております。

上野委員

かなり前から事業がされてあるので市民の皆さんは十分にこの事業内容は周知をされてあるというふうに思います。いろんなワーキンググループを設置して行き先をオーストラリアから台湾に変えられた。研修期間も2週間から5日に変えられた。目的も英語の学習部分を縮小して異文化交流にしましたが、結果的に50名の募集で31名の参加ですよね。本会議で担当部長は理由について、経済状況が悪化したからだというふうに答弁をされましたが、そういった分析・認識で間違いありませんか。

生涯学習課長

今回初めて台湾での研修を実施したわけですが、確かに中学生たちにとっては欧米志向というか、オーストラリアとかアメリカ、イギリスに対して強く興味を持つ子どもたちは多くいるというふうに思っております。しかしその反面で、台湾やアジアに興味を持つ子どもたちもいることも事実だというふうに思っております。また海外に対して、欧米、アジアに関係なく海外に対して興味を持つ子どもたちももっと多くいるというふうに思っております。募集人数に対する募集数の少なさが、台湾への研修地を変更したことだけが直接の原因とは考えておりませんが、経済的な負担やクラブ活動、また台湾での研修の魅力を事務局としてうまく伝えられなかったのではないかなというふうに思っております。原因としては、そういうものかなというふうに認識しております。

上野委員

違うと思います。やっぱり魅力的じゃないんですよ。と言ったら台湾に失礼なんですけど、この研修費用は、だいたいオーストラリアに2週間行くと一人当たりの総経費40万円ですよ。ご家庭の負担が12万円と。今回は11万1千円でご負担は3万3千円、約4分の1になっているんですけど、参加者は満ち足りてないんです。事業については皆さんご存じなんですけど申し込んでないんです。魅力がないんですよ、やっぱり。何でかといういま経済状況の悪化と言われましたけど、一人40万円でしょ、家族で行くとなると、4人で行くとなると160万円かかるんです。普通行けません。一方、11万1千円で4人となると45万円。な

んとか頑張れば連れて行ってあげられるかなという金額なんですよ。しかも、2週間一人で子どもを外に出せるという環境が他にはないわけです。なので、いま言われたような理由じゃないというふうに私は思いますので、1年間施行されましたけども、今年はね、一応予定は台湾にまた50名と書いてありますけど、オーストラリアに戻すようにしてください。いかがでしょうか。

生涯学習課長

本年度台湾で研修をした子どもたちアンケートをとりました。また参加した研修生ですけども、事後活動の中での話の中では研修が非常に良かったという声も多く聞かれております。台湾での研修については参加した中学生にとっては十分魅力的なものだったというふうに考えております。それと、また費用的なものですけど、この研修につきましては、人材育成基金を取り崩して実施しておりますが、現時点で台湾で50名で参加すれば基金の取り崩しについては約440万円から450万円ぐらい。オーストラリアにしますと約1千万円近くの取り崩しが必要になってきますと、この事業の継続性から考えますとオーストラリアにすると10年ぐらいで枯渇してしまうというような状況もございますので多くの子どもたちを長く研修に連れて行くことも考慮すれば、台湾ということで、それで継続したいなというふうに考えております。

上野委員

人数は25人にすればいいんですよ、だから。競争率があるということは、行きたいなという子どもが勉強するんですよ。これを目的にして。ですよ、それで費用の問題は解決します。もう一つ、アンケートをとって非常に勉強になったと、勉強してもらわないといけないんですよ、オーストラリアに行った方々のアンケートの結果はどうだったんですか。

生涯学習課長

オーストラリアについても同じような意見をいただいております。それと、先ほどの金額の件ですけども、オーストラリアは25名で算出した場合が1000万円近くかかるという、40万円10万円です。

上野委員

そうしても検討していただきたいと思うんですが、この通りにしかなりませんか。

生涯学習課長

本年度、研修先を変えたばかりですので、もうしばらく様子を見たいというふうに思っております。その中で状況がどのように変わるか、また子どもたちの反応等を見てそういう時期が来れば検討したいなというふうに思っております。

上野委員

わかりました。23年度が31名なんで6割ですよ。今年度、様子を見られるんでしょ、無理やり連れていっても意味はありませんので、ことした参加人数が参加希望者が1.何倍とかというようなことになると本当に次年度考えていただかなくちゃいけませんので、よろしく願いいたします。

委員長

次に、213ページ、自治公民館運営費補助金、自治公民館の水道基本料金免除について、上野委員の質疑を許します。

上野委員

予算書、213ページ、教育費、公民館費、自治公民館運営費補助金についてお伺いをいたします。目的と補助金額の算定基礎を教えてください。

中央公民館長

自治公民館運営補助金は自治公民館における社会教育の推進と自主的な地域活動の推進に資するため、市内276自治会と3つの支館に交付しております。補助金の算定基礎は1自治公

民館にあたり均等割りが3万円、支館が21,500円でこれに一世帯当たり60円を加算した額が補助金額となっております。

上野委員

その算定根拠からすると、1つの自治会に交付される補助金は100世帯あれば3万6千円となります。自治公民館が古いところもかなりあります。維持管理とか水道光熱費を含めると経費、また公民館活動や自治会活動の補助、支援する意味でも、増額すべきではないかなと思いますが、どのようなお考えでしょうか。

中央公民館長

補助金の使途といたしましては、自治公民館での研修会、敬老会などの催し、子ども会活動事業等の経費の一部に活用されているものが、主なものとなっております。より活発な活動を行っていただくことは地域コミュニティの活性化や自治能力の向上につながることを思っておりますが、増額につきましては関係各課と今後協議を行ってまいりたいというふうに考えております。

上野委員

関係各課というのは、財政課しかあり得ないですね。やっぱり水道光熱費とか維持費については、特に旧頼田町ではもう行政が丸抱えだったので、各自治体に基金の積み立てというのがないんです。いろんな、何ですかね、自治会の中でも高齢者がほとんどのところに公民館費を上げてもらえませんかという話をしても、じゃあもうやめますということになって加入率もまた下がってくるし、コミュニティも崩れてきますし、また見守り活動にも支障が出てくると思うんですよ。協働のまちづくりというのもありますけれども、やっぱり自治会の活動を応援していただく意味でも、交付のあり方については見直しをぜひお願いしたいと思いますが、もう一度答弁があるようですので、見解をお聞かせください。

中央公民館長

現在、進められております飯塚市行財政実施計画第1次改訂版におきましては、地域向け補助金の一本化の検討が示されております。地域の実情に応じて市民活動がより、自主、自立的に、そして柔軟に使途できるようにとのことから検討がなされてまいりますので、自治公民館運営補助金につきましても地域向け補助金の一本化の検討に含めまして、今後協議等を行ってまいったというふうに考えております。

上野委員

このことについては水道光熱費のうちで市が対応できるものは水道料金だけなんですよ。せめて水道料の基本料金だけでも免除してもらえないかというふうにお問い合わせをすると、ちょっとそれは難しいというご返答でしたので、ぜひですね、一括補助金の算定をされる際に、そういった地域の事情も十分に酌んでいただいて検討をしていただきたいと、いまの中央公民館長の言葉を信じておりますのでよろしくお願いたします。

委員長

次に、214ページ、図書館管理運営費について宮嶋委員に質疑を許します。

宮嶋委員

215ページ、図書館費、図書館管理運営費ということで図書館が指定管理になって最終年度になりましたが、いまの図書館の状況についてお尋ねをいたします。

生涯学習課長

現在の図書館の状況ということで、指定管理導入前と比べたところでご説明させていただきます。まず、直営と比べて職員に対する各種研修がしっかりと行われておりますので、レファレンス面、それから接遇等において、これはアンケートの結果ですけど、利用者からは大変好評を得ているところでございます。また、平成19年度の直営と比べましても平成22年度の比較となりますが、年間利用者人数とか、年間貸出冊数において10%以上の伸びを示しており

ます。また、利用率だけではなく図書館事業につきましても現在の指定管理者による指定管理期間は5年となっており、現在4年目を終えるところでございますが、さまざまな催し、事業を行っていることが周知されてきております。ブックスタート事業、赤ちゃんへのお話会から大人の方へのお話会、子ども読書関連の事業、工作教室、ふるさと講座など年々内容が充実され、種類も回数も多くなり、参加者についても徐々にふえてきております。図書館資料の貸し出し、保管だけでなく、催しや各種事業といった面でも指定管理前に比べサービスが向上されたのではないかとこのように思っております。

宮嶋委員

利用者もふえて、貸し出し冊数もふえたということですが、資料を出していただいておりますが、116ページに図書館購入費がありますが、毎年同じ金額がずっと並んでおります。図書購入費をふやすという考えはないのでしょうか。

生涯学習課長

平成23年度につきましては、光を注ぐ交付金をいただきまして、この3300万円プラス、1000万円という形で23年度は1000万円増額されております。また24年度につきましては、同じ金額に戻っておりますけど、23年度につきましては1000万円増額されたということをご報告しております。

宮嶋委員

ぜひ、やっぱり豊かな、子どもでも大人でも、こういうものから文化は育っていきますので、光を注ぐ交付金ということで23年度は1000万円多いということですが、ぜひいろんな新しいDVDだとか、いろんなのがありますし、図書だけでなく資料を増やしていただきたいということを要望してこの項を終わります。

委員長

次に216ページ、発掘調査事業費、歴史資料館企画展事業費について、守光委員に質疑を許します。

守光委員

216ページ、教育費、文化財保護費、発掘調査事業費また歴史資料館企画展事業費について端的に伺いたいと思います。両方とも前年より金額が減っていますが、どのような理由が教えていただけますでしょうか。

文化財保護課長

昨年に比べて予算が減少している理由でございますが、発掘調査事業費につきましては、発掘する遺跡が年度によりまして調査の内容、範囲がことなりますので調査費については増減があります。24年度は、内野地区本陣跡と旧目尾炭鉱跡の調査面積では少なくなったため、23年度に比べて経費が減少しております。また、歴史資料館企画展事業費につきましては、23年度は歴史資料館が開館30周年を迎えるにあたり、通常より大型の企画展を実施し、また記念図録も作成したため、総額300万円でしたが、24年度につきましては、通常と同額の240万円を実施いたします。これは例年に比べて、同じ額でありまして予算が減少したわけではございません。

守光委員

最後にこの2つとも今後はどのような計画があるか教えていただけますでしょうか。

文化財保護課長

発掘調査事業費につきましては、内野地区本陣跡と旧目尾炭鉱跡、山王山古墳の調査につきましては、今度継続して調査を行いまして、調査の結果、文化財としての価値がある史跡につきましては、国と検討協議をいたしまして、文化財の指定を受けてその価値を高めていきたいと考えております。遺跡の内容によっては記録保存を行う遺跡もございますが、重要な遺跡につきましては国県の史跡指定を受けまして、整備を検討いたしまして歴史的遺産として地域のま

ちづくり、あるいは観光資源として、また地域の文化財として市民の歴史学習や小中学生の教材として活用したいというふうに考えております。また、歴史資料館の企画展につきましては、地域の歴史を学ぶことは自分の住んでいる土地に誇りを持ち、郷土愛を育てることになります。それがまちづくりにつながっていくものと考えますので、飯塚市の歴史と文化を市民の皆さんに知っていただく企画展を今後も継続して実施していきたいと考えております。

守光委員

昨年的一般質問で八児議員が言われた、忠隈の石碑かなにか見つかったとかですね。もともとあったんですけども、これから飯塚市の新しいことをやっていくことも本当に大事ですけども、今ある眠っている文化財、こういった分もしっかり取り組んでいって飯塚市を本当に魅力あるまちにするには、とても大事な事業ではないかなと思います。今答弁されました小中学校教材としてというですね、自分も飯塚市にどれだけのものがあるかというのもあまり知らないという現状もありますので、今後は子ども達が本当に飯塚市はこんな昔からすばらしいまちなんだということがいろんな形でわかっていけるようなことを今答弁されましたので期待して、また要望としてこの質問終わります。

委員長

次に221ページ、生活体験学校施設管理費について、梶原委員に質疑を許します。

梶原委員

221ページの教育費、社会教育施設費、生活体験学校施設管理費についてお尋ねをいたします。この施設はいつごろ建設されたのか、また事業内容についてどのような事業が行われているのかお尋ねいたします。

生涯学習課長

この施設につきましては、旧庄内町において昭和58年に庄内町青少年の森キャンプ場において、長期通学キャンプが廃止されたことによりはじまっております。昭和62年度に現在の場所に管理棟を建設し、第1回の通学合宿を開始しております。その後63年に専用の宿泊施設、生活棟を建設し、現在に至っております。次に事業でございますが、生活体験学校では主に旧庄内町で行ってございました子ども達が小学校に通学しながら、自炊による生活体験を中心に、農耕体験、動物の世話、工作、森づくり体験などを集団で体験することを通じて、子ども達の自立をはかるとともに、他者との協調や連携ができる態度、技能を体得させることを目的とした6泊7日の通学合宿、それと平成18年3月の合併により、庄内地区以外の21校区の子どもたちを対象とした通学のない金曜日から日曜日までの2泊3日のチャレンジ合宿を合わせて年間20回程度実施しております。本年度は昨年度の繰り越し分をあわせて、3月末までに25回実施する予定にしております。またその他に市内の不登校の傾向にある児童生徒を対象とした陶芸、ピザ焼きなどの体験活動や小中学校の学級ごとの宿泊体験、また各地区子供会の体験活動等を実施しております。

梶原委員

この事業については、こういった施設を含めて他の自治体にはない事業だということですけども、こういう他の自治体にはない事業をですね、視察をされると思いますが、どういふところから視察に来ておられますかお尋ねをいたします。

生涯学習課長

昨年度は集中豪雨による進入路災害のため電話での問い合わせの折にお断りした経過があり、佐賀県内の社会教育関係団体による視察が1件だけでした。今年度は中央大学の教育学部研究室、それから、純心短期大学の学生、島根県教育事務所、佐賀市立公民館長会の視察がっております。

梶原委員

多方面から視察が行われているようですけれども、通学チャレンジ合宿が月に2回程度の実

施ということですが、その回数をふやすことができないのかどうかお尋ねいたします。

生涯学習課長

現在、生活体験学校の職員は事業にかかわる職員が正職員1名、嘱託職員1名、臨時職員1名の3名と施設の清掃、施設の管理など行う職員として、月10日勤務の臨時職員1名と土曜、日曜、祝日勤務の臨時職員1名がおります。生活体験学校では先ほど申しましたとおり、通学チャレンジ合宿事業以外にも宿泊を伴う事業があり、現状では宿泊が月に3回から4回土日の勤務が4日以上になることから、現状の職員体制では今の月2回程度、年間24、5回ぐらいが限度というふうに考えております。

梶原委員

いい事業が行われておるんですけども、今の現状から事業の回数をふやすことができないとそういうことでございますけれども、この事業については、昨年度も事業仕分けにおいて拡充ということが言われております。そういった中で、子ども達が自分たちがお互いを理解し、そしてまた助け合うことができる、そういった今の家庭とか学校ではなかなか体験できないことを実体験の中で身につけていくわけですから、そういった意味では有効な施設の活用に見合う人員の配置といいますか、多くの子ども達がこの施設を利用できるような形で、しっかり進めていただきたいと思います。予算措置については、現状維持ということでされておりますけれども、さらなる飛躍をしていただくためには、しっかりした予算措置をお願いしたいと思います。

委員長

次に223ページ、文化会館改修事業費について、上野委員に質疑を許します。

上野委員

223ページ、文化会館改修事業費についてお伺いをいたします。資料を見ると、設計委託料もあがっていますので、単年度事業ではないようですが、総額を含めてどのような計画になっているのか教えてください。

生涯学習課長

設計委託料でございますが3カ年にまたがって設計委託料をお願いしているところでございます。まず24年度につきましては、工事費であげております、文化会館の外壁、タイル部分の接着面が劣化し、はがれ落ちる可能性が指摘されたため改修工事とガラス面にコーキングしてあるシーリングが劣化しておりますので、その打ちかえ分を今回24年ではあげております。また24年度以降につきましては、25年度、26年度でございますが、大ホール、中ホールの調光設備の改修工事、以下ロビー天井、ライト、省エネ改修工事、大ホール九電ケーブル改修工事、大ホール舞台吊りもの制御盤等の改修工事、大ホール舞台吊りものの滑車取替工事、大ホール、中ホールの音響設備改修工事費、それから窓ガラスの遮熱塗装工事、大ホール、中ホール、展示ホールのLED化の改修工事、施設外部の舗装改修工事、広場侵入用バス通路修工事、それから冷暖房取替設置工事などの設計を委託するように考えております。総額ですけども、約8億円程度というふうに概算で出ております。

上野委員

8億円ですか。今、ご説明の中であった大型バスの進入路確保ということは、大型バスが入りやすくなるような感じになるんですか。

生涯学習課長

現在、コスモスコモン入り口ととなりにありますレストランの間に屋根付きの通路といたしますが、あるんですけど、そこを1部切り外して観光バス、大型バスが広場に駐車できるような形を取ろうというふうに考えております。そうすることによって、山笠等の台の出入りも自由なるように考えておりますので、そこの一部屋根を切って嵩上げするような形を考えております。

上野委員

素晴らしいと思います。8億円という事業なので、本当にいま経済状況を考えると、できる工事は全て地元でお願いしたいというふうに思いますが、そういうふうな配慮はしていただけますか。

生涯学習課長

設計においてどうしても、例えば調光設備といいますか、これが一番高いんですが、ステージに光を当てる装置で全部コンピューター制御になっておりますので、そういうところについてはメーカーという形になるかと思いますが、それに付随するいろいろな工事、その他地元でできる工事については地元でお願いしたいというふうに考えております。

上野委員

ぜひお願いします。文化に8億円掛けることは、私素晴らしいと思います。あとはここに委託されてある文化振興事業団が取り返してくれるでしょう。また、同じ課なので先ほどの海外研修事業、8億円に比べると安くございますので、よろしく願いいたします。以上です。

委員長

次に、223ページ、「文化会館改修事業費について」、宮嶋委員に質疑を許します。

宮嶋委員

上野委員が全て質問されましたので、私はこれ終わりますが、メンテナンスをしていくことで立派な財産ですのでこれを皆さんが有効に使えるようにということで、8億円すごいなと私も思いますけども、ぜひ有効に使えるように活用してください。

委員長

次に、224ページ「全国大会等出場報奨金について」、梶原委員に質疑を許します。

梶原委員

224ページの教育費、保健体育総務費で全国大会等出場報奨金についてお尋ねをいたします。この全国大会の報奨金についてはですね、文化面も含めて年齢を外されてということでございますけれども、平成23年度に対象になった団体はどのような方、または団体も含めてですね、ちょっとお尋ねいたします。

生涯学習課長

平成24年2月末までの申請があったものでお答えします。まず文化関係でございますが、嘉穂高校の吟詠剣詩舞、それから飯塚高校のバトントワラー部の2団体が全国出場を果たしております。またスポーツ部門では、少年野球の飯塚ライジングスターボーイズが全国優勝、大分カヌークラブが中学生3名及び小学生5名が全国大会に出場し、小学生5、6年生部門で全国優勝、また水泳では全国JOCジュニアオリンピックカップに中学生男女それぞれ1名が出場し、女性の方が全国優勝、その他高校総体において嘉穂東高校から陸上競技で2名、水泳で1名が参加し、これらが申請されております。なお、これ以外にも全国大会に出場したチーム、個人については現在連絡をして、いま交付申請の手続についてご説明しているところでございます。

梶原委員

今後について、事後報告でもいいということになるのでしょうかね。

生涯学習課長

年度内においては年度内支給という形で会計年度までに申請していただけるようお願いしているところでございます。全国大会に出場された方については、ある程度こちらで把握しておりますので、そういう方についていま連絡取っているところでございます。

梶原委員

この全国大会の出場ですけれども、予選を伴う競技においてということが制約されているようですが、それはいいんですけれども、障がい者の方々のスポーツ大会に参加された場合でも

この部分が適用されるのかどうか、お尋ねいたします。

生涯学習課長

障がい者の方、特にスポーツ大会についても対象になるようにしております。いま言われたように、要綱にあります県大会、九州大会の予選等があるような大会については全て対象となります。

梶原委員

ありがとうございました。では、そういったことをいろんな方に周知をしていただいて、できるだけこの報奨金について活用していただけるようお願いをしておきます。これで終わります。

委員長

次に、質疑一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

他に質疑はないようですから、第10款教育費については質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第2号については本日の審査をこの程度にとどめ、明日3月16日午前10時から委員会を開き審査したいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。以上をもちまして、平成24年度一般会計予算特別委員会を散会いたします。大変お疲れさまでございました。